

平成 2 4 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 4 年 6 月 1 2 日

閉会：平成 2 4 年 6 月 2 8 日

柳川市議会

第 2 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 12 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 13 日	水	考 案 日	
6 月 14 日	木	本 会 議	議案質疑
6 月 15 日	金	考 案 日	
6 月 16 日	土	休 会	
6 月 17 日	日	休 会	
6 月 18 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 19 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 20 日	水	休 会	
6 月 21 日	木	委 員 会	
6 月 22 日	金	委 員 会	
6 月 23 日	土	休 会	
6 月 24 日	日	休 会	
6 月 25 日	月	委 員 会	
6 月 26 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 27 日	水	事 務 整 理 日	
6 月 28 日	木	本 会 議	採決・閉会

第2回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 38 号	専決処分の承認について（柳川市税条例の一部を改正する条例）	24. 6 .14	承 認
議 案 第 39 号	専決処分の承認について（柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	24. 6 .14	承 認
議 案 第 40 号	平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について	24. 6 .28	原案可決
議 案 第 41 号	柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 42 号	柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 43 号	柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 44 号	柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 45 号	柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 46 号	財産の取得について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 47 号	福岡県介護保険広域連合規約の変更について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 48 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	24. 6 .14	原案可決
議 案 第 49 号	柳川市公平委員会委員の選任について	24. 6 .14	同 意
議 案 第 50 号	柳川市教育委員会委員の任命について	24. 6 .14	同 意

議案 第51号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.6.14	同意
議案 第52号	柳川市固定資産評価員の選任について	24.6.14	同意
議案 第53号	拉致問題意見書について	24.6.12	原案可決
議案 第54号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について	24.6.28	原案可決
議案 第55号	東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書について	24.6.28	原案可決
議案 第56号	工事請負契約の締結について	24.6.28	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第8号	拉致問題意見書提出に関する請願書	24.6.12	採 択
請願 第9号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願	24.6.28	採 択

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報告 第1号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）	24.6.12	報 告
報告 第2号	繰越明許費繰越計算書について	24.6.12	報 告
報告 第3号	柳川市土地開発公社の経営状況について	24.6.12	報 告

柳川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月12日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	北川満
総務	部長	大坪正明	
会計	管理者	横山英真	
市民	部長	田島稔大	
保健	福祉部長	高田淳治	
建設	部長	野田彰	
産業	経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介	
教育	部長兼三橋庁舎長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人	事	秘書課長	島添守男
総	務	課長	白谷通孝
企	画	課長	橋本祐二郎
財	政	課長	石橋真剛
税	務	課長	樽見孝則
健	康	づくり課長	高巢雄三
福	祉	課長	稲又義輝
学	校	教育課長	高崎祐二
生	涯	学習課長	石橋正次
建	設	課長	中村敬二郎
農	政	課長	成清博茂
水	路	課長	安藤和彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美	
議	会	事	務	局	次	長兼議事係長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務係長	池末勇人

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成24年1月分、2月分、3月分)
- (2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第38号 専決処分の承認について(柳川市税条例の一部を改正する条例)

議案第39号 専決処分の承認について(柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程(4) 議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第1号) について

日程(5) 議案第41号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程(6) 議案第46号 財産の取得について

議案第47号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について

議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程(7) 議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第52号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程(8) 報告について

1 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

2 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

3 報告第3号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程(9) 請願について

1 請願第8号 拉致問題意見書提出に関する請願書

2 請願第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願

追加日程(10) 議案第53号 拉致問題意見書について

午前10時 開会

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成24年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

これから、諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る5月23日、東京日比谷公会堂において開催されました第88回全国市議会議長会定期総会において、浦博宣議員が10年以上の勤続議員表彰を受けていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

浦 博 宣 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第88回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成24年5月23日

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

〔拍 手〕

議長（古賀澄雄君）

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。

ただいま表彰受賞されました浦議員におかれましては、大変おめでとうございます。

本日は、平成24年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄について、御報告させていただきます。

初めに、市長会について御報告いたします。

4月19日に豊前市におきまして、第122回福岡県市長会が開催をされました。本市から新規に提案の「大規模災害時における業務支援体制の確立について」や「道路等の整備促進等

について」など合計33議案を提案し、全議案承認をされ、県市長会名において国・県などの関係機関へ要望することとなりました。

次に、5月10日から2日間の日程で、第110回九州市長会総会を本市で開催し、118市中、115市に参加をいただきました。

1日目は、午前中の理事会等諸会議に引き続きまして、午後から総務省からの説明を受け、そして森全国市長会会長や小川福岡県知事、古賀市議会議長を来賓に迎えての総会を開催いたしました。

2日目は、意見交換会として3つの分科会と現地研修といたしまして、川下りと白秋生家など沖端かいわいの散策を行っていただきました。

本市では初めての開催でしたが、事前の清掃活動や交流会などでの郷土芸能・沖の石太鼓などの出演、昼食会場での接待、川下りコースでの出迎えなど、多くの市民の方々の御協力により盛会裏に終えることができました。

御協力いただきました皆様方にこの場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

そして、御参加いただいた115市の皆様には、柳川のよさを御理解いただき「おもてなしの心」が伝わった、満足いただけた大会だったと思っております。

また、総会では本市から提案しておりました「都市財政の拡充強化について」や「地域医療保健の充実強化について」、「農林水産業の振興について」などの8議案は承認、決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することとなりました。

また、6月5日、6日には第82回全国市長会議に出席いたしました。市長会議では、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」や「真の分権型社会の実現を求める決議」など6決議案及び各支部より上程された87議案が決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ要望することとなりました。

また、この間、私が会長を務めております福岡県海岸協会、福岡県農地防災・災害支援協議会、筑後川下流土地改良区連合、福岡県市町村福祉協会など13団体の総会を開催するとともに、福岡県県南総合開発促進会議、筑後田園都市推進評議会、筑後七国商工観光推進協議会など、広域で構成する協議会や期成会など7団体の総会が相次いで開催され、今年度の事業計画などが承認、決定されました。

なお、5月28日に開催されました、筑後田園都市推進評議会におきまして、行方がわからなくなった認知症高齢者を広範囲で検索するため、同評議会構成の12市町で、全国初の「高齢者等徘徊SOSネットワークの広域連携に関する協定書」を締結いたしました。

また、時間の許す限りでありましたが、市内27団体の総会に出席をさせていただきました。

さらに、本年は福岡県人権擁護連合会総会や福岡県市町村文化財保存整備協議会、福岡県管工事業協同組合連合会など県レベルの総会が本市で開催され、県内の多くの方々に御来柳いただいているところでございます。

最後に、市内の近況などに関して御報告を申し上げます。

まず、4月1日と8日に両開校区と中島校区の学童保育所の開所式を行いました。子育て支援対策として、市内19カ所のうちこれまでに15カ所に開所することができました。

次に、4月3日には、消費生活問題の専門相談窓口として、柳川・みやま消費生活センターを大和庁舎1階に開設いたしました。

自治体共同開設としては県内初となる同センターには、消費生活専門相談員2人を配置して、市民の皆様が少しでも消費生活に関する被害やトラブルに巻き込まれないよう取り組んで参ります。

また、同日には、大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンター運営協議会総会を開催し、大牟田市の加入が承認され、早速、結婚サポートセンター「なかだっつぁん」の3市による共同運営が開始されました。

広域化によって、会員数がふえ、成婚数の増加を期待するものであります。

次に、水産関係では、4月7日に両開漁協海苔佃煮加工施設の落成式がとり行われました。

同加工場は、老朽化のため最新設備を導入して新築されたもので、生産量の増大とさらなる付加価値を高めた製品によりブランド化を進めていただきたいと思います。

また、今シーズン最後となったノリの入札会が4月10日に行われました。今シーズンは、秋芽ノリで生産枚数が減少し色落ちもありましたが、冷凍網ノリは昨年並みとのことでした。全国的に品薄状態だったため価格が高めに推移して、昨年並みの127億円の売り上げがありました。来シーズンにはことし以上の豊作を期待するものであります。

さらに、翌日の4月11日には、組織の基盤強化と効率化を図り、漁業振興を行うために福岡県有明海漁業協同組合連合会と福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会の合併契約調印式が行われ、6月1日に福岡有明海漁連となりました。

また、6月4日には有明海の魚介類の漁獲量が近年激減している状況を踏まえ、福岡県水産局に対し、一日も早い原因の究明と国の調査機関への有明海再生に関する早急な調査と対策の働きかけを行っていただくよう、要望を行ったところでございます。

最後に、県内生産第1位を誇る小麦につきましては、市内に2,700ヘクタールの麦畑を有していますが、昨年は収穫期の長雨で刈り取りができなくなり、大幅な減産となりましたが、ことしは天候に恵まれて、例年並みの収穫が見込めるものと思っております。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長の報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成24年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、6月8日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日6月12日から6月28日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。13日は考案日。14日を議案質疑。15日は考案日。16日、17日は休日で休会。18日、19日、20日を一般質問。21日、22日を委員会。23日、24日は休日で休会。25日を委員会。26日、27日は事務整理日。28日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

次に日程3、議案第38号から日程7、議案第52号までの15議案の一括上程であります。

日程8が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程9は、請願についてであります。

本定例会に請願2件が提出されております。請願第8号は早急に国へ意見書を提出したいために即決とし、採択となれば意見書議案を議会運営委員会委員全員で提出し、意見書議案も即決の予定でございます。請願第9号は、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が、議案質疑についてであります。

初めに、議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決。

次に、議案第40号を議題とし、質疑終了後、議案第40号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第41号から議案第45号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、5議案とも即決。

次に、議案第46号から議案第48号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも即決。

次に、議案第49号から議案第52号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番河村好浩議員並びに16番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3～第7 議案38号～議案第52号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第38号から日程7．議案第52号までの15議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回、御提案いたします議案第38号から議案第52号までの15議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第38号 専決処分の承認について、専決第2号、柳川市税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これは、平成24年3月に公布された「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が、同年4月1日から施行されるのに伴い、条例の一部を改正したものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、個人市民税につきましては、個人年金所得者の申告手続の簡素化、固定資産税につきましては、土地に係る負担調整措置の一部見直しを行い、あわせて条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第39号 専決処分の承認について、専決第3号、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これは、平成23年12月に「地方税法の一部を改正する法律」が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の課税の特例において、居住用財産の買いかえの特例等の期限について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合は、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長したものであります。

次に、議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,394千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28,067,394千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、ふるさと元気応援基金への積立金10,220千円、経済センサス費55千円を増額補正しております。ふるさと元気応援基金への積立金については、19名の方から寄せられた「ふるさと寄付金」を財源として積み立てるものであり、経済センサス費については県委託金の増額によるものであります。

3款・民生費では、東宮永校区学童保育所に設置する非常時用垂直式救助袋の購入費600千円を増額補正しております。

この学童保育所は、東宮永小学校体育館の2階に設置されておりますが、その出入り口は1カ所となっております。

このため、今回、新たに垂直式救助袋を同保育所内に設置することにより、火災等の非常時における児童の安全性の向上を図るものであります。

4款・衛生費では、みやま市と共同で整備します一般廃棄物処理施設の整備地決定に向けた候補地の調査事業費8,450千円を増額補正しております。

なお、本年5月28日に、同施設の整備を円滑に推進するため、本市を事務局とした柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備連絡協議会を設置いたしました。

5款・労働費では、シルバー人材センター企画提案事業補助金2,900千円を増額補正しております。

柳川市シルバー人材センターは、現在、就業を通じた高齢者の社会参加及び生きがいづくりを推進するとともに、培った経験や知識を生かした社会の担い手としても活動しております。

今回の補正は、その一環として、柳川市シルバー人材センターが企画提案事業として実施します「みんなで広げよう・介護の輪事業」が、国の新規採択を受けたことなどによる国庫補助金の増額に伴い、その増額分と同額を計上しているものであります。

なお、当該国庫補助金については、県シルバー人材センターを通して、直接柳川市シルバー人材センターへ交付されることとなっております。

6款．農林水産業費では、人・農地プラン策定経費184千円を増額補正しております。

人・農地プランについては、地域農業が抱える諸課題に対応するため、担い手の確保や農地の集積をどのように進めていくかなどを定めるものであり、このプランを策定することにより、その中で位置づけられた青年新規就農者や農地集積等に対して、国からの支援を受けることができるようになったものであります。

9款．消防費では、消防団への貸与備品の購入費1,300千円、緊急時における団員の駐車場としての、消防団第2分団格納庫東側民有地の買収に向けた、不動産鑑定委託料165千円などを増額補正しております。

なお、貸与備品の購入については、現在、消防団各分団に貸与しております防火外灯の中には、破損しているものなどが多く見受けられますことから、今回、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用して、消火活動時における団員の安全確保の面から買いかえるものであります。

10款．教育費では、大和中学校が県教育委員会から重点課題の研究校に指定されたことによる補助金100千円、及び江上神社風流保存会用具新調コミュニティ補助金1,300千円を増額補正しております。

なお、江上神社風流保存会用具新調コミュニティ補助金については、同保存会が伝統芸能である風流に使用するかね、シャグマなどの用具を新調することに対して、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を財源として交付するものであります。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、14款．県支出金では、人・農地プラン策定に係る戸別所得補償経営安定推進事業費や重点課題研究指定校補助金等285千円を増額補正しております。

16款．寄付金では、ふるさと寄付金10,220千円を増額補正しております。

18款．繰越金では、8,344千円を増額補正しております。

19款．諸収入では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備調査費に係るみやま市負担金や、消防団への貸与備品の購入及び江上神社風流保存会用具新調補助金に係るコミュニティ助成金など6,545千円を増額補正しております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

次に、議案第41号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成21年7月に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」、及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成24年7月9日に施行されることにより、柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされるとともに、外国人登録法の廃止で現行の外国人登録制度がなくなるため、本市印鑑条例に規定する外国人登録法に基づく関連条文及び関連文言の表記を削除するものであり、あわせて本市手数料条例に規定しております外国人登録法の規定に基づく登録原票記載事項証明書の交付手数料を廃止するものであります。

次に、議案第42号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、議案第41号と同様に、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、市内に居住する住民として外国人住民も住民基本台帳法の適用対象とされることから、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第43号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災を受けて制定された津波防災地域づくりに関する法律にあわせて、平成23年12月に公布されました「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、水防法の一部が改正されましたので、同法を引用する条文の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市シルバー人材センターの名称変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

平成20年12月に施行されました公益法人制度改革法により、「社団法人柳川市シルバー人材センター」が、公益社団法人への移行申請手続を行っていたところ、本年3月21日に福岡県知事から公益社団法人として認定を受け、法務局への登記を行い、同年4月1日から「公益社団法人柳川市シルバー人材センター」と名称が改まったところであります。このため、引用法令の条項の整備とあわせて、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第45号 柳川市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年10月に公布されました「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により、道路法施行令の一部が改正されましたので、同法を引用する条文の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防本部柳川消防署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、新たに消防ポンプ自動車1台を購入するものであります。

去る5月21日、平成24年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加10社による指名競争入札を実施しましたところ、消費税5%を含む34,093,500円で、株式会社倉重ポンプ商会 代表取締役 倉重信一が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第47号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成21年7月に公布されました「住民基本台帳法の一部を改正する法律」において、このうち外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることの規定が、平成24年7月9日に施行されることに伴い、当広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、市町村の負担金の人口割及び高齢者人口割を算出する際の対象となる人口について、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口としておりますが、法改正により現行の外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳に外国人登録者が含まれることから、同広域連合規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、議案第47号と同様に、平成21年7月に公布されました「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、当広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、当広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定について、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口としておりますが、法改正により現行の外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳に外国人登録者が含まれることから、同広域連合規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本市公平委員会の石橋秀一委員が、平成24年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本市教育委員会の横地景子委員が、平成24年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

人権擁護委員の松藤正信委員が、平成24年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第52号 柳川市固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

本市固定資産評価員については、課税担当課である税務課長を議会の同意を得て選任しておりますが、本年4月の人事異動に伴い、現在の樽見孝則税務課長を新たに選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、15議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定及び御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第8 報告について

議長（古賀澄雄君）

日程8．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 柳川市土地開発公社の経営状況について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第1号から第3号まで御説明申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、柳川市道における公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成24年3月7日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成24年2月10日午前10時55分ごろ、国土調査課職員が公用車を運転し、大和庁舎から柳川庁舎に帰庁していたとき、柳川市佃町の横橋交差点内に南から進入したところ、西から東に走行中の相手方の軽乗用車の右前方に接触し、損傷を与えたものであります。これに係る損害賠償額を520千円と決定いたしましたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、平成23年度一般会計補正予算（第4号）等において御承認いただきました、学童保育所建設事業外12件の繰越明許費予算について、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり、1,208,200,758円を平成24年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 柳川市土地開発公社の経営状況について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を、当該公社の決算書等に基づき、報告するものであります。

平成23年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は123,260,858円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を

合わせた費用は123,358,089円となっており、収入支出差し引き97,231円の純損失を生じております。

したがいまして、平成23年度における準備金は、前年13,182,467円と、平成23年度の97,231円の純損失との差引額13,085,236円でありまして、これを平成24年度に繰り越しております。

財政状況については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は、現金預金及び公有用地を、固定資産はパソコンを保有いたしております。

また、固定負債には、柳川市からの長期借入金があります。

平成24年度事業費については、公共用地管理費として502千円を計上いたしております。

以上、御報告申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第9 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程9．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は、お手元に配付しておりますとおり2件であります。

お諮りいたします。請願第8号 拉致問題意見書提出に関する請願書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり採択されました。

お諮りいたします。請願第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員全員から議案第53号 拉致問題意見書が提出をされました。これを日程に追加し、日程10として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、議案第53号 拉致問題意見書を日程に追加し、追加日程10として議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第10 議案第53号

議長（古賀澄雄君）

追加日程10 議案第53号 拉致問題意見書を議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提案者の提案理由の説明を求めます。

9番（荒木 憲君）（登壇）

提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号 拉致問題意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第8号 拉致問題意見書提出に関する請願書の採択を受けて、議会運営委員会委員全員で提出するものであります。

北朝鮮による拉致事件を全面解決し、拉致被害者の全員を早急に救助することを政府に求め、意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 拉致問題意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって本案は可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月14日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	北川満
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	横山英真	
市民部	長	田島稔大	
保健福祉部	長	高田淳治	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎	長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人事秘書課	長	島添守男	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	橋本祐二郎	
財政課	長	石橋真剛	
税務課	長	樽見孝則	
健康づくり課	長	高巢雄三	
福祉課	長	稲又義輝	
学校教育課	長	高崎祐二	
生涯学習課	長	石橋正次	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	安藤和彦	
商工振興課	長	田中利光	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池末勇人			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第38号 専決処分の承認について(柳川市税条例の一部を改正す

る条例)

- 2 議案第39号 専決処分の承認について(柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 3 議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第41号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第42号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第43号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第45号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第46号 財産の取得について
- 10 議案第47号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 11 議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 12 議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 13 議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 14 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 15 議案第52号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、今月6日、寛仁親王殿下が逝去され、本日、御喪儀がとり行われます。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

日程第1 議案質疑について

議長(古賀澄雄君)

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また自己の意見を述べることをしないようお願いをしておきます。

議案第38号 専決処分の承認について（柳川市税条例の一部を改正する条例）
及び議案第39号 専決処分の承認について（柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

についての2議案を一括議題といたします。

本案について、質疑を行います。

18番（藤丸正勝君）

議案第38号 専決処分の専決第2号、柳川市税条例の一部を改正する条例で、今度の改正によって、どのような効果がまたどれだけ期待されておるかなと思っているところでございます。

ここに提案されておる専決処分の議案書で説明されてありますが、担当課のほうは十分理解されてあると思いますけれども、議案書の3ページから8ページでございますけれども、この一部改正の第36条の2第1項、附則第12条第2項及び第4項、それから、第21条の2のこの3条例について質問をいたしたいと思います。

この条例というのは直接、市民の税金にかかわるものでありますので、もうこの提案理由だけでは少しわからないところがありますので、もう少し執行部のほうには、かみ砕いた説明をしていただきたいと思います。

まず、第1点でございますが、市長提案理由説明書の1ページで、個人市民税については、個人年金所得者の申告手続の簡素化と書いてありますが、その簡素化とは柳川市が特定した方が、特定していないならその対象者とはどのような方でしょうか。それから、その年齢制限とか、そういうのがありましたらお答え願いたいと思います。

それから、申告手続の簡素化ということで市民にはどういうふうな効果があるかということでございます。

それから、2番目の土地に係る負担調整措置とは、附則第12条2項の説明をお願いいたします。

それから、同じ質問でございますけれども、今回の宅地に係るこの据置措置の廃止の目的、それはどういうものかということでございます。

それと3点目、附則第21条の2の特定移行一般社団法人の内容について説明を伺います。それと、こういう特定移行一般社団法人というのが柳川市にはあるのかなのか、あったらどういう施設かお答え願いたいと思います。

まず、1回目の質問でございます。

税務課長（樽見孝則君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の個人年金所得者の申告手続の簡素化ということで、その対象者はということでございますけれども、今回対象となるのは、女性の寡婦、男性の寡夫でございます。

これにつきましては、税法で規定されております。女性の寡婦の場合は次のいずれかに当てはまる方が該当いたします。夫と死別し、もしくは離婚した後、婚姻をしていない人で扶養親族がいる人。または、生計を一にする所得金額が380千円以下の子供がいる人。または、夫と死別した後、婚姻をしていない人で合計所得金額が5,000千円以下の人でございます。

一方で、男性の寡夫の場合は、次の3つの要件すべてに当てはまる方が該当いたします。1つは、合計所得金額が5,000千円以下であること。2つ目が、妻と死別し、もしくは離婚した後、婚姻をしていないこと。3つ目が、生計を一にする所得金額が380千円以下の子供がいることでございます。ということで、年齢等の制限はございません。

次に、申告手続の簡素化でどういう効果があるかということでございますが、これまで年金所得者で寡婦（夫）に該当される方は、申告をしなかった場合は、寡婦（夫）控除が受けられませんでした。しかし、このたびの税制改正で年金の支払者から市に提出される公的年金報告書に寡婦（夫）の記載が追加されまして、申告をしていただかなくても適用の有無を把握することが可能になったことから、申告手続の簡素化を図ったものでございます。

次に、附則第12条第2項の関係で、まず、改正の内容を申し上げますと、今回は土地に係る負担調整措置が現行の仕組みを平成26年度まで3年間延長されることになりました。ただし、これまで負担水準が80%以上、100%以下の住宅用地につきましては、前年の課税標準を特例で据え置くことにしておりましたけれども、本来の評価額によって課税される土地との公平感が保たれなくなっている現状を踏まえて、平成24年度と平成25年度は負担水準が90%以上、100%以下の住宅用地に限り、特例によって据え置くことといたしまして、平成26年度から据置特例を廃止しまして、負担水準が100%以下の住宅用地すべてに負担調整措置を適用することにいたしましたものでございます。

この土地に係る負担調整措置ということについて御説明申し上げますと、宅地につきましては、平成6年度にこれまで市町村ごとにばらつきがありました評価水準の均衡を図るため、評価水準を全国一律に地価公示価格の7割をめどとする評価がえが行われております。この結果、評価額と課税標準額の間大きな開きが生じております。このように、評価額が急激に上昇した場合でも、税の負担の上昇は緩やかになるように課税標準額を緩やかに引き上げて、徐々に評価額に近づいていくように設けられた制度が負担調整措置でございます。

今回の据置措置の廃止の目的について御説明申し上げますと、これは現在、同じ評価額の土地でも評価額で課税された土地と、据置特例に該当する土地とで実際の税額が異なるのは税負担の公平性の面で問題があるということで、今回改正を行ったものでございます。

次に、附則第21条の2の内容について御説明申し上げます。

今回の税法の改正で、特定移行一般社団法人等が設置している図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税措置が創設されたことに伴い、その申告の手続を条例に追加したものでございます。

この特定移行一般社団法人とは、平成20年の公益法人改革以前の公益法人のうち、財政基盤が脆弱であるために、国、県が設置する公益認定等委員会の認定を受けた公益社団、財団法人に移行できずに一般社団、財団法人に移行せざるを得なかった政令で定めた一定の要件を満たす法人のことです。既に認定を受けた公益社団、財団法人につきましては、非課税措置が設けられておりましたけれども、今回、特定移行一般社団法人等を救済する意味で法改正が行われたということですのでございます。現在、市内には該当する施設はございません。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

最初の年金所得者への申告手続の簡素化ということでもございましたけど、これは所得とか、死別されて結婚されていなくて、扶養生計が380千円以下の方を扶養しているということで、その方たちは自分から申告をしなくてもいいということでも理解しておきたいと思っております。

それと、この2番目の土地に係る措置というのは、平成26年までということでも平成26年から以降はまた見直しとか、平成26年から100%になるということでもございますけど、それ以降もまた見直しがあるのか、それも後のほうでまたいいからですね。それからまた、社団法人については今のところ柳川市にはないと。こういう施設ができたときの措置とか、税制法の規制とか。そういうことのために今度つくっているということも思っておりますけど、そういうことですかね。

それから、2回目の質問に参りますけど、この36条2の寡婦（夫）を削除したということでもございますけれども、今回のこの改正に伴い、申告する必要がなくなる人がこの柳川市内にはどれくらいおられるか、わかったら教えてもらいたいと思っております。

それから、2番目の質問の、宅地で今年度の負担水準が100%未満の土地、80%の土地が柳川市にはどれくらいあるかわかたら教えてもらいたいと思っております。

それから、3番目の質問は、先ほど言いましたように税制上の規制ということで、条例の中でなぜこれが追加されたのかなということでも思っておりますので、この3番目の質問は答弁は要りません。

1番目と2番目の質問に対するの答弁をお伺いいたします。

税務課長（樽見孝則君）

まず、申告する必要がなくなる人が何人ほどいらっしゃるかということでもございますけれども、今年度で申し上げますと、150の方が年金所得のみで寡婦（夫）控除を受けられております。こういった方が、申告の必要がなくなるものと考えております。

次に、負担水準が100%未満の土地の割合でもございますが、今年度で29.1%が100%未満でございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

3回目でございますけど、この寡婦（夫）控除を受けられる男女の方たちが柳川市には大体150名ということでわかりました。

それで、2番目の質問でございましたけど、12条2項では、負担水準が10分の8から10分の9になるという御説明でございますけれども、これが平成24年度からということでございますので、平成24年度から、俗に言う固定資産は上がるということでしょうか。上がるとしたら、どれくらいこれが上がるか。それから、この平成24年度、市全体を見た固定資産税、それがどれくらい上がるかですね、この一部改正してから。ということでございますので、この点わかったらお伺いしたいと思います。

税務課長（樽見孝則君）

今年度から負担水準が80%以上90%未満の土地につきましては、据置措置を廃止しまして、負担調整措置を講じることになります。そのことによりまして、固定資産税、税額といたしまして全体で500千円ほどの増額となります。（「全体的には」と呼ぶ者あり）

固定資産税全体的に申し上げますと、評価がえとか土地の下落が影響しておりまして、前年度に比べて下がっております。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 専決処分の承認について（柳川市税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第39号 専決処分の承認について（柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）

議案第40号、補正予算について。3月議会でこの年間予算の議決がされまして、まだ3カ月しかたっておりません。今回、シルバー人材センター企画提案事業補助金2,900千円を増額補正してありますけれども、これは急ぐ必要がどこにあったのか、お尋ねいたします。

それと、「みんなで広げよう・介護の輪事業」が、国の新規採択を受けたことによると説明がっておりますけれども、この事業の詳しい説明をお願いいたします。

以上です。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの梅崎議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの平成24年度当初予算につきましては、平成23年度末の段階で運営費の予算要望と企画提案事業の予算要望を受けて予算措置を行いまして、3月議会で議決を行っていただいておりますが、平成24年3月に、国から企画提案事業採択の最終審査が行われ、柳川シルバー人材センターが提案しました追加事業と事業費が採択をされております。このため、平成24年3月30日に国の補助金の内示通知がされました。この補助事業の決定に当たっては、市の補助金の決定が条件となっておりますので、同額の補正を6月議会にお願いしまして、国の事業採択を正式にさせていただきたいというふうなことでございます。

それから、続いての質問をいただいておりますけれども、新規事業といたしまして、「みんなで広げよう・介護の輪事業」というふうなことでお尋ねがっております。

これにつきましては、どのような事業かというふうなことのお尋ねでございますけれども、柳川市が非常に高齢化率が高まっている、そういう状況でございます。このため、その具体的な事業といたしまして、寝具乾燥とかを行うということでございます。

これは、単身高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者、重度身体障害者に対する直接訪問をいたしまして、シルバー人材センターの会員が寝具乾燥等を行うものでございます。

また、あと、市民公開講座を開催いたしまして、市民や会員の方を対象に、介護の仕方、それから健康体操、それから郷土料理等の講習会などを行いまして、介護の事業として実施するものでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この事業は、まず、寝具乾燥が主な事業でしょうか。それと、民間とかJAとかしておりますけれども、そういうふうな事業と競合するところはないわけでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

「みんなで広げよう・介護の輪事業」につきましては、シルバー人材センターが実施をいたしまして、これは市の福祉課で実施をしております事業と、この委託を受けて実施をするというふうなこともなっているようでございます。

それから、先ほどおっしゃいました民間の家事サービスとかが、ホームヘルプサービスとか行われているようでございますけれども、こういう寝具乾燥等については、これはちょっと私もびしっとそこまで把握をいたしておりませんが、ないんではないかというふうにお答えしておきたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

この事業はまだ皆さん御存じないと思いますけれども、いわゆる民間のどこも介護事業は引っ張りだこといいですか、この事業が広がっていると思います。

シルバー人材センターのこの事業と、今あります民間の事業、例えば、JAも含めますけれども、そういうようなところと競合しないかどうか、もう少し詳しい説明ができましたらお願いしたいと思います。

商工振興課長（田中利光君）

事業の実施に当たりまして、この介護の事業実施に当たりましては、市の福祉課とも協議をしながら実施をしておるわけでございます。先ほど申しましたように、寝具乾燥、それから講習会等を主に事業の内容としておりますので、先ほども申し上げましたように、詳細な民間事業の調査を私自身が行っておりませんので、はっきりお答えすることはできませんけれども、そういう直接的な競合がない事業だというふうに認識をいたしております。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第41号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第45号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）

議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部改正についてお尋ねいたします。

シルバー人材センターは、4月1日付で社団法人から公益社団法人にしなければならなかった理由と、その社団法人と公益社団法人の違いについてお尋ねいたします。

以上です。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

2008年、平成20年でございますけれども、12月1日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律など、いわゆる公益法人改革3法が施行されました。これに伴い、今までの社団法人は平成25年11月30日までの5年間の移行期間内に公益社団法人または一般社団法人の認可を受けなければならないとなっております。この認可を受けない9法人は、移行期間満了日に解散するものとみなされることになっております。

そこで、柳川市シルバー人材センターは、公益社団法人としての認可を受けるために福岡県公益認定等審議会の認定申請を行いまして、平成24年3月21日に福岡県知事より公益法人としての認可を受け、平成24年4月1日に公益法人柳川シルバー人材センターとして発足したものでございます。

2点目の御質問の社団法人と公益法人の違いは何かについてお答えさせていただきます。

一般社団法人の事業目的には特に制限がございません。一定の要件のもと設立登記を行うことにより、一般社団法人が成立することとなっております。一般社団法人には、公的機関への申請などは必要ございません。

一方、公益社団法人につきましては、公益目的事業を主たる目的とすることが必要となっております。

また、公益社団法人として認定を受けるために福岡県公益認定等審議会の認定を受け、県知事が認可することが必要となっております。

柳川シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業などを促進することにより、活力ある社会づくりを目指し、公益事業を行うため公益法人を申請し、認可されたものでございます。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第46号 財産の取得について

議案第47号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について

及び議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号 福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員会

付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について

及び議案第52号 柳川市固定資産評価員の選任について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。4議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり石橋秀一氏の柳川市公平委員会委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は石橋秀一氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり横地景子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は横地景子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり松藤正信氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は松藤正信氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり樽見孝則氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は樽見孝則氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時36分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月18日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		滿
総	務	大	坪	正	明
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
総	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稻	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
安	全	野	田	洋	司
廃	棄	安	河	一	章
子	育	大	石	涼	子
商	工	田	中	利	光
柳	川	椛	島	謙	治
生	活	目	野	稔	男
観	光	乗	富	祐	治

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
					係	長	亀	崎	公
									徳

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	16 番 緒 方 寿 光	1 . 選 挙 時 (平 成 21 年) の 次 の 「 マ ニ フ ェ ス ト 」 の 実 現 は い か に (1) 「 川 の 駅 」 整 備 は (2) 農 漁 業 体 験 型 観 光 民 宿 は (3) 浚 渫 に よ る 流 水 の 確 保 は (4) 浚 渫 し た ヘ ド ロ の 再 利 用 シ ス テ ム の 確 立 は (5) 「 地 場 産 業 」 の 振 興 と 「 若 者 の 雇 用 の 場 」 の 確 保 は 2 . 「 持 ち 家 手 当 」 の 廃 止 は い か に (1) 本 市 の 支 給 状 況 は (2) 今 後 の 方 針 は	市 長 "
2	4 番 白 谷 義 隆	1 . 通 学 路 の 安 全 確 保 に つ い て 2 . 市 内 私 立 高 校 の 学 科 削 減 に つ い て	市 長 ・ 教 育 長 "
3	3 番 熊 井 三 千 代	1 . 災 害 廃 棄 物 広 域 処 理 の 取 り 組 み に つ い て 2 . 通 学 路 の 安 全 確 保 に つ い て 3 . 市 独 自 の 第 3 子 優 遇 制 度 に つ い て	市 長 市 長 ・ 教 育 長 市 長
4	23 番 梅 崎 和 弘	1 . 通 学 路 の 点 検 、 状 況 把 握 は ど う な っ て い る の か 2 . 市 内 の 公 共 建 物 の 入 口 に 車 椅子 用 の ス ロ ー プ 確 保 に つ い て 3 . 住 宅 リ フ ォ ー ム 制 度 に つ い て 4 . シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー に つ い て	市 長 ・ 教 育 長 市 長 " "
5	10 番 高 田 千 壽 輝	1 . 今 後 、 中 国 と の 交 流 に つ い て 2 . 市 民 体 育 館 の 改 修 ・ 空 調 に つ い て 3 . 小 中 学 校 の 土 曜 日 開 校 に つ い て	市 長 " 教 育 長

午 前 10 時 開 議

議 長 (古 賀 澄 雄 君)

皆 さん お は よ う ご ざ い ま す 。 本 日 の 出 席 議 員 全 員 、 定 足 数 で あ り ま す 。 よ っ て 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

日 程 第 1 一 般 質 問 に つ い て

議長（古賀澄雄君）

日程１．一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第１順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。

まず、質問に入ります前に、このたびの寛仁親王殿下の薨去に当たりまして、心より御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問通告に従いまして、市長のマニフェストの実現はどうなっているか、それと持ち家手当は廃止すべきではないか、この２点についての質問を行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を求めます。

さて、日本の財政状況がこれまでに悪くなっています。何と国の借金は、平成23年度末で過去最大の959兆円で、今年度末までに1,000兆円を超える予想です。年に2%の利息だけで20兆円です。そして、柳川市は平成22年度の決算で410億円の借金です。単純に、市民一人の金額に直すと、576千円の借金です。さらに、柳川市の歳入のうち、市民税、固定資産税、軽自動車税などの市税はおよそ60億円ですが、この金は人件費のおよそ50億円で毎年消えています。私は、さらに財政が悪化すると第二、第三の夕張にならないかと憂慮しておりまして、税金や使用料の引き上げを初め学校の統廃合はもちろんのことですが、補助金カットなども行われ、今以上に人口が流出すると考えています。

皆さん御存じのように、柳川市の平成21年4月の人口は、およそ7万3,300人でした。そして、平成22年の7月には7万2,250人、ことしの平成24年3月では、何と7万1,181人となりました。簡単に言いますと、ここ3年間で2,100人が減り、その結果、国からの交付金は、単純に考えますと210,000千円の減額になったと考えます。

そこで、私は行財政改革を進めるためには、思い切った見直しをする決断と実行力が要ると考えます。まさに、歳入をふやすのか、歳出を抑えるのか、この2つしかない。そして、トップリーダーが職員や議員の顔を見て、風見鶏的なようなことでは改革はできません。原点は、だれのための市政運営かということです。それは、もちろん市民のためです。名古屋の河村市長、大阪の橋下市長は、真に住民のための行財政改革を訴えています。私は同感です。

また、私は景気低迷の今の時代に、当然のことですが、二重行政の見本となるような箱物づくりは時代錯誤と考えます。金子市長は、マニフェストに掲げられた総合運動公園建設を白紙にされました。私は、このことについては当然のことだと考えています。まずは、当たり前のことですが、柳川市の歳出、約32%の97億円を超える民生費に係る市民の負担の軽減、また市民のサービスに目を向けるべきではないかと強く考えます。

さらには、徹底的に行財政改革を行い、そのことで捻出した財源、原資を持って投資事業、要は柳川市の将来のために金を生むことのできる事業を大いにやるべきだと考えます。

さて、質問ですが、金子市長は、3年前の平成21年の選挙時に、市民に対してマニフェストを出されています。それは、今後の本市にとって重要施策ということで、例えば、川の駅、農漁業体験型観光民宿、水環境の再生、しゅんせつヘドロの再利用システム、さらには地場産業を振興し、若者の雇用の場を確保するといった公約です。また、市長は4年以内に実現しますとされながら、私は現時点でこの公約がどうなっているのか、全くわからない状況です。

そこで、まずは3年前に立てられた御自身の公約をどのような考えのもとで、どのような思いのもとで掲げられたのか。そしてまた、市長は当時どのような覚悟を持って、この施策を実現するとしていたのか、まずは大きくはこの2点を市長に率直にお聞きします。

この後の質問は自席より行います。まずは、この質問に対し、簡潔明瞭な答弁を求めます。

以上です。

市長（金子健次君）

おはようございます。緒方議員のマニフェストについての御質問についてお答えをさせていただきます。

私は、市長選挙に立候補するに当たりまして、47項目をマニフェストに掲げ、市民の皆さんから市長としての信任を受け、今日まで3年間、全力で行政施策を推進してまいったところでございます。

マニフェストには、「活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりをめざして、若者が夢と希望を持てるまちをめざし、住みたいまち、住み続けたいまちづくりを進めます」という基本理念を掲げさせていただきました。厳しい時代だからこそ、未来に向かってみんなで本気になって夢を語ることからまちづくりを始めることが必要なことと考えまして、基本理念を示したところでございます。

この基本理念のもと、柳川市の農漁業、商工観光業など、すべての事業者の皆さん、そして市民の皆さんの御協力をいただきながら、柳川を発展させたい、活性化させたいとの思いで現在まで政策を推進してまいったところでございます。47項目の中には、緒方議員が指摘されるように、未完成の分も含まれております。また、総合運動公園のように、方向を見直した事業

もあります。マニフェストの検証も定期的に行いながら、市民の皆さんへのマニフェスト進捗状況を市報などで公開してまいったところでもございます。

また、昨年8月には青年会議所主催によりますマニフェスト検証会も開催をされ、達成状況や取り組みの内容などを報告したところでございます。

現在、私のマニフェスト47項目のうち、約6割は達成できましたが、達成できていない項目については、私はマニフェストを基本としながら、これを発展させたり、あるいは目的達成のためにやり方を見直していくことが必要ではないかというふうに考えております。

重要なことは、市民の皆様にご支持をいただける市政運営をしていくことであり、そのためには、当初掲げましたマニフェストに固執することなく、さまざまな状況を的確に判断しながら、必要に応じて見直しをするなど、柔軟に対応していかなければならないと私は思っております。そうすることで、市民の要望や期待にこたえていくことが市長としての私の務めだと考えております。

マニフェストに掲げた基本理念は、今も少しも揺らいでおりません。残りの期間、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、川の駅についての御質問でございますけど、これまでも緒方議員から川の駅についての整備についての御質問をいただき、答弁をしております。基本的な考えといたしましては、川下りコース沿いを中心に、まち歩きを楽しみながら、立ち寄りたような魅力ある見どころをつくり出し、まち歩きの立ち寄り場所を設けて、そこに川下りのお客様が船からおりて立ち寄れるようにする、つまり、川下りとまち歩きを融合することによって、柳川観光の魅力を膨らませ、滞在時間の延長や経済効果につなげようとするものでございます。

このため、平成21年の11月から12月にかけて「ゆつらーっと柳川」と称しまして、乗りおり自由なお堀めぐり運行とまち歩きの社会実験を行いました。その結果、利用者の評判はよかったものの、幾つかの課題も明らかになりました。

例えば、一部コースでは水位の確保ができずに、船が通れないときがあったことや川下り業者の皆さんの理解を得ること、そしてまち歩きの歩行者を大きくふやすことは一朝一夕にはできないということなどであります。まず、優先しなければならないことは、川下りコースの堀の水量や水質の改善であります。当時の麻生知事や現在の小川知事にも直接会って、矢部川の日向神ダムの弾力的運用や水量の確保を重ねてお願いをしてまいりました。また、関係団体においても、武家屋敷を活用した写真展や柳川ひな祭りさげもんめぐり期間中のひなめぐり船の実施など取り組みがなされております。

さらに、地元観光ボランティアガイドの皆さんなどの協力を得て、西鉄柳川駅などを起点に、柳川商店街エリアや商店街に近い川下りコースを取り巻く見どころや立ち寄りどころを3コースに分けて紹介をし、観光マップも作成をいたしました。

私が構想を描いた川の駅については、短期間にできるものではないと思っております。今

後も、将来の課題として取り組んでまいります、今はこのようなソフト事業のしっかりとした下地づくりをしていくことが大事だと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長より御丁寧な答弁をもらったんですけど、私はまず公約をどういう思いで立てられたのか、そしてこれをどういう覚悟で実現されようとしているのか、この2点について実は聞いたわけですし、川の駅はまだ聞いていないですよ。

今、川の駅の話が出ましたけれども、この任期中にはできないということで答弁があったと認識しておりますが、問題点、なぜできなかったのか、ここを市長はどのように検証されているのか、お聞かせいただけますか。

市長（金子健次君）

答弁の中で今申し上げましたように、いろんな市民の意見、そして柳川を訪れる観光客の意見というのは、もっともっと柳川の川下りコースの水がきれいであればならないというふうに私は感じておるわけでございます。そういう意見が多かったです。

それと、もう1つが川下りコースの水量がどうしても少ないと。そういうことで、何回か福岡県に対してお願いしたり、また筑後川の導水の関係にもお願いしたことがございます。そういう意味では、その問題が川の水量とあわせて、川の水質改善等が一番先決ではないか、その後に、そういう状況の中で、私は川の駅というふうになるかと考えているところです。

16番（緒方寿光君）

私は大変残念に思っているんです。実は市長がマニフェストに書かれておりますけど、この川の駅で地場産品の直売所、ボランティアガイドでの観光情報の提供とか、いろんな網羅をして、これを核に柳川市の発展につなげていこうという気概があったんじゃないかなと僕は思うんですね。この川の駅についてはこれ以上は言いませんけれども、この後任期9カ月ですか、この間では川の駅を整備するという事までには、まずできない、厳しいということで理解していいんですかね。

市長（金子健次君）

来年の4月23日が任期でございます。あと残り10カ月というふうになると思いますけれども、その中で実現可能かどうかということでございますけれども、今、先ほど申し上げましたように、第一番にやっぱり水の量とか水質改善とか、そういうもろもろの問題等を含めまして、もう1つ一番大きな問題は、川下りコースの業者の問題との意見のいろんな形をやっぱりヒアリングして、そして一体で取り組みをしなければならないというふうに思っておりますので、以上3点が大きな理由ではないかということで、任期中にはできないということをお知らせいたします。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、次の市長のマニフェストについての質問をします。

市長は、農漁業体験型観光民宿を実現するというお話をいただいておりますが、これは市長御自身が柳川の産業の活性化策ということで、4年以内の実現をしてお話をされてありますが、今現在の進捗状況ですね。私は、半年前の12月議会だったと思いますが、市長答弁で、予算面でこの新年度、24年度でできるかどうか、検討の段階だというお話をいただいておりますが、どのような検討をされて、結論としてどうなったのか、お尋ねします。

産業経済部長（古賀廣介君）

市長のほうと打ち合わせをしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

この農漁業体験型観光の民宿等についてお答えを申し上げます。

農産物収穫体験、潮干狩り等の漁業体験、市民農園、観光農園、農漁業者との交流活動、農産物の直売所など、幅広いものがあると思っております。

現在、福岡都市圏を中心に参加者募集を行い、日帰りのバスツアーにおいて、農漁業を初めとする本市の特産品を使った料理や名所、自然などを体験していただき、本市のいいところを感じてもらい、多くの皆さんに柳川のいいところを発信しております。また、特産品であるツボミナやあまおう、ナス、巨峰等の農産物収穫体験やノリスギ体験、潮干狩りの見学など、漁業体験の体験ツアーも実施しているところであります。このような体験ツアーを通じて、受け入れする地元農家、漁家の皆さんの意識も醸成されていくことを期待しております。

まだまだ不十分ではあると思っておりますが、体験、交流、食といったツーリズムの切り口で、将来的には宿泊滞在型を目指し、地場産品の消費拡大、販路拡大など、農業、漁業、さらには観光の振興につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ということは、今期の市長の任期の中では、この民宿までは実現できないということですね。

産業経済部長（古賀廣介君）

先ほども申し上げましたように、こういった取り組みについては、やはり受け入れ側のやる気といたしますか、そういったことがなければ、市の職員だけでなし得るものではないというふうに考えております。

そういった角度から、先ほど申し上げましたような体験ツアー等を行いながら、そういったこともこちらが受け入れ側としても体験をして、いろんな勉強をしながら進めていくというような考え方でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

大変厳しい話をするようですが、私は民間企業の仕事の感覚をぜひ市役所にも大いに取り入れてほしいと思います。

どういふことかと申しますと、民間企業はチームで一つのプロジェクトを実行すると。そして、結果として、報告するときに7割は達成しましたが、あと3割できませんでしたので、結果として達成できませんでしたと、そういうケースではそのチームリーダーは実は降格なんです。それは、民間は結論に対して非常に厳しい、こういう感覚で仕事に当たるわけですがけれども、私はやはり公約を掲げるときに見通しが少し甘かったんじゃないかな、そういう感を持つわけでございますけど、この民宿に対しての市長の考えを、見解を簡単でいいですので、聞かせてもらえますか。

市長（金子健次君）

答弁については、部長が申し上げましたが、確かに農家民泊までには達しておりません。引き続き私は日帰りツアーや農漁業の収穫体験などを行いまして、受け入れ農家や漁家の意識の醸成を図ってまいりたいと思っております。

博多駅発着のバスツアーというのは、平成20年3月から計8回を実施いたしまして、福岡を中心に319人の参加をいただき、リピーターもふえております。けさの有明新報さんの一面に載っておりますけれども、中島朝市やトマトの収穫体験ということで、福岡市博多区の春吉校区の教養部会ということで、女性の人たちが積極的に柳川に訪れたいということで、この代表の方は、そういうツアーのリピーターでございまして、そういう面でふえてきておることについて、非常に私は喜んでおるところでございます。そういうときにも、ツアーにも時間があれば私も、ようこそ柳川へというごあいさつも積極的にしているところでもございます。

また、そのほかに、最近おいでん会という会が発足をいたしまして、まだまだ受け入れ体制の整備などは課題がありますけれども、時間をかけて団体の育成、新たな人材の発掘を行いながら、柳川らしいツーリズムの実現に向けて進めていきたいと考えております。

農家民泊については、まだまだそこまで達しておりません。また、あとの時間の中では難しいと私は思っております。それながらも、そういう日帰りツアーという形で、また受け入れ体制の醸成なども図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長公約の3つ目の水環境再生の質問をします。

市長は、しゅんせつによって水量の確保をする、またもたせ機能の維持再生をする、さらに生物に優しい工法の護岸工事をして掘割を再生すると掲げてあります。しかし、私は柳川市内を見て回りますと、クリークとして全く機能していないところは、いまだにかなり多い

んじゃないか。

そして、生物に優しい工法の護岸工事はどのようにされているのかなど、ちょっと疑問を持ちましたので質問しますが、市では市長が公約を掲げられた3年前に、市全体の未整備箇所が何カ所あるのか、これを何カ所把握されているのか、そして3年間でそのうち何カ所整備をされたのか、進捗状況をお聞きします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

現市長の在任期間である過去3カ年間の水路のしゅんせつ工事の実施箇所につきましては、107カ所整備をしております。また、市の単独事業及び県営事業による水路、護岸等の水路の整備工事の実施箇所につきましては368カ所、延長にいたしますと約32キロメートルとなっております。なお、国県営水路整備事業まで含めると、整備箇所で411カ所、整備延長で約48キロメートルとなっております。

事業費で申しますと、総額約5,830,000千円となっております。

未整備箇所ということでございますが、さきに述べましたように、過去3カ年間で5,830,000千円の事業費を投じて水路の整備を進めておりますが、整備が終わっていない箇所につきましては、今後も鋭意整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、当初3年前に計画された整備計画の何%今達成されているということですか。

水路課長（安藤和彦君）

何%達成しているかということでございますけれども、達成率については、数値的なものでは把握してございません。先ほど述べましたように、過去3カ年間の実績の把握というふうに御理解をお願いしたいというふうに思います。

16番（緒方寿光君）

よくわからないということですので、その数字もぜひ把握していただきたいと思います。

それと、もう1つ質問なんですが、生物に優しい工法の護岸工事と、立派な公約を掲げてありますけど、これはどんな工事なんですか。どういうところでされているんですか。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えします。

生物に優しい護岸工法ということですが、現在、市内で採用している生物に優しい護岸工法につきましては、植栽の復元に配慮したブロックマット工法、また水生動物の保全に配慮いたしました魚巣ブロック等の工法を採用しているところでございます。

過去3カ年間におけます市内での施工の実績でございますが、ブロックマット工法につい

ては52カ所、魚巢ブロック工法については21カ所となっております。

施工地域につきましては、市内全域にわたっているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

市内全域にわたるといのは、大体どこで何カ所ぐらいされているんですか。大体でいいですから、教えてもらえますか。

水路課長（安藤和彦君）

このブロックマット工法なり、魚巢ブロック工法を地域別にということでございますけれども、先ほど言いましたように、市内全域にわたっておりますということで、ちょっと地域ごとの資料の持ち合わせがございません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

またぜひ資料をいただきたいと思います。

そこで、市民とか市民団体から多くの声をもらっているんですけど、ちょっと読みますね。クリーク機能を全く果たしていないところの整備を要望するのだが、執行部と現場で立ち会うときに言われることが、予算がないのですぐにできないと、二、三年ちょっと待ってもらえませんかという答えがほとんどだということで、ちょっと意見をもらっているんです。それで、市はその予算を捻出するためにどんな努力をされているのか。そして、この市民の方は厳しいことを言ってありまして、人件費を減らしてでも、その予算を確保して、どんどん前に進めるべきじゃないか、そんなことを言われてあります。

そこで、質問しますが、予算の年間総額は、先ほど何ほか聞きましたのでわかりますが、この予算を増額するとか行財政改革で捻出して金を何ほか出していただくとか、国、県へ要望活動をどれぐらいやるとか、さらには工事の工法を工夫するとか、そういうことがどのように行われているのか、そのことをぜひ聞きたいということですので、簡単に教えてもらえますか。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

この水環境の再生にかかわる予算確保につきましては、今年度も予算の確保の努力をしております。特に、先ほど申し上げられたように、水路保全工事費は地域からの強い要望を受けまして、平成23年度と比較いたしますと、約70%増の2億円を計上いたしております。水路の整備を促進したいと、こういうふう考えておるわけでございます。

また、水路の整備率を促進するため、できるだけ国、県の県営事業による整備や国、県の補助事業の採択を受けての整備を今後も図っていききたいというふう考えているところでございます。そのほか機会あるごとに、国、県への予算の確保や補助率のアップや新たな補助

事業の創設の要望活動も今日まで行っております。

ちなみに、この要望活動の具体的な成果の一例といたしましては、筑後平野南部に広がりますクリーク地帯にある柳川市、大川市、大木町においては、クリークの維持管理に要する経費が財政的に及ぼす負担が大きいということで、2市1町で話し合いをいたしまして、平成22年7月16日に柳川市、大川市、大木町の3市町の首長で福岡県の当時の牛尾副知事に対しまして、県独自の水路整備にかかわる補助制度の創出の要望をいたしました。結果として、農業用排水路整備事業という新規の県単独補助事業の創設がなされたということであります。

なお、平成23年度は事業費で230,000千円、整備延長3キロメートルの実施をしていただいたところでもございます。

今後、水環境の再生にかかわる予算の確保につきましては、努力をしてみたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次に、市長にお聞きします。

これは、蒲池堀割委員会の資料だということなんですが、平成21年11月28日と書いてありますけど、これを金子市長に対して、柳川市水環境再生プランというんですか、市民参加によるためますなどの普及に関する提案書を説明した上で、直接提案しましたと。あれから2年半が経過しているんだが、何の返事もなし、どうなっておるのかという意見をもらっていますけれども、これはどんなことなんでしょうかね。市長に率直にお尋ねをしますけれども。

市民部長（田島稔大君）

今、議員の蒲池堀割委員会からの提案書について、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員仰せのとおり、21年の11月28日付で蒲池堀割委員会から柳川市水環境再生プラン市民参加によるためます等普及に関する御提案書というものが出されております。当時、早速担当課で協議をして、市長決裁を受けて回答書まで準備をしておりましたけれども、その後、蒲池堀割委員会のほうに回答していなかったということで、大変申しわけなく思っております。単純に事務の都合ということで回答をしておらなかったということもございますので、大変申しわけなく思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

部長から答弁をもらったんですが、検討したと、協議したということなんですが、どんな協議をされて、どんな内容でどんな結論になったのか、簡単でもいいですから教えてもらえますか。

市民部長（田島稔大君）

その回答については、また後日御返事を申し上げようというふうに思っておりました。こ
としに入って、蒲池堀割委員会のほうからの要望だろうと思いますが、議員から幾つかの要
望、問い合わせがっております。その分についても、近いうちに、また議員並びに当委員
会へ御返事を申し上げたいというふうに思っておりました。21年度の回答の分もそこで一緒
にお答えしたいというふうに思っておりますので、今ちょうど日程調整をやっていると、議
会もあっているということで、議会後になるかと思いますが、日程調整を行っているところ
でございますので、そのときに御回答は申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長にお尋ねしますけれども、私は大変粗末な対応じゃないかなと思うんですよね。協議
して、そしてある程度こういうことでやっていこうということであれば、やっぱりそのとき
に連絡して説明するという、やっぱりそれが仕事ではルールじゃないかなと私は思っておる
んですけど、市長はどう考えられますか。

市長（金子健次君）

緒方議員が言われるように、そのとおりだというふうに思います。

蒲池堀割委員会の代表木下さんのほうも非常に熱心な方ございまして、地域での掘り起
こしとか、そういうことに私も参加をさせていただいたし、いろんな意見も聞かせていただ
いておるところでございます。

ますの問題については、後ほど代表のほうにはお話をしてみたいというふうに思っており
まして、遅延したことについては申しわけなかったというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次に、しゅんせつしたヘドロの再利用システムの確立の実現と、これも市長の公約ですが、
私はこれは1年前だったと思います、6月議会で質問をしまして、安藤課長より答弁をもら
っています。内容は、しゅんせつヘドロの処理費用の確保については、福岡県と農林水産省
へ要望しているということでした。

そこで、この要望の結果、どうなったのか、結論を教えてください。結論が出ていれ
ば、お願いします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

平成23年の6月議会におきまして、水路しゅんせつ費用に関して、県のほうに要望してい
るという答弁をさせていただいていました。これにつきましては、先ほど市長が申しました、
福岡県の当時の牛尾副知事に対する要望書の中で一緒に要望をしてきたところでございます。
これにつきましては、やはり筑後平野のクリーク地帯にある柳川市、大川市、大木町、この

3市町におきましては、やはりクリークのしゅんせつにかかる費用について、非常に財政に対する負担が大きいということから、何らかの県費補助をお願いしたいということで、水路の整備のための補助事業の創設とあわせて要望してきたところですが、残念ながら水路しゅんせつに対する要望については、今のところ結論的な答えはいただけていないということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

いつごろ結論が出ると予想をされているんですか。

水路課長（安藤和彦君）

要望に対する結論がいつごろ出るかということでございますけれども、これについては、再度県のほうとも回答といたしますか、対応について協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

しゅんせつしたヘドロ処理については、過去に緒方議員、また伊藤議員からも質問があったように記憶をいたしているところでございます。

確かに、堆肥化の問題、また処理の問題については、今現在はしゅんせつした汚泥については、それぞれの田んぼの方に相談をいたしまして、年間幾らかの補助を出して、あそこで乾かしてという形で、有明海沿岸道路や、今日では、先日、矢加部校区のコミュニティーセンターの造成をお願いしたいということで、地元と話をいたしまして、あそこに利用していいじゃないかということで話がついたところでございます。

それで、今後はいろんな形で、福岡県、または国に対しても直接地元の代議士にもお願いいたしまして、なかなか地方交付税の分で、特に大川市、大木町、柳川市にとっては財政負担が大きいので、特交の部分で何とか見てもらえないだろうかということも要請をいたしました。しかしながら、その実現をいたしておりません。

そういうことの中で、何ができるかということだと思いますけれども、先般、西日本新聞の5月7日付で汚泥処理をろ過袋でというのも新聞で見させていただいて、またちょっと聞いてみたところ、やっぱり費用的にはコストが高いということでございますので、コストがかからない、もしコストがかかっても、その分が国、県の助成を受ければ踏み切りたいと思いますけど、まだまだ時間がかかるようでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

先ほど市長から堆肥化のお話も多少出ましたが、私はこの堆肥化についても、1年前に質問をして、実は御答弁で、堆肥化の技術開発が確立後に早急に導入に向けて検討を行いたい

というような答弁を実はいただいているんですね。それで、これに対して、調査研究をどんなふうにしたのかとか、やはりどのような結論を出されたとか、そういうものをぜひ答えをいただければと思っているんです。それについてはいかがでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にあります、さきの答弁でお話ししていた堆肥化等の技術開発があったときには、導入に向けた調査研究を始めたいということに関することですが、昨年もしゅんせつ土の再利用システムの確立のうち、堆肥化等に関する大学等の学の技術研究についての問い合わせを佐賀大学等にもいたしております。ただ、その中で、ちょっと向こうからの回答としてお話があったのは、やはり日本全国のそういう大学におけるしゅんせつ土の堆肥化の技術開発についてはなかなか進んでいないと。ただ、生ごみとか家畜のふん尿の堆肥化についての実績は、確かに技術開発は進んでいるようですけれども、ヘドロの堆肥化についてはなかなか進んでいないというような回答を得たところでございます。

そういうこともございますので、今後のしゅんせつヘドロの堆肥化の技術開発の進捗ぐあいについては、今後とも変わらず注視をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

よかったら、簡単にお願ひできませんかね。何か私としては、よく理解ができなかった部分もあるんですけどね。今期中には、なかなかこの問題は実現できないということで理解していいんでしょうね。市長、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

私の小さいころというのは、泥揚げみたいな堀干しがあっただけで、その中に、ねらいというのは、今考えてみますと、肥沃な土地にするために堀の泥を揚げたということで、発想そのものは堆肥化できないかということも含めて検討しましたが、もう少し時間がかかるようでございますし、あと時間内にこれができるかということの問いでございますけど、できませんというふうにお答えしたほうがいいかなと思っております。

16番（緒方寿光君）

次に、最も大事な市長のマニフェストで、地場産業の振興と若者の雇用の場の確保をどうするか、これをやりますということで書かれてあります。

特に、農業、漁業、商工業、観光と連携させながら、若者が故郷に残って仕事をしたいと思えるような元気な地場産業の育成を図ると、こうされてありますが、私もここにマニフェストを持っています。しかしながら、現実とは申しますと、人口は毎年700人の流出、ことしの1月から4月の転入転出の人口を見ましたが、差し引いて転出人口が200人も上回っている。これは、昨年と比べて2倍の流出です。そして、残念なことに、中でも若い二十歳から34歳までの人口の流出が最も多いというのが現実です。

そこで、質問しますが、市長はこの公約、つまりは、地場産業を振興して雇用を生み出すと、若者を地元に着させると、この政策について、実際この3年間どんな施策を打たれたのか、そして具体的にどんな結果が出ていると考えてあるのなら、ぜひその辺を教えてくださいなと思います。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

柳川市というのは、多様な産業で成り立っておりますし、すべての産業振興が集大成をされて、柳川の発展につながるというふうに考えておるところでございます。

農業、漁業、商工業、観光業の既存産業の振興を図ることはもちろんのこと、各産業には時代の変化を見据えた鋭い洞察力も求められているかと思っております。

私は、これまで農産物の販売促進のためにＪＡ園芸部会とともに、大消費地であります東京、大阪市場へ柳川の農産物のＰＲも行ってまいりました。また、観光プロモーションにつきましては、先頭に立って、広島、鹿児島へ観光及び福岡ブランドの物産等の販売等もＰＲしてきたところでもございます。

地場産業の振興を図るには、現状に甘んずるのではなく、各産業の革新への挑戦を続けなければならないというふうに思っております。今後も、地場産業の振興のため、産業関係者の皆様と一緒に努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。

先般、ＮＥＣの跡地の問題で、あのところに刃物工場ができました。その中で、本木社長のほうが言われるには、自分は海外の要請もあっているけれども、海外に行かないと。いかに柳川市の雇用を確保していくかということも頭の中に常に考えておるということで、今150人の雇用から、将来に向けて、10年間で1,000人を確保したいということも言われました。また、産業もそういうふうな刃物だけじゃなくて、医療業界にも今は積極的に進めて研究をしておると、非常にありがたい言葉をいただいておりますし、そういう産業についても、やっぱり私はサポートしていく必要があるかなというふうに思って、若者たちが働く場というのはなかなか厳しいものがありますけれども、農業につきましても、国は今度、若手の就農者についても支援事業をやるようになりました。また、西鉄柳川駅東口もゆめタウン等の進出もありますし、その雇用確保もできますし、そういうことで、あらゆる面で若者たちが就職ができるような形の努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、具体的な質問をしますが、この柳川市に特にＵターン、Ｉターンして、基幹産業、つまりは農業、漁業、商工業、この柳川の地場産業の仕事についている。大体年齢層でいいますと、二十歳から大体44歳ぐらいまで、この辺の人数は大体この3年間でどれぐらいなのか、その辺のやっぱり推移というのは当然調査されてあると思いますので、教え

てもらえませんか。

企画課長（橋本祐二郎君）

Uターンにつきましては、地方で生まれ育った人が都市部で一度就職をした後に、再び自分の生まれ育ったふるさとに帰って働くことを言います。また、自身のキャリアはもちろんですが、それ以上に自分の生まれ育った土地の自然とかゆとりのあるライフスタイル、自身の家族を大切に人がUターンされることが多いようです。

また、Iターンにつきましては、生まれ育った場所以外に転居、就職することを言いまして、都市部で育った人が地方の企業に就職することを言います。

Uターン、Iターンにつきましては独自に個別に調査をしておりませんので、現在、ちょっと人数については把握をしておりません。県とかほかの大きな市とかでは独自にしておりますけれども、うちのほうではそこまでちょっとまだしておりませんので、把握はできておりません。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

まことに残念だと思います。

そこで、市長は海士町といって、海に武士の土と書いて「あま」というんですけれども、そちらの自治体に行かれたことがございますか。

市長（金子健次君）

ありません。

16番（緒方寿光君）

副市長は行かれたことはございますか。

副市長（石橋義浩君）

私もありませんけれども、隠岐諸島にある町だと聞いております。大体の概要はつかんでいるつもりでございます。先進的な技術をもって、フリーズ方法とか、そういった先進的な取り組みによって、若い人を呼んでいるという町であることは認識しております。

16番（緒方寿光君）

市長、ぜひ一度行っていただきたいと思います。これまでの考えが実は一新される、私もハンマーで頭を殴られたような感じだったんですけどね。今、日本でも最も注目されてある自治体だと思います。私は、6月の頭に夜行バスで行ってまいりました。正確には、島根県隠岐郡海士町というんですかね、隠岐諸島の4つの島があって、その1つで人口は大体2,400人、面積は33平方キロメートル、このような町で、この町は、今副市長も話されましたが、本当に町のリーダーシップをとって産業を振興して、雇用を生み出して、若者のUターン、Iターンを呼び込むことに成功した町です。町長のリーダーシップが物すごくありまして、島のブランド化、外貨を稼ごう、外貨獲得策を展開している自治体です。

経緯は、1950年に大体7,000人いた人口が2000年に2,600人まで減ったと。それで、人口構成も島外に出る人が多くて、21歳から44歳の人口が極端にいなくなったと。それで、財政破綻寸前に追い込まれたということでもあります。しかしながら、それを2002年の町長選挙で当選した現在の山内町長が、これは本当にすごい行革なんですけど、町長50%、助役、管理職、議員、教育委員40%、一般職員30%、報酬、給与カットと。そして同時に、徹底した行革でその原資をつくって、その金をもって農業、漁業を柱にした産業振興、そして移住促進に投資をして、見事に成功して、よみがえった町と。

町の本当の意味での特徴は、この町長がおっしゃるのは、よそ者が必要だと。力を入れたのが若いIターンを呼ぶことによって、交流をして、交流から活力が生まれて、大体その結果、5年間で120世帯、何と202人がこの島に移住して、その大半が二十歳から40歳まで、そして営々と仕事をしている。そして、特に攻めの営業で、第1次産業の振興を図る、これは地産地商課という、そして産業創出課を設置しまして、島にある地域の資源を本当に有効利用して、ブランド化して、多くを東京に売り込んで、外貨を稼いでいます。今は、関東、関西、あらゆるところからUターン、Iターンもあっているということなんですけど、山内町長いわく、何も手を打たなければ無人島になるだけだと。これから公共事業依存から脱却をして、島に産業を興して、島の商品を売って、島に人をふやす、要は人づくり、物づくり、健康づくりといいたいまいしょうかね、この3本柱が重要だ。そして、同時に、活性化にはよそ者、若者が必ず必要だと、これは強く言ってありまして、私はこれぐらいのリーダーシップを持って、市長にはどんどん前に走っていただきたいと思います。立派な副市長もおられるわけですから、市長はやはり外に目を向けて、勇み足でもいいですので、もっと行動していただきたいと、私はそんなふうに思っているんですけどね。

今、私が話しましたことについて、市長、見解があればお話しいただけますか。

市長（金子健次君）

毎回毎回いろんな形で御助言いただき、緒方議員の行動力については大変尊敬をいたすものでもございます。

今回、5月10日、11日、九州市長会を柳川市、当地で開催いたしました。いろんな形で市長さんとの人脈、118の市長との人脈もできておりますし、今回、海士町のことを御紹介いただき、ぜひ山内町長の積極的な施策についても十分参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

大体総合的にマニフェストについて質問をさせていただきましたが、私は一言で言いますと、これはマニフェストをつくられた当時の公約の作り方が悪かったんじゃないかなと、

そもそもちょっと見通しが、考え方が甘かったんじゃないかなと、それとも、ちょっと市民受けするために何ほか公約をてんこ盛りにされたのかなと、そんなふうになんかちょっと見受けますけど。市長、もし見解がありましたら、お聞かせいただけますか。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問では、いつもマニフェストとのやりとりでございます。当初の施策の中の公約の中に、見通しが甘かったのじゃないかということの指摘があります。そのことについて、少しだけ私もお話をさせていただきたいと思っております。

私がマニフェストに掲げた政策というのは、柳川市が解決しなければならない課題というふうにとらえておりました。それ以外にも重要な政策課題や市民会館や庁舎統合など、今現在、新たな課題も出現をしておるところでもございます。しかも、そのどれもが重要で、一朝一夕には解決できないことも十分理解をいたしております。

私は、この3年間でマニフェストの進捗状況を検証しながら、これまで市政を運営してきたところでもございます。また、市民の皆様や議会からの御意見等も拝聴しながら、施策の見直しも行いました。そして、課題解決には、極めて高いハードルがあることや複雑な調整を要すること、また多額の財源を要することにも理解をいたしました。

このようなことから、私は以前にも申し上げましたが、マニフェストを基本としながらも、これを発展させたり、あるいは目的達成のためにやり方を見直していくことが必要ではないかと考えております。

重要なことは、市民の皆様にご指示いただける市政運営を行うことであり、そのためには、当初掲げましたマニフェストに固執することなく、必要に応じて見直して、柔軟に対応していきたいと思っております。

緒方議員が言われるように、選挙向けの対策でしたわけでもございません。大きな将来の課題と、あと10カ月の間にできない分は確かにあると思っております。その中で、47項目のうち、私は一日たりとも努力を惜しまなかったということも申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、この実現できないマニフェスト、市長御自身はどのようにされるんですか。今期で市長をやめられるんですか、それとも来期、もう一回未達成のものを達成するために出馬するということですか。

市長（金子健次君）

来期はどうかという問いでございますけれども、私自身は、あと残り10カ月、一日一日が大切な日であると思うし、マニフェストの実現に向け、また新たに出てきた柳川市のいろんな課題についても、今後も努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

もう時間がないので、次に、持ち家手当の廃止について質問します。

この持ち家手当、今、柳川市役所職員1人の持ち家手当は幾ら支給されておりますか。

人事秘書課長（島添守男君）

住宅手当のうち、自宅に係るもの、いわゆる持ち家手当の本市の支給状況ですけれども、柳川市職員の給与に関する条例第9条の3第2項に基づき、自己所有、または扶養親族の所有に係る住宅に居住し、その世帯の主たる生計を維持している職員に対して、月額2,500円を支給しております。

16番（緒方寿光君）

その受給者は何人で、支給総額は幾らですか。簡単でいいのです。

人事秘書課長（島添守男君）

24年の5月給与における支給対象職員数は206名で、総額になると、月額で515千円になります。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、年間6,000千円ぐらいの手当を出されているということですね。

人事秘書課長（島添守男君）

はい、そのとおりです。

16番（緒方寿光君）

この手当の支給目的を簡単でいいのですので、教えてもらえますか。

人事秘書課長（島添守男君）

職員に支給される諸手当というのは、職の内容や勤務時間の特殊性、あるいは職務にかかわらず生計費の増加要因となる事項に着目して、これらを給与制度上に反映させるために、給料を補完するものとして設けられております。住居手当については、職員の住居に要する費用の一部を補てんするため、生活給として支給される手当です。自宅に係る手当については、住宅の新築、購入及び維持保全に要する費用負担を軽減し、借家、借間に係る手当の受給者との均衡を図る趣旨で、昭和49年に創設されました。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は簡単にいろいろ調べましたけど、この手当の目的は、もともと畳の張りかえ、こういう住宅を維持するための修繕費を補助することにあつたと聞いていますが、それによろしいんですかね。

人事秘書課長（島添守男君）

自宅の維持補修費ということでございますので、そのようにとらえております。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、私はこの手当は廃止すべきだと思います。なぜかといいますと、公務員の皆さんには生活費の補助として、既に扶養手当があると思うんですよ。持ち家は財産になりますので、賃貸の住宅手当との均衡は、私は考慮する必要はないと思いますが、人事院もそう指摘をしていると思いますが、市長いかがですか。

人事秘書課長（島添守男君）

確かに、国家公務員においては、平成21年の人事院勧告により、自宅に係る住居手当は廃止されました。その背景としては、1つには全国異動を伴う国家公務員の住宅施策として、公務員宿舎を供することを前提に、自宅に係る住居手当を重視しなかったということが上げられます。実際、国家公務員は総数の約40%に及び10万人の職員に宿舎が供給されておりまして、入居率は平成21年度で93%に達しております。

もう1つは、先ほどの公務員宿舎の整備と連動して、民間準拠という公務員の給与決定原則と異なる勧告を人事院がし続けてきたということです。すなわち、人事院は、民間における自宅居住者に対する住宅手当が昭和50年当時、平均5千円であるという事実とは大きく下回る勧告をその後もし続けてきました。にもかかわらず、自宅に係る住居手当を廃止したのは、そもそも公務員宿舎の整備に政策として重きを置いてきたからで、地方公務員とはおのずと大きな差異があります。

なお、平成23年度に人事院が実施しました民間給与実態調査では、民間企業の51.7%が住宅手当を支給し、うち75.6%が自宅居住者に対して、住宅手当を支給しているという結果も示されております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

頑張っって答弁されますので、ちょっと私も頑張りますけど、公務員の場合はこの存在意義を僕は考えますと、修繕費の補助ぐらいしか見当たらないじゃないですか。私が言っているのは、住居手当の中の持ち家手当ですよ。民間準拠と言われるのであれば、今民間でこういう手当が出されている事業所は柳川で何カ所か、もう把握されているんですか。

人事秘書課長（島添守男君）

柳川市内では把握しておりませんが、福岡県及び福岡市と北九州市の人事委員会が合同で調査した結果によりますと、県内の民間事業所で住宅手当を支給する事業所のうち、約77%の事業所が自宅居住者に対して住宅手当を支給しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

それで、市長はこの手当についてはどのような、廃止の見解をお持ちなんですか。

議長（古賀澄雄君）

時間が来ましたが、最後の答弁でいいですか。（「はい、最後に」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

最後の答弁、短くお答えいたしたいと思います。

今日、近隣の状況のみやま市、筑後市、八女市、大川市、県南の大牟田市についても、まだ廃止せずに存続をしておるということとあわせて、福岡県の中におきまして、住居手当のあり方については研究をするということでございますので、その動向を見きわめながら廃止については考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番白谷でございます。それでは、早速一般質問をさせていただきます。

ことし、新学期早々から集団登校中の児童の列に自動車が入り込む事故が相次ぎ、多くの死傷者が出ています。こうした痛ましいニュースを聞くたびに、またかという思いとともに、何の落ち度もない小学生が犠牲になることに大きな怒りを覚えます。無謀な車から子供をどう守るか、通学路の一層の安全確保が今求められています。

一連の事故を受け、各地でさまざまな取り組みが行われています。本市における通学路の安全確保の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問及び他の項目については、自席より行いますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

4月の相次いで通学時の交通事故を受けまして、通学時の安全確保につきましては、まず、5月8日の小・中学校校長会におきまして、交通安全指導の徹底、通学路の再確認、毎年作成しております110番の家や危険箇所等を明示しました学校安全マップの再整備、それから見守り隊との連携について指導を行っております。

また、5月15日付で国、県を通じた通学路の安全総点検の指導がっております。5月下

旬に小・中学校に対しまして、通学路の安全確保に関する状況調査を行いました。その結果、数校から危険箇所の中で改善措置に緊急性を要すると回答した学校がありましたので、その学校の危険箇所につきましては、実際に学校教育課のほうで現場確認も行っております。

また、小・中学校に対して再度危険箇所の詳細な内容確認のため、安全マップ等に危険箇所や内容等を詳しく記入してもらい、提出を求めたところであります。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうからのお答えをさせていただきます。

通学路の交通安全対策につきましては、大きくは安全安心課のほうでは交通安全教育及び広報啓発、通学路での交通安全活動、それから交通安全施設の整備などに取り組んでおります。

交通安全教育及び交通安全活動等につきましては、学校教育の場における交通安全教室などでの指導のほかに各学校区で運動推進を行っていただいております交通安全指導員活動や安全安心まちづくり活動、これが大きな役割を果たしていただいております。

御存じのとおり、これらの活動は市民の皆さんの御協力によりまして行っていただいております。通学路の要所に立っていただきまして、登下校時の交通安全誘導や防犯、見守り活動を行っていただいております。これらの活動には、交通安全指導員を初め、市内68団体、延べ約3,000人の市民の皆さんに参加いただいております。その成果としまして、交通人身事故は平成11年の771件、これをピークに毎年減少を続けております。昨年は580件と当時から約4分の1が減少しております。また、登下校中におきます児童・生徒の事故につきましてもほとんど発生していない状況であります。

さらに、犯罪件数につきましても御紹介をさせていただきますが、平成14年の1,423件ございました。このピーク時に比べ昨年は698件と半減している状況でございます。このように交通事故防止、それから犯罪防止の大きな原動力になっていただいております。

それから、交通安全施設の整備につきましては、ガードレール等やカーブミラー、路側帯等の区画線や注意喚起の路面標示などの整備を行っております。特に通学路に関するものにつきましては、優先的に整備を行うようにしております。

交通安全施設整備費につきましては、毎年度20,000千円を計上しておりますが、昨年度の整備実績につきましては、ガードレール等が74カ所、1,736メートル、工事費18,325千円でございます。それから、区画線や路面標示でございますが、こちらが17カ所、1,801メートル、工事費1,223千円の整備を行っております。そのほかに、カーブミラー等の設置や修繕を行っております。

なお、この通学路でのガードレール等の設置につきましては、整備進捗に努めているとこ

るでございますけれども、各地からの要望が多ございまして、延長距離が長いところにつきましては、年次計画で分けて整備をさせていただいております。

また、区画線などにつきましても、この引き直しにつきましても、延長距離がどうしても長くなりますので整備箇所の優先度を考慮しまして、年次計画で取り組ませていただいております。

今後の対策につきましても、各校区での交通安全活動の推進及び交通安全施設の整備などにつきまして、柳川警察署及び学校教育課、建設課などと連携をいたしまして、通学路の安全確保のため最優先で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。まず、学校教育課にお尋ねをしたいと思います。

先ほど、交通安全指導の徹底、あるいは通学路の再確認等について校長会で指導をされたということでしたけど、もう少しそこら辺について具体的に教えていただきたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

具体的な指導の内容についてお答えしたいと思います。

各学校におきましては、年度当初の4月から5月にかけて、学校安全マップの作成や新1年生の上級生による登校指導、柳川警察署や地域の交通安全協会などの協力を得ての交通安全教室などが実施されます。既に行われているところは、見直しの必要性などの確認を、今後実施される場所につきましては、充実した取り組みをお願いをしたところでありまして、さらに、PTAや地域の見守り隊などとの連携強化についての見直しの必要性などについても、再確認をするよう指導を行ったところでありまして、

4番（白谷義隆君）

見守り隊等との連携についての指導、確認と言われましたが、もう少し具体的にわかりませんか。

学校教育課長（高崎祐二君）

基本的には、見直しの必要性が必要かどうかの再確認を行っていただきたい旨を指導しております。

4番（白谷義隆君）

はい、わかりました。

それと、先ほど安全確保に対する状況調査を行われたということがありましたけど、その中で緊急を要するという箇所ですかね、そういった説明がありましたが、緊急を要する箇所とは一体どういうところなのか。そして、そういう箇所が何カ所あったのか教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

この調査におきまして、緊急を要するとされました箇所につきましては、小学校で3校、

中学校で3校の合計6校。それから、6校で18カ所が上げられております。

その内容につきましては、自動車の通行規制はできないか、車道と歩道の区別がない、見通しの悪い場所がある、交通量の多い狭い道がある、カーブミラーやガードレールなどが無いなどが、以上主なものだったと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

その緊急なところ、確かにハードな面が多いようですけどね、そうした中で対応できる部分についてあったのか、あるいは、あったとすればどういうふうな対応をされたのか教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校から提出された危険箇所は多岐にわたっております。改善内容として、学校の児童・生徒への注意喚起指導や保護者や見守り隊等の関係団体との連携強化を図るものや、通学路の変更を検討するもののほか、先ほど白谷議員言われましたように、道路環境の改善が必要なものなどがあったと思います。

道路環境の改善が必要なものにつきましては、担当部署に要望を行っていく必要があるかと思いますが、何分、学校からの報告では危険度や緊急性に幅があります。まずは学校教育課のほうで危険箇所を精査をしたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほどの答弁の中で、通学路の総点検の指導が国、県からあったというふうなお話でしたよね。それに向けて調査を行われたということでしょうか、学校教育課として通学路の安全点検について、こういった一連の事故が起きたわけですからね、学校教育課として現場に通学路の点検というか、そういったことはされたんですか。それとも、学校にそういった危険箇所の提出を求めたとありましたけど、あくまで学校にそれは任せられたのかどうかお尋ねします。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほどの申しあげました通学路の安全確保に関する状況調査と申し上げますのが、いわゆるアンケート調査になっております。で、これだけでは私どもも内容がわかりかねますので、安全マップ等に危険箇所やいろんな要望箇所があれば、図示をして上げていただきたいということで提出を求めたところでございます。

何分、今現在、現在進行中での調査を行っているというのが今現在の状況でございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほど説明では、子ども110番ですか、そういったところを記載した安全マップという説

明がありましたけど、今の質問の中でそうした危険箇所についても安全マップの中でその記入というか、そういったことも記載をされているんですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

確かに安全マップ上にこちらの交差点が交通量が多いとか、ここらあたりが見通しが悪いってような部分は既に図示はされていると思います。

ただ、今回うちのほうから求めましたものにつきましては、さらにそういうところに危険箇所やいろんな要望箇所があれば図示を示してほしいということで求めたところでありませ

以上です。

4番（白谷義隆君）

この安全マップというのは、各学校の学校ごとにつくられているのかわかりませんが、通学路すべてについて安全マップの中に明示されているのですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

基本的には、学校の校区すべてが入った地図と申し上げますが、マップになっておるところでございます。それで、通学路以外にもそういう部分がある場合はお示しをしてあるところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かに通学路の安全点検、やっぱりすべてについて今回の事故を受けてそういうことをどこでもやられているようですけどね、実は学校の中から上がっているのかどうかわかりませんが、私も幾らか通学路と言われる箇所を回って見たんですね。実は、今回の事故で知り合いの方から危ない箇所があるよということで、そういったところも含めて回ったんですけどね。少し後で参考になればと思いますが、私が感じたところ、見たところでは、例えば路側帯は引いてありますけど、ただ、その家の生け垣が路側帯のほうにはみ出してきて結局子供たちは路側帯を通学できなくて車道を歩いているんですね。そのことをちょっと市民の方からも指摘をされましたので、実は私、見に行ったんですけどね。やはり路側帯も余りそう広くないところもありまして、その上に生け垣が物すごく出とるわけじゃないんですけどね、幾らか出とるとい状況なんですけど、路側帯が狭くて結局子供たちがそこを歩けないとか、あるいは歩道の上に荷物とか、あるいはその家の自動車がとまって その家のところはですね。歩道のところに自動車がとまったりしているんですよ。全く歩道の役割を果たしてない、そういうところもあるんですよ。ですから、やはり一回、確かに学校には任せてあるんでしょうけどね、やはり教育委員会でも実際行って、そういった箇所があるのかなのか、そのことについてどう対応していくかというのを考えていく必要があるだろうと、そういうふうに思いますので、そのことについては十分検討をしていただきたいというか、教育委員会としてもやはり現場に運んで確認をしていただきたいと思います。

次に、安全安心課のほうにお尋ねをいたしますが、先ほど交通安全対策の現状、詳しく説明をしていただきました。特に登下校中の交通安全誘導員の活動では、多くの市民の方に御協力をいただき成果を上げていることについては、議員の一人としてお礼を申し上げたいと思います。

ところで、二、三お尋ねをしますが、今回の一連の事故でガードレールの設置が取りざたされました。京都の事故のところでもテレビ等で見れば、路側帯の線は引いてありますけど、やはりガードレールがなかったためにという、そうしたガードレールが非常に取りざたをされております。先ほど、ガードレールの設置について何カ所か、そして延長についても説明をいただきましたけど、ガードレールはどういったところに設置をされたのかお尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうで施行いたしておりますガードレールの整備につきましてですけれども、この実績につきましては、毎年度、道路と水路の境に設置するものがほとんどでございます。交通車両等の車道からの逸脱とか転落防止、そういうことを目的として設置をしているものであります。このほかに道路の附帯設備として一体的に整備するもの、これにつきましては、建設課のほうで取り組んでいただいております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

今の話によれば、歩道の確保のためのガードレールは設置されていないということで、少なくとも昨年度の実績の中では、歩道を確保するためのガードレールは設置されなかったと理解してよろしいんですか。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうの交通安全施設整備費では、そちらは対象として行っておりません。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

今回の事故では、やはりガードレールの必要性というのは大きく報道をされたわけですから、今まで実績がなかったということですけどね、そのことについては、また後のほうでも申し上げますので、ちょっと先に進んでいきたいと思います。

先ほどの説明の中では歩道の整備については触れられませんでしたけど、歩道の整備についてはどうなっているんですか。

建設課長（中村敬二郎君）

歩道の整備率ということでの御質問かと思っておりますけれども、道路台帳の中でも歩道の延長は出ておりますが、率になりますと、どういう格好で出していいものか、私たちもちょっと悩んでいるところでございます。

歩道の整備という考え方につきましては、補助事業によりまず道路整備の中につきましては、必ず歩道整備まで含んだところでやっておりますけれども、単独の事業の中での歩道の整備ということでありましたら、地元要望とか危険箇所等についての単費の対応ということになります。そういうことになると、まず、事業の緊急性、必要性はもちろんでございますけれども、歩道用地の地権者の方の御理解と御協力が絶対必要であります、この御理解と御協力を得るためにも要望者と市が一体となって用地の確保に努めなければならないと考えるところでございます。また、財政的にも予算の範囲内においての対応になるかと思えます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

あのですね、その予算とか緊急性、もちろんですよ。ただ、課長は御存じかどうか知りませんが、以前、私はある地区の方から子供たちが学校に行くのにその地区の途中まで、学校の半分ぐらいまで歩道が整備されているんですよ。ところが、その後が整備されてなかったんですよ。ですから、その子供たちがそこから通うわけですから、その父兄の方が心配されて、何とか半分ぐらいはもう来とるわけだから、もう少し歩道の整備をしてもらえないだろうかと、非常に通行も多いということで、実は市役所に相談したことがあるんですよ。そしたら、結局市役所はどうしたかという、後から聞いたんですけど、結局その地区の区長さんに話を市役所はされたんですね。そしたら、区長さんが余り乗り気じゃなかったんでしょうね。歩道整備を要望したところの地区の区長さんは、実は余り民家がなくて、そこは、そこを過ぎたところに民家があるわけで、ですから、その区長さんは余り必要性を感じられなかったんだらうか、それともわかりませんが、結局、市役所の話は区長さんが余り協力的じゃなかったというか、「必要性はあるとかん」と言われたということで、実はそのままになったんですね。現実に市役所で事業を進めるときには、区長さんに相談しますよね。先でしょう、それが。そのときに市役所の回答が、いや、緊急性を考えたけどなかったとかやなかったんですよ。区長さんの同意が得られなかったという話だったんですよ。それをどう思いますか。

建設課長（中村敬二郎君）

地権者の同意が得られないで歩道の整備ができなかったという箇所も何カ所かございます。ございますけれども、こういう箇所につきましては、また粘り強く交渉を重ねて、できますところにつきましては整備をしていきたいと思えます。

4番（白谷義隆君）

課長、同意が得られんでできなかった箇所があるち認められましたよね。歩道の整備というのは結構あるんですよ。地元でもありました。よその地区の方もですね。よその地区の方ですからね、私がその区長さんに、よっと検討してくださいとかなかなか言えないじゃな

いですか。地元で要望があったときは地元の区長さん、あるいは隣の行政区の区長さんとか話はしましたけどね。そのときは何とか実現したんですけどね。要するに市役所は、確かにわかりますよ、協力を得られなければなかなか進まないという話も。ただ、今回の通学路に限って言えば、子供たちの安全ですからね。先ほど、安全安心課では事故はほとんどなかったと言われましたけど、これから先もない保証はないんですからね。ですから、そこら辺が地元の協力が得られなければなかなか進まないかもしれませんが、ただ、それが本当に危険かどうか、本当に必要かどうかは、やはり市が判断してやっば進めていかんと、区長さんの同意が得られんやったからち、それでは私はおかしいだろうと思いますよ。私たちも市民の皆さんから負託を受けているわけですから。そして、やっぱり要望を受けて、自分も確認して危ないなち思って話をしているわけですよ。ところが、どうしても本当に市役所がやる気があるのかわかりませんが、そういった現状があるということも実際には認めざるを得ない状況にはあるわけでしょうが。そのところをもう少し、本当に危険なのかどうか、確かに予算も必要あるでしょうけど、ただ、予算がありません、地元の区長さんの同意が得られませんので、果たして事業を見送っていいのかどうか。市長、どう思いますか。

市長（金子健次君）

建設課長お答えいたしましたけど、私の考え方を申し述べたいと思います。

今回、4月の京都府の事故は痛ましい事故であったと思います。ガードレール設置等の問題もありますし、担当の課長については予算の範囲内という形の苦慮した、苦渋した回答をしておりますけれども、私自身は、今回は9月議会でもこれに対する安全策を施した分の予算を大幅に増額して議会の了解を得たいと、議員の了解を得たいというふうな考え方を持っているところでもございます。「人の命は地球よりも重い」という言葉がありますけれども、やっぱりそのことはされる分については、努めて、これは行政のすべきことではないかというふうに思っております。

ガードレールについては、安全安心課のほうはクリークの転落防止等しかやっていないということでございますけれども、今回あの痛ましい事故をかんがみると、やっぱりきょうは、今回の一般質問においても10人の議員のうち4名が通学路の安全性について質問されているし、また、質問されていない議員においても、恐らくほとんどの方がそのことについては重要な施策というふうに考えておられましようし、私もそういうふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほど教育委員会のほうに現地に出向いて安全点検をしていただきたいという願いをしたんですけど、やはり学校教育課だけでなく歩道の整備等を担当している建設課についても、もう一回そういった危険箇所がないのか、ここは歩道が必要じゃないかどうかとか、それも

含めてやっぱり検討をしていただきたいと思います。それは切にお願いをしておきます。

それと、先ほど安全安心課の答弁の中で、路側帯の区画の整備を言われましたね。先ほどの話と重複しますが、路側帯を整備されるときにももちろん車道の幅員の関係もあるでしょう。先ほど言いましたけど、今回私も見て回ったんですけどね、学校のそばとかに路側帯は引いてあります。ただ、御存じのように、別に路側帯のところにガードレールがあるわけはありませんから、ですから、やはり路側帯を整備したということですけど、やはりそういうときには路側帯でいいのか、あるいはここにはガードレールをつけた方がいいんじゃないかとか、あるいは歩道を整備した方がいいんじゃないかとか、そこら辺も含めて、ただ単に前の路側帯のところにラインが消えかかったからそのまま上から塗るじゃなくて、やはり問題はガードレールが設置されるところがあれば設置していく。あるいは、歩道の整備が必要なところは歩道も整備していく。やはりそうした考え方というか、そうした対応も必要だろうと思いますけど、課長の御意見を伺います。

安全安心課長（野田洋司君）

議員の御指摘のとおりでございます。道路につきましては、道路幅員というのが道路法とか道路構造令で、法令で定められております。ですから、それに準拠していくというのがまずございます。それで、ガードレール等が設置できるようなところに関しましては、そういう幅員等を考慮しまして、これにつきましては柳川警察署の交通課のほうとか建設課、それから学校教育課、お互い連携しまして検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

4番（白谷義隆君）

幅員の問題もあるということですけど、ただ、ガードレールは歩道の整備について極端に車道が狭くなるということはなかなか無理があるんでしょうけどね。ガードレールについては、子供たちが通るだけのスペースをすればやはり事故は防げるわけですから、そこら辺のところはやはり考えてもらいたいと思います。

そういうことで、今後の通学路の整備については十分取り組んでいていただきたいと思います。ということで、この質問を終わりたいと思います。

次に、市内私立高校の学科削減計画についてお尋ねをしたいと思います。

市内のある私立高校では、来年度より現在5学科ある学科のうち2学科の募集を停止するとしております。そして、そのことで中学校の進学担当の先生を初め、父兄や高校受験を控えた子供たちの間に大きな不安が広がっているようです。

この募集を停止した場合、市内の中学生の高校進学にどのような影響があると思われるのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

教育長（北川 満君）

ただいまの議員の御質問にお答えしたいと思います。6月9日と10日でございます。

この2日間にわたり新聞数紙にわたりまして、この高等学校が来年度から2つの学科の募集が停止されるということが報道されておりました。ファッションデザイン科、そしてクリエイティブライフ科という2つの学科の募集を停止すると。このことを当該学校におかれましては、福岡県の私学振興課へ届けられております。そして、受理されたことが掲載された次第でございました。

この高等学校は、柳川市に明治期からもう既に開設された歴史ある私立学校として、もうたくさんの卒業生を輩出しておられます。その学校が入学者の減少、少子化の影響でございますが、そういった中で2つの学科を削減されることになったということは非常に残念なことというふうにとめております。

また、議員からどういう影響が考えられるかという御質問がございました。そのことにつきましては平成23年度、昨年度2科ともに入学者が20人弱はあったわけでございますけれども、学科の削減で中学生の進路選択の幅が非常に狭まるということはもう事実でございます。そういったことで、中学校での進路指導にも幾らかの影響が出てくるものと、その可能性があると思われまます。

また、2科の在校生の皆さんにとっては、あと2年残すわけでございますが、後輩が入学してこない、あるいは高校卒業までの間、特に配慮が必要になってくるんじゃないかと、このように受けとめております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

実は、もう少し具体的な影響を教育長には期待をしていたんですけどね。私も新聞報道でしか知りませんが、新聞報道ではやはりこの私立高校が、実は進学を希望する場合に、ここが大きな受け皿になっていたんだと先生の談話で書いてありました。それがなくなることが非常に不安であると。これも新聞報道で教育長も見られたんでしょうけど、さっき言われましたけど、ファッションデザイン科が これは新聞には詳しく出ていなかったんですけど、県内に3校しかない。そして、県南ではただ1校の施設であると、これは新聞に載っていましたけどね。そうしたときに子供たちが、やはりそこを希望したときに、実は福岡市にもあるようなんですけど、福岡市まで通わないかん。そうすると、経済的な問題も出てくるわけですね。そうしたとき、どうしても子供たちはあきらめざるを得ない、そういう状況もあるというふうにお聞きをしております。ですから、一般的なことを教育長言われたんですけど、実はそうした大きな影響もあるということは新聞でも読みましたけど、確かにそうだろうと思います。

また、一方で確かに私学の経営問題ですから行政がとやかく言えることではないかもしれないとも思うんですね。ただ、子供たちの教育環境にかかわることですから、やっぱり教育長として、もう少し考えていただきたかったなという気はありますけどね。そうした中で、

教育長は当該学校と今回の募集停止についてどういう形でもいいんですけど、話をされたことはありますか。

教育長（北川 満君）

保護者の皆さんからの御要望につきましては、私自身を6月6日に訪問していただきまして、その中でこの件がまだ確定していないという段階で情報が入りました。そして、6月8日には既に理事長、学校長様が各管内該当中学校に2科の募集停止をしますということで、一応報告をして回ったという情報が入りまして、その間1日しか猶予期間ございませんでしたが、その以前にも別件につきましては、杉森高校のみならず柳川高校につきましても、私立学校との連携ということにつきましては、入学、卒業式のあいさつやらいろいろな形で連携を試みたり、あるいは11月に私も大きな催しを持ってあります白秋献詩におきましても、こういった献詩の御協力等を仰いだり、あるいは生徒が何か事故を起こしたときには、お互いに情報を交換し合ったり、行き来往来はかなりしているつもりでございます。

そういった中におきまして、保護者の御要望については2つの学科の廃科ということならば早目の情報が欲しいですねということを確認させていただきました。もう1つは、廃科となる学科の在校生につきましては、先ほども申し上げましたように、やはりそれなりの精神的な安定措置が必要であろうということを示唆したところでございます。卒業までの2年間を安定した精神状態のもとで、ぜひ指導協力をお願いしたいと、それを杉森高校にお伝えしたい旨を申し上げたところでございました。

そうしたところ、翌月曜日に理事長さんと校長先生が私のところにじかにお見えいただきました。そういったことで報告を受けましたところは1点でございます。やむなく2科を募集停止せざるを得なくなりましたということで、私学協会の了解も得ながら理事会、評議員会の了解を得ながらこういった運びになりましたと。そして、先ほども伝え申し上げましたように、迷惑かけちゃいけないということで、各関連の中学校さんにおきましては、きちっとした形でおわびを申し上げながら、募集停止やむなしということの報告を終えたところでございます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

市長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

確かにこの少子化の中、どこの学校といえども生き残りをかけた経営が今求められているのも事実だろうと思います。

しかし、市にとって学科の削減は学生の減少につながるとすれば、市の活力にもやはり影響はするでしょうし、ある意味、経済の縮小にもつながりかねないとは思っているんですね。そうした中で、市長は今回の学科の募集停止についてどういうふうな受けとめてあるのかお尋ねをします。

市長（金子健次君）

先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、杉森高校というのは明治の期から創設された歴史ある柳川市の大切な私立の高等学校というふうに理解をしております。特に創設者の杉森シカ先生は、柳川の人物伝20人の中に紹介される著名な方でもあります。2学科が削減されるということですが、その中に設立当初からあります被服科、今のファッションデザイン科が廃科になるということは時代の移り変わりもありましたが、非常に残念なことと思っております。特に今回、柳川市の水の精のデザインを、杉森高校のファッションデザイン科にデザインをしていただいでつくっていただきました。帽子もそれぞれ3人おりますけれども、その方に合うような形でデザインもそれぞれ違った形で帽子のデザインもつくっていただいたところでございます。そういう形では、今後お願いしようかなという気持ちを持っておったわけでございます。柳川市の中学生の進路の選択先も減ることにもなりますし、近隣市町からの入学者もあったことと思います。柳川市の通学者が減少することについては、白谷議員と同じような考えであるわけでございます。

しかしながら、福岡県の私学振興課のほうにはもう既に届けて受理をされておるというふうに伺っておりますし、募集停止が決まっている状況の中では、何か市としての対応ということになると思いますけれども、なかなか困難なことにもなりますので、非常に慎重な対応が求められるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かに、私学振興課の了解も得てあって公表もされているわけですからね、そのことについてどうこうというのもなかなか難しいだろうと、それは理解できます。

ただ、今後の対応として、市長が学校側に今回のことについて話を聞かれているかどうかわかりませんが、やはり私は、今後この学校がどういうふうにしていこうとしているのか、学生の縮小が進むのか、あるいは同じように学校の規模をどうしていくのか、やはりそこら辺については、私は市長として学校と話をしていく必要があるだろうと。当然そのことによって、さっきも言いましたけど、活力や経済の縮小につながる。ひいては、そういった中で今後のまちづくりをどう進めていくのか、まちづくりに影響があるのかどうかも含めて、やはりそこら辺については情報の収集をしていただいで、そういった今後の市政の中で影響があるのかどうかも含めて考えていただきたいと思っております。

何か答弁がありましたら。なければそれでも結構です。

市長（金子健次君）

柳川市内には、私立の高等学校が杉森高等学校のほかに柳川高校があるわけでございます。いずれの学校にいたしましても、私には入学式や卒業式の案内があります。時間があれば、努めて積極的に出席をし、またあいさつをさせていただいております。そういう中において、

その学校にそれぞれ市外からもたくさんおいででございまして、この当地柳川で3年間学ばれることについて非常に感謝の気持ちも伝えて頑張っていたきたいということを伝えております。

特に杉森高校においては、そういう看護師の資格を取得できるような学校でありますし、県内、柳川市以外からもたくさんの優秀な学生たちが集まっているというふう聞いておりますし、また、資格を取得されてそれぞれの病院に就職されて、就職率100%というふうに伺っております。これからいろんな形でほかにも医師会の専門学校、また、ハリウッド美容学院とかございますが、九州管内からもおいででございまして、これからもそういう面では一つの学校のことでございせんけれども、私は、いわば勉学、学んでいただいて、柳川の環境の中で育っていけるようやっていきたいと思っております。

それで、学校との関係で今後どういうふうにして市長考えているかということでございますけれども、努めて既にそういう廃科になるような形ではなくて、存続できるような形を2科については難しいと思っておりますけれども、それぞれの看護科についても、私、今回市報の表紙にも使っておりますけれども、81名の看護師たちがナースキャップをかぶって、これから頑張るエールを送りたいということでもさせていただきますし、これからも私はいい方向に向かうような形で学校の校長には話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

本日は3点質問いたします。

まず初めに、災害廃棄物広域処理の取り組みについて質問をさせていただきます。

昨年3月11日、マグニチュード9.0という世界最大級の東日本大震災が発生し、東北地方を初め東日本の広範囲にわたる地域が、災害とそれに続く津波により、我が国ではかつてな

い大規模な被害を受けました。

これまで全国各地の多くの方々が、被災地の復旧、復興に向けて取り組んでこられておりますが、復興の一丁目一番地と言われている災害廃棄物、瓦れきの処理が震災から1年3カ月たった今も進まずにいます。政府は、災害地以外の自治体により広域処理の受け入れ要請を進めていますが、受け入れ自治体がふえていないのが現状です。

そんな中、昨年11月から受け入れに向け準備を進め、4月23日から本格的に受け入れている秋田県大仙市の栗林市長は、「安全性さえ確認できれば瓦れきの処理を引き受けないと、海外から日本人のすばらしさと言われたきずなは言葉だけになってしまうのではないだろうか。被災地復興のスピードを少しでも早めるためには、広域処理は当然やらなければならない」、また政府、環境省に対し「一般廃棄物処理施設を持つ市町村の首長へ瓦れきの処理は日本全体の問題としなければならない。「何とか協力を」と直接面談しお願いして回ったら、この問題はもっと進むのではないか。全国の自治体が手分けして取り組むべきテーマだ」とコメントされている記事を読みました。

また、石巻市の担当者は、「広域処理は絶対に不可欠だ。高台移転や産業再生など復興計画も具体化できないでいる。復興がおくれると若い人はどんどん外へ出ていく。そうなると5年後、10年後の産業の担い手がいなくなる。瓦れき処理には国からお金が出るのだから被災地で時間をかけて処理すれば雇用創出にもつながるとの現説に、「それは被災していない人の理論だ。被災者は瓦れきの山を見て、いつも3.11のことを思い出し心を痛めている。若い人は一時的な仕事についてお金はもらいたくないのに」と。また「環境省は被災地の実情を説明し切っていない。データだけでなく、被災者の精神的な面も全国の自治体に伝えてほしい」と理解が進まない広域処理に焦りとやり場のない怒りの記事を目の当たりにしたとき、私は被災地支援は義援金だけであってはならないと大変心が痛みました。

そこでお伺いいたします。本市の災害廃棄物広域処理についての対応をお聞かせください。

壇上での質問はこれで終わります。2回目からは自席から行いますので、よろしくお願いいたします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

東日本大震災から1年3カ月経過をいたしました。被災地自治体においては、復旧、復興に向けた懸命の取り組みが進められております。

しかし、被災地では津波被害により生じた膨大な災害廃棄物の処理が追いつかず、いまだ多くの災害廃棄物が仮置き場に積み上げられておまして、復旧、復興の妨げになっております。被災地の一日も早い復旧、復興のためには災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することが重要でございまして、そのためには国と被災地以外の自治体の理解、協力が欠かせないものとなっております。

福岡県では、本年の3月26日、県主催の廃棄物担当課長会議が開催されまして、環境省が

ら広域処理にする廃棄物の説明と受け入れの検討についてのお願いがあっております。説明では、広域処理の対象になっている廃棄物は、県内処理とされた福島県の廃棄物を除いた岩手県と宮城県の木くず、可燃物、不燃物で、放射性物質に汚染されている特別な管理が必要な廃棄物ではなく放射性物質が不検出または微量なものに限り、処理の過程で健康に影響を及ぼさない安全性が確認されたものだけが対象になっていることが説明されております。

各市では、東北地方の被災地の復旧、復興のためには広域処理を進めることが必要不可欠と考えまして、焼却余力、焼却灰の処分について慎重な検討が行われております。

本市の焼却施設は、1日当たりの処理量が60トン程度となっておりまして、市内から日々搬入されます可燃ごみの量も約60トンで、排出量の多い時期は処理できず、休日運転や24時間連続運転し焼却処理している状況でありまして、焼却余力はほとんどありません。

また、環境省は、焼却してから焼却灰の埋め立てができる管理型の最終処分場に埋め立て、覆土することで微量の放射能を閉じ込めるといこととし、管理型の最終処分場を持つ自治体や一部事務組合に受け入れの検討をお願いしてあります。柳川市は、このような最終処分場を持たず、焼却灰の全量をセメント原料として山口県周南市の山口エコテック及び福岡県苅田町の宇部興産に処理委託しております。

以上のことから、福岡県から受け入れの検討結果について照会がっておりますが、受け入れられないと回答したところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市としては、現時点ではいろいろなことから考えて最終処分場も持たないし余力もないので受け入れられないという返事をしたということですがけれども、担当課として今回、広域処理の対象になっている被災地の廃棄物の現状をどのように把握されているか教えてください。細かく瓦れきの総量と広域処理の必要量、また処理済み量がわかりましたらお答えください。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

広域処理の対象になっている廃棄物の量につきましては、環境省の発表によりますと、5月21日現在で瓦れきの総量は推定で岩手県が525万トン、宮城県は1,154万トンです。そのうち広域処理の必要量は、岩手県が120万トンで総量の約23%、宮城県が127万トンで総量の約11%となっております。

また、広域での処理済み量は、岩手県が約1万トンで広域処理の必要量の約0.8%、宮城県は処理先確定分が13万トンで広域処理の必要量の約10%となっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今回、本当に日本が経験したことのないような大災害がありまして、膨大な本当に瓦れきの処理が必要になっております。にもかかわらず、処理済みの量は本当に10%前後になっておりますし、これから広域処理を受け入れようとする自治体もなかなか少のうございます。この膨大な量の廃棄物処理が、現状のような受け入れがなかなか進まない状態において、被災地の地形もリアス式とかでなかなか平地がなくて焼却炉も建設ができないような、そういう用地ですので、今から用地買収をしたり山を切り開いて平らにして焼却炉をつくるとかいう処理をしなければいけない、そういう現状から考えて、災害瓦れきが被災地だけで処理をしなければいけないとしたら、どれくらいの年月がかかると推測されますでしょうか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理状況についてお答えいたします。

地震による大規模な津波により、先ほど申しましたが、岩手県で525万トン、宮城県が約1,154万トンの災害廃棄物が発生しております。

これを被災前の一般廃棄物の年間排出量と比較いたしますと、岩手県が約12年分、宮城県が約14年分になります。国では、この膨大な量の災害廃棄物の処理を、被災地での処理と広域での処理を行うことで平成26年3月末までに完了することを目標といたしております。

環境省によりますと、被災地では災害廃棄物の仮置き場への移動が、家屋等の解体を除きほぼ終了いたしまして、現在、既存の焼却施設をフル稼働させ処理するとともに、新たに9基の仮設焼却炉を稼働させ、約15.5%の処理が終了いたしております。この仮設焼却炉は、岩手、宮城両県において、計31基の設置を進めているとのことでございます。

また、広域処理にて災害廃棄物を受け入れている自治体や民間施設、または試験焼却を行っている自治体は、5月21日現在で8都県29市町、40施設となっております。国も北九州市のように最優先で広域処理の実現を図る自治体との調整を進めておられますので、今後、同様な取り組みがなされる自治体がふえ、被災地の災害廃棄物の処理が進められていくと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほど岩手が12年分、宮城が14年分ということで、そのまま廃棄物の処理を被災地で行ったならばという回答をいただきましたけど、一応、政府は26年3月31日までに瓦れき処分をしてしまうというふうにお答えいただきましたけど、新聞では26年3月31日では不可能だというふうにはっきり言ってあります。

私が調べた資料で、一応今のところ、広域処理の要請とかをしてある自治体の量等を計算すると、まだまだ残り100万トンぐらいを広域処理にお願いしないといけないという資料を見ました。

とにかく、今、広域処理があってないところでテーブルの上で計算だけすれば、こういうふうに年数とか出てくると思うんですけど、広域処理をしながらでもいろんな問題が出てきますし、なかなか何年で処理ができるというふうな答えは出てこないのが本当じゃないのかな、そういうのが本当の被災地の現状じゃないのかなというふうに思われます。とにかく、こういうなかなか進まない瓦れきの処分を見たときに、私たち柳川市民は日本国の中の柳川市民であり柳川市です。そういう立場で考えたときに、義援金だけでいいのか、瓦れきの問題が進まないと復興の妨げになるという、本当に被災地の声が聞かれている今、受け入れができないだけでいいんでしょうか、そこら辺お答えください。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の受け入れにつきましては、まず市の焼却施設の能力と最終処分場の有無など、一つ一つのハードルを越えていかなければなりません。

先ほど申しましたとおり、本市の焼却施設は焼却余力がほとんどなく、また最終処分場も持たず、焼却灰をセメントの原料といたしまして、山口県周南市と福岡県苅田町の御理解を得ながら民間施設で処分しております。

したがって、焼却余力と焼却灰の処分の観点から受け入れられる状況でないことの御理解をお願いいたします。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

本市の余力がないということでございますけれども、60トンというふうな数があったんですけれども、何か前に聞いたときには、うちの焼却能力は100トンだという数を聞いたような感じがいたしますけれども、クリーンセンターの今の状況、受け入れは難しいということなんですけれども、今の柳川市のクリーンセンターの稼働状況と焼却能力をお聞かせください。よろしく申し上げます。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

クリーンセンターは、通常、午前8時30分から夜の12時まで、約16時間運転いたしております。平成23年度の稼働日数は279日間で、このうち土曜日、日曜日、祝日が41日間です。また、24時間連続運転は86日間で、うち定期補修工事の際の24時間連続運転が59日間となっております。昨年度は焼却炉を休めた日が86日ありましたが、この間、維持点検作業を行っております。センターを完全に閉鎖した日数は正月休みも含めて20日間となっております。

クリーンセンターは、平成3年に燃焼設備がストーカ方式で処理能力50トンの2炉体制で稼働開始いたしております。また、平成12年度から2カ年でダイオキシン類対策工事を行いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた厳しい構造基準をクリアする

とともに、焼却方法も同法に定められた維持管理基準に準拠した方法で焼却することで、ダイオキシン類の発生抑制を図っております。

ダイオキシン類は、焼却炉の立ち上げ、立ち下げの不安定時に多く発生するため、立ち上げ時はごみを着火する前に燃焼室の温度を上げること、立ち下げ時には助燃バーナーをごみが燃え切るまで使用することによりダイオキシン類の発生を抑制いたしております。また、ごみの投入量が多くなると不完全燃焼を起こしましてダイオキシン類の濃度が高くなることもわかっておりまして、ごみの投入量を適正にして運転することに努めております。

クリーンセンターでは、ダイオキシン類の発生を抑制することとあわせ、耐火物の損耗を早めないよう850度から950度で燃焼しておりますが、近年は焼却物が高カロリーの紙、プラスチック類の割合が高くなりまして、燃焼温度が1,000度を超えないよう投入量を調整しながら焼却しております。

このようなことから、無理のない運転を強いられておりまして、現在1日当たりの処理量は60トン程度となっておりますのでございます。

以上です。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

稼働の現状は1日60トンということなんですけど、今設置されている焼却炉の焼却能力というのはどれくらいですかね。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

先ほど申しましたとおり、設計能力としては平成3年度の段階で1日当たり16時間運転で50トンを2炉持っております。

以上です。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございます。

ということは、100トンということでもいいんですかね、計算上は。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

設計上は50トンを2炉の100トンということですが、これは平成3年度の設計時でございまして、その後に平成9年12月からダイオキシン類対策の工事を行い、それとあわせて維持管理基準も設定されておりますので、現在は約60トン程度の稼働を行っているというところでございます。

以上です。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございます。

60トンというのは、今のクリーンセンターの焼却炉の焼却する能力の最高なんですかね。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

先ほども申しましたとおり、24時間運転も行い、16時間夜の12時まで毎日運転している状況でございます。それと、やはり焼却炉の損耗を早めないように調整しながら運転しなければなりませんので、60トン程度が限度と考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

温度を調整しながら16時間稼働されている、年間何日かは24時間体制でやっているということなんですけど、この焼却炉というのは燃やしているときと休ませているときというふうに、休ませなければいけないものではないでしょうか。ずっと24時間回しておったら、やっぱり負担になるんですか。24時間回し続けたほうがいいんでしょうか。炉というのは、冷やさなきゃいけないんでしょうか。ずっと温めておいたらいけないんでしょうか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

今の新しい焼却炉は24時間連続運転が普通になっておりまして、そのほうがダイオキシン類の発生は抑制されます。ただし、柳川市のクリーンセンターの場合は16時間の設計で平成3年に建てられていますので、その能力に見合った運転の方法を今現在とっておるところです。

以上です。

3番（熊井三千代君）

能力に見合った運転で今そういう運転をされているんですけど、そういうのを抜きにして焼却炉は冷やす時間を持たなきゃいけないのか、24時間燃やし続けたらいけないのか。非常にこう、その焼却炉に対する負担が、冷やす時間をとったほうがいいのか、24時間燃やしたほうが負担が少ないのか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

申しわけありません。ダイオキシン類が抑制されるのは24時間連続運転ということですが、焼却炉を24時間運転するためには、やはりそれなりの維持点検作業も必要でございます。柳川市のクリーンセンターは、秋に定期補修工事を行っておりまして、1炉体制で毎年定期補修工事を行って、24時間もしながらしておりますが、それをしなければ毎日の焼却がかなり厳しいところになるということに認識をいたしておるところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

焼却炉はちょっとこれぐらいにいたしまして、一応60トンが最高だということなんですけど、今受け入れてある自治体は、自分のところの普通に加熱しなければいけない量の1割を、

被災地から受け入れた瓦れきを1割だけプラスして焼却しているという現状なんですけど、
うちは今1日60トン市内から運ばれてきます。これに1割 受け入れるとか受け入れない
とか別にして、1割プラスして焼却するとしたら可能なんですか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

1割とは66トンということになるかと思いますが、それを年間どれくらい燃やすかとい
うことにかかってくると思いますが、毎日66トン燃やすということにつきましては、十分
検討する必要があるかと思います。

以上です。

3番（熊井三千代君）

1年間じゃなくても数カ月、100日でも仮定として、毎日66トン焼却するのは可能なの
か。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

数週間単位で66トン燃やすということは可能であろうということですが、まず、
十分これも検討をしていかなければならないと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。必要なときは十分検討をしていただきたいと思います。

本市は本当に恵まれた地域でありますので、なかなか被災地のことは自分たちのことのよ
うに本当に受け入れられない部分もあるかと思うんですけども、過去に柳川市も水害被害
とか台風の被害、また竜巻などの被害にも遭っておりますし、今のような気象状況でありま
すので、安全地帯というのはどこもないと思います。柳川市もいつ災害に遭って支援をお願
いしなければいけない事態に遭遇するかもしれませんので、今回の処理問題は、できること
なら調査検証をしながら、今も調査検証しながら、しっかりいろんなことを考えながらでき
ないというお返事をされたと思うんですけども、もっと深く調査検証しながら判断してい
ただきたかったなと思うんですけども、そこら辺のコメントをお願いします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れにつきましては、先ほど来から申し
上げておりますとおり、焼却炉の処理能力、焼却灰を将来にわたって安全に処分するための
最終処分場の確保、安全性の確保、住民の理解の4つの観点から調査検証が必要だと考えて
おります。

市では、東北地方の現状にかんがみ、真剣に受け入れの検討を行いました。やはり処理
能力、焼却灰の処分の問題から受け入れられないとの判断をいたしたところです。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

まあ欲を言うと、被災地とかに出向きよったら柳川市は受け入れる方向性じゃないかというマスコミのほうが先に騒いだりとかする傾向もあるかもしれないんですけども、現場を見て判断していただきたいなとかいうふうに、やっぱりそういう、真剣に考えられたと思うんですけど、何とかできないかというふうな思いで現場を見に行くとかですね。

それとか、女川町が東京の焼却場に運ぶまでのDVDとかを発行してありました。で、私はそれを見て、本当に第1、第2仮置き場まで運ばれる作業、手作業ですと分別をされたりしているの、本当に放射線量の混入とかを、もし高かったら手作業とかではできないと思うので、それと逐一、細かい時間の単位で放射能の測定とかもされておりました。そういう現場を見るということも必要ですし、いろんな情報もやっぱり取り入れたり、それと、うちは最終処分場がないということなんですけれども、そういうふうなところ、ほかの自治体も、何かここだけをどうかしていただいたら受け入れられんことはないという自治体もあると思うんですよね。だから、県とかに相談をされたり、県単位でいろんな方向性が考えられないのか。また、三重県方式で県がリードして、あと市町村内で協議を進めたり、また国に説明が足りない部分は説明を受けたり、もうちょっと放射線のことについてもしっかり国民に説明するような要望をしたりとか、そういうアクションをしっかりと起こしていただいてもよかったんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

災害廃棄物の広域処理について、国、県との協議についてお答えいたします。

市は、福岡県の廃棄物対策課と常に緊密な連絡をとりながら、一般廃棄物の処理業務を行っております。県も柳川市が焼却余力のないこと、焼却灰をセメント原料として処理していることなど、本市の処理状況を熟知しておられまして、災害廃棄物を受け入れる状況でないことは御理解いただいております。

福岡県内には37の焼却施設がありまして、処理能力、燃焼設備方式、焼却灰の処分方法や運営方式などさまざまな形態で一般廃棄物の処理行政が行われております。福岡県にしても瓦れき処理は大変シビアな問題であると認識されておりまして、十分県と協議を行った上で対応するよう指導を受けております。

福岡県では、北九州市が5月23日から25日まで西日本地方で初めて宮城県石巻市からの災害廃棄物約80トンを試験焼却されました。今後、受け入れの可否の表明がなされると聞いております。県知事も宮城県を訪問いたしまして、災害廃棄物の現状把握と被災自治体の長との意見交換もなされております。今後も、福岡県から県内各自治体の処理状況に適した指導をいただき、災害廃棄物の広域処理の推進が図られるのではないかと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。長く質問いたしまして、しっかりお答えいただきましてありがとうございました。とにかく一日も早い国レベルの処理体制が整うことを願っております。

また、本市といたしましても、本当に被災地へ勇気と希望を与えるような支援を続けていただきたいと思います。市長、最後にコメントをお願いします。

市長（金子健次君）

私のほうから考え方を述べたいと思います。

巨大地震に端を発しました大津波と放射能汚染によって、戦後最悪の災害となったようでございます東日本大震災の発生から1年3カ月が経過をいたしました。今でも岩手、宮城、福島の前3県を中心に多くの方々が避難生活を強いられて、東京電力福島第一原発事故で避難した住民も多くは帰路の途のめどすら立っておりません。被災地では、まだ多くの災害廃棄物がうずたかく積み上げられたままとなっており、被災地の早期復旧、復興の大きな妨げとなっているところでもございます。

このため、国から全国の地方自治体に対し、岩手県と宮城県で発生した災害廃棄物の一部について広域処理の協力要請がなされております。被災された方々の一刻も早い生活の再建と被災地の復興はすべての国民の願いでありまして、東日本大震災から我が国が再生するための広域処理は国と地方が支え合って取り組んでいかなければならないというふうに私自身も思っておりますし、大きな課題ではなかろうかと思っております。

各自治体では、災害廃棄物の受け入れに関しましては、きずなや分かち合いの精神からも真摯に検討を行っていることと思っております。しかし、一般廃棄物の処理の方法や焼却施設の状況等、各自治体によってさまざま、支援したくても支援できない自治体の実情があるわけでございます。本市におきましても、被災地の復興を支援する観点から、災害廃棄物の受け入れについての鋭意検討を行ってまいりましたが、クリーンセンターの焼却能力と焼却後に発生する焼却灰の最終処分場の確保の問題から受け入れることはできないと判断をいたしました。

震災の発生から1年3カ月が経過をいたしております。本市といたしましても、震災直後に東日本大震災復興支援柳川本部を設置いたしまして、多くの市民の皆様からの御協力をいただき、官民一体となって各種の支援を行ってきたところでございます。今日まで実際は義援金にしても多額の義援金を市民から寄せていただきました。

今、課長が答弁いたしましたように、焼却能力、また焼却灰の問題、焼却灰にいたしましても今、福岡県内、また山口県のほうにお願いをして処理をしていただいております。そういう面につきましても、自前の処理ではないと、覆土しなければならないという大きな問題を抱えておるところでもございます。

今、柳川市はクリーンセンターの費用が毎年150,000千円近くの予算を組んで補修をしながら経過をしておりますし、今後、能力についてももう限界に達してございまして、みやま市

と柳川市で一緒に取り組むという方向性を出しておりますし、緒についたところでもございます。そういう意味では、なかなか厳しい面があるかもしれませんが、できる分について何かということ、今後いろいろな形で考えながら、オールジャパンで取り組むことについては今でも私も同じでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

市長、ありがとうございました。これで廃棄物処理についての質問は終わらせていただきます。

次に、通学路の安全確保についての質問に移らせていただきますけれども、午前中の最後に白谷議員のほうから質問がありましたので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、よろしく願いしておきます。

4月23日、本当に京都府の亀岡市で起きた事故は、軽自動車が集団登校中の児童と保護者に突っ込んで3人が死亡、7人が重軽傷を負うという悲惨な事故が起きております。その事故から4日後には、今度は千葉県で通学途中の児童を襲った同様の事故が起きました。このように悲惨な事故が続きますと保護者の心配ははかり知れないものがあります。

警察庁の統計では、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人に上っていることがわかっております。大変多いなというふうに驚きました。これまで5年間のうちで、この多いなと思った2,485人というのが5年間のうちで最も少なかった数だと聞いて、またなお驚いた次第です。とにかく通学路の安全対策が急がれることを痛感いたしました。

対策といたしましては、ハード面だけでなくソフト面も視野に入れなければいけないということは言うまでもありませんけれども、本市におきましては安全協会や防犯協会の方々、また地域の皆様、保護者の尽力によって登下校時の見守りや声かけなどの取り組みが、県下でもすぐれた地域に選ばれるほど積極的に活動をいただいております。この場をおかりして感謝申し上げます。

そこでお尋ねいたします。本市の過去数年間の登下校時の児童が巻き込まれた交通事故の件数をお聞かせください。それと、こういうふうにさきに述べました悲惨な事故が起きた後に、本市は通学時の安全確保のために何か取り組まれたことがありましたら教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目の登下校時に児童が巻き込まれた事故の件数につきましては、平成23年度から現在までに1件だけあっております。道路を横断中に普通自動車と接触しておりますが、すり傷程度で済んだというふうに聞いております。ただ、帰宅後や休日につきましては6件の事故があつているところでございます。

それから、対応ということでございます。先ほど白谷議員のほうにもお答えいたしましたところでございますが、まず1点目につきましては、通学時の安全確保につきまして5月の小・中学校校長会におきまして交通安全指導の徹底、通学路安全マップの再確認、それから見守り隊等との連携について指導を行ったところであります。また、国、県を通じて通学路の安全総点検の指導がありまして、通学路の安全確保に関する状況調査を行ったところであります。あわせまして、安全マップ等に危険箇所等を記入し、再確認を今現在行っているところであります。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

国は、1995年から通学路安全点検調査を開始しています。全国2万4,000の小学校の通学路の安全点検の実施に至っております。その結果、改善の指摘は全国で18万カ所に上り、歩道の設置とか拡幅、側溝のふたかけ、ガードレールの設置など安全対策が施行されておりますけれども、10年余り経過した現在もまだ残っている課題が解消されていないところもあります。道路事情や地元関係者の合意の形成などいろいろな困難な面もあって、隘路に行っているのも多いようでございます。

ぜひ、本市もこの機会に各学校の通学路の総点検をお願いしたいというふうに要望しようかと思っておりましたけど、最初の答弁で国、県の指導のもとに点検を行ったよということですので、その点検の中身をちょっと内容がわかればお聞かせください。また、点検をされているのだから、当然、結果が出ていると思いますので、指摘箇所については計画的な改善計画を立てていただきたいなと要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

通学路の安全確保に関する状況調査、いわゆるアンケート調査になっておりますが、8項目についてお尋ねをしております。

まず、1点目が安全総点検の実施時間帯、2点目が安全点検の実施者、3点目が実施方法、4点目が危険箇所はあったのか、5点目が危険箇所は緊急性を要するのか、6点目は危険箇所の問題点は、7点目で校内での改善はできるのか、8点目が改善要望事項ということで、その8点について調査を行ったところであります。

その結果につきましては、午前中、白谷議員の御質問にお答えしましたように、例えば自動車の通行規制はできないとか、車道と歩道の区別がないとか、見通しの悪い場所がある、交通量の多い狭い道がある、それからカーブミラーやガードレールなどが無いというような主なものになっております。

それから2点目で、計画的に整備なりができていかないかということでございます。

学校からの要望につきましては、現在進行中で調査を行っておるところでございますが、

学校からの報告では危険度や緊急性に幅があります。まずもって学校教育課のほうで危険箇所を精査しまして、安全安心課や建設課、まちづくり課といった道路管理者の担当部署と協議を行っていかなくてはいけないというふうに思っております。

まずもって、やっぱり緊急を要するものから改善が進むように、一定の順位づけなりを行って努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

せっかく結果が出たのであるから、その結果もやはり幅があると思うんですね。緊急性といっても、本当にこっちの緊急性とこっちの緊急性は、こっちの緊急性が高いとかいろいろ幅があると思うんですけれども、先ほど午前中の白谷議員のときの質問でありましたように、しっかり学校教育課で見きわめながら、本当に危険な場所、緊急性を要するものからしっかり対応していただけるようにリーダーシップをとっていただき、しっかりと担当箇所と共有をしていただきたいと思います。

時間はかかると思うんですけれども、その結果の共有も、ここはできたのでできていないの、またできていなかったら何が問題でできなかったのかとか、そういうところまでの共有をしっかり働きかけていっていただきたいと思います。

先ほど総点検とおっしゃっていましたが、4月27日に政府が通学路の定期点検を行うよという学校安全推進計画を閣議決定したのは承知しておりましたけれども、本市がいち早く、保護者の方とか地域の皆さん、関係機関の皆さんの協力をいただいて総点検を実施されていたのには、本当に早かったなというふうに思いました。

とにかくそういうふうなスピード感とかを見たときに、いかに柳川市の地域の皆様が日ごろから子供たちの安全・安心のために真剣に取り組んでいただいているのかというのがうかがわれます。しっかりと担当部署も問題箇所の共有を図って、緊急性を要するものからしっかり改善に努めていただきたいと思います。

で、さっきからどうして計画的に進めていっていただきたいと思いますというふうに言っているかと申しますと、計画的にしないと、なかなか手つかずになったところとか見落としている場所が出てきます。特に私が住んでいます昭代地域ですけれども、今まで多くの方が要望されたり、議会で質問がございました。昭代第一小学校から間の方面に向かう通学路なんですけど、非常に車の通りも多くて路線バスも走行しておりますけれども、長い距離、歩道がありません。大変に危険な通学路であると長い間、思っております。対処方法がないのかお聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の道路の昭代第一小学校から間方面に向かう道路は旧県道で、現在の柳川市道間西

浜武線でございます。過去の議会でもこの路線につきましては御質問がっております。

昭代第一小学校から県道大牟田川副線の間交差点までは約1.1キロございますが、現在の幅員は5メートル未満と狭く、議員御指摘のとおり、歩道がなく、歩行者は決して安全であるとは言えない状況であります。しかし、歩道を整備するには隣接する地権者の皆様の御理解と御協力が絶対条件となります。

また、この区間の歩道整備には、国の補助事業として取り組まなければ財政的にも非常に厳しいものがございます。国の補助事業として取り組むためには、国の道路規格による幅員が必要となり、現在の2倍以上の幅員が必要となり、家屋が連なっている現状を見ますと、多大な費用と時間はもちろんのこと、隣接する地権者の御理解と御協力が必要となり、現在の状況では現道の歩道整備は非常に厳しいものと思われませんが、関係部署と協議を行い、通学路の危険な箇所につきましては路側帯のカラー化等を含めまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。担当の課長がおっしゃいますように、道路事情というか、非常に難しい部分もあると思います。

今までに何度か要望を皆さんからしていただきまして、側溝のかさ上げをして白線を引いていただいたり、現状でできる部分には対処をしていただいております。ここで事故がないのが本当に不思議でありますし、地域の皆さんがどれだけ尽力していただいているかわからないほどです。とにかく、いろんな事情はあるでしょうけれども、しっかりとこういう危険な場所があるということもわかっていただいて、何かの対処はできないかというふうなことをしっかり考えていただきたいと思います。

まだこのところは後にも質問があると思いますので、私はこれくらいにしておきますけれども、とにかくこういう機会に地域の方としっかり意見交換をする場を持っていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

その点につきまして、学校教育課のほうでお答えしたいと思います。

先ほど申し上げました状況調査、総点検を行った際には、ほとんどの学校が学校だけではなくPTAや交通安全協会、それから警察等の関係者と連携をしながら調査を行っていただいております。このように、防犯を含めた児童・生徒の安全確保につきましては、地域の方々の御協力が不可欠でございます。連携を密にするためにも意見交換をする機会を持つよう、学校にはぜひ指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問に安全安心課のほうからもお答えをさせていただきます。

市のほうでは、市内に21分会の交通安全指導員等により構成されております柳川市交通安全推進協議会の会員の皆さんと、定期的に交通安全につきまして会合を設けております。そういう意見交換の機会を持っております。

交通安全指導員の皆さんは、それぞれの地域において日ごろより通学路等での交通安全誘導を初め、児童・生徒への交通安全教室とか広報キャンペーン活動、啓発のぼり旗、看板等の掲示、それから交通安全施設の点検などを行っていただいております。そこで、各地域からの要望は交通安全指導員さんからも、その都度要請いただいているところでございます。

また、各地の行政区長さんからも年間を通じまして、これはもう100件ほどの御要望をいただいておりますけれども、緊急性のあるもの、それから優先すべきものから取り組みまして、時間がかかりましても解決するよう努めているところでございます。

いずれにしましても、地域の交通安全対策への御要望に関しましては、それぞれソフト面、ハード面のいろいろ内容がございますので、柳川警察署交通課及び関係課と連携をしまして取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市は、本当に安全協会さん、防犯協会の皆さんとかしっかりしてありますので、日ごろから意見交換というのはあっていると思うんですけれども、この地域の方と意見交換の場を持つとか、そういうふうなしっかりした協議の場というのは少ないかと思うので、そういう場を持っていただきたいと思います。

ソフト面のことも尋ねていこうかなと思っておりましたけど、先ほどのお答えの中にあるソフト面の指導も入っておりましたので、質問はこれで切り上げたいと思うんですけれども、とにかく今度4月に起きました事故はドライバーの過失によって起きた事故ではありますが、関係各課が連携して総点検をされたり、改善箇所の確認をしたり、通学路の安全対策を考えたりするよい機会になられたと思います。

とにかく、今後もこういうふうに定期的な点検をずっと続けていただき、また地域の方との話し合いの場もしっかり持っていただきたいということを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、市独自の第3子優遇制度についての質問です。

ことし、子供の日を前に総務省が5月4日にまとめた人口推計では、15歳未満の子供の数は前年度比12万人減で1,665万人です。1982年以降31年連続で減少しています。比較可能な推計があるのは1950年以降でして、1988年から18歳未満の子供の数は最少記録の更新が続いて、総人口に占める15歳未満の人口は過去最低の13%になっています。厚生労働省の推計で

は、2011年の出生数は過去最少を記録しており、少子化傾向がなお強まったと言えるようでございます。

また、国連人口統計年鑑によりますと、人口4,000万人以上の27カ国中、日本の子供の割合は最低で、最高はパキスタンの41.6%になっているということです。

本市におきましても、少子化対策は市の大きな課題の一つです。

そこでお伺いいたします。これまで市独自で取り組まれた少子化対策についてお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

熊井議員お尋ねの少子化対策事業について、各課それぞれ実施中でありまして、ここでは子育て支援課で現在実施中の近隣自治体にはない柳川市独自の少子化対策事業を御紹介させていただきます。

2事業でございます。

まず、エンゼルサポーター派遣事業でございますが、これは双子、三つ子以上の乳児を養育している家庭の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児などに関する支援を行うものです。利用料は、双子の場合が1時間450円、三つ子以上の場合が1時間150円となっております。

次に、第3子優遇事業がございます。これは小学校6年生修了前までの児童を3人以上養育し、3番目以降の児童が幼稚園や保育園に入園している場合、該当児童の保険料免除等を行うもので、平成18年度から実施しております。

以上が子育て支援課所管の市独自の少子化対策事業でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほども答弁いただきましたように、3人目以降の保育料無料という制度がございましてすけれども、平成18年から始まったということですが、この制度開始の背景と、どのような効果を期待してこの制度が始まったのか、現在はどうなっているのかお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

まず、制度開始の背景、効果でございますが、第3子優遇事業につきましては少子化対策の一環として、多子家庭の経済的負担の軽減と次世代を担う児童の健全な育成を目的として、平成18年度から事業を開始いたしました。近隣自治体にはない制度で、子育てしやすい柳川というイメージの醸成に効果があったのではないかと考えています。

次に、現在の状況ですが、平成18年度の事業開始以来、当初の保育園、幼稚園児のみを対象とした事業から、障害児施設等に通園している場合も対象としたほか、家庭内で児童を養育している場合にも手当を支給するなど、逐次、事業の拡大を進めてまいりました。しかしながら、国の制度として子ども手当が創設されたことなどにより2カ年かけて事業を見直す

こととし、平成22年度から保育料等につきましては全額免除から半額免除、家庭内で養育している場合の在宅手当につきましては、これまでの月額10千円から5千円と半額支給としました。さらに、平成23年度から対象者を所得税非課税世帯のみといたしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

内容の縮小は子ども手当ということなんですけれども、その子ども手当も当初の国民との約束の金額より半額になっておりますし、その子ども手当が始まったおかげで所得税、住民税の扶養控除が廃止となって、子育て中の親の負担は大きくなっていると思います。その上、社会経済も落ち込んでおりますし、景気の低迷が続いています。当時の制度内容の復活を望む声が届いておりますけど、それについての見解をお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

第3子優遇事業の見直しに伴い、平成23年1月からヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの予防接種費用を助成しています。また、平成23年4月から小学校就学前までを対象とした医療費の助成については、市の独自事業として入院に限って小学校3年生まで拡大いたしました。さらに、平成23年8月にファミリーサポートセンターを開設するとともに、第3子優遇事業の対象者に対しては、当該センターの利用料の一部助成を行っています。第3子優遇事業につきましては、所得税非課税世帯のみを対象としたとはいえ、今後も継続していく考えであり、一方で他の子育て支援施策の充実を図っていくこととしております。

なお、国の制度として同一世帯から3人以上の児童が保育園等に入所している場合、その世帯の3人目以降の児童の保育料は全額免除となっております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

国の3人目の優遇制度は残っているということなんですけれども、私が言いたいのは市独自の3人目の優遇制度でありまして、保育料のことに限定いたしますけど、もし今、非課税世帯だけ3人目無料になっているということなんですけど、これを現行制度に戻したときの財政はどれくらいの負担になるのでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

まず、所得に関係なく第3子以降に対する保育料等の全額免除や在宅手当を全額支給していた平成21年度と同様の制度に戻した場合は、約1億円の負担増となります。保育料の減免につきましては、平成21年度は約80,000千円、それから、23年度所得税非課税のみを対象とした分では約8,000千円、したがって72,000千円の負担増になります。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。かなりの負担増になるということはわかりますし、今の現状では非常に難しいのかなと。

また、この保育料の3人目の優遇制度だけでなく、新しい予防接種とかに助成しておりますし、行政として幅広い支援を行っているという説明もよくわかります。しかし、市民の目から見ると、一度支援が始まったものをやめてしまうと、何となく見放された気分になるのが当事者です。課税世帯といっても幅があります、課税世帯にも。ましてや、とにかく今、経済低迷が長く続いておりますので、子育て世代には大変経済的な負担になっておりますので、本市においてもいろいろと子育て支援策を今まで盛り込んでいただいております。今後も、この第3子の保育料の支援の見直しなども含めながら、幅広く深い子育て支援対策を心がけていただけるよう、市長に要望したいと思っておりますけれども、コメントがありましたら一言お願いしたいんですけど。

市長（金子健次君）

平成18年ですかね、引き直した場合に1億円の費用がかかるということでございます。その後、民主党政権にかわりましてから、子ども手当26千円という形で、あの時点では政策の変更というのは間違いなかったと、私たちの市の変更はそれでよかったというふうに思っております。

しかしながら、その後にいろんな形で子育ての支援策を講じてまいったことも、今、課長が申し上げたとおりでございます。今後は、いろんな形で子育て支援についてはしていかなければならないという考え方は基本的に持っておりますし、どういう施策ができるのかということも含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。23番、日本共産党、梅崎和弘です。発言通告に従って行います。まず、第1点目ですけれども、通学路の点検、状況把握はどうなっているかということでございます。

先ほどから言われておりますように、集団通学中の子供たちの列に車が突っ込み、子供たちが死亡するという大変痛ましい事故が相次いで起きております。その対策が急がれております。私は平成21年9月に、この通学路に関しまして一般質問を行っております。その当時、柳川警察署は、管内の歩道がない道路や路側帯が狭い道路の中央線をなくし、路側帯を広くとることで歩行者が安心して通行できるよう、柳川署は市と検討を進め試験的に実施するという報道がっております。その後、柳川警察署との観光客を含めましての安全・安心を含めての検討、これをなされたかどうか、お尋ねいたします。

2点目の各学校の通学路の点検、状況把握につきましては、白谷、熊井両議員に対しましての答弁がっておりますので、省略をいたします。

2点目は、市内の公共建物の入り口に車いす用のスロープは確保されているかどうかということでございます。

高齢化社会になり、車いすを利用する人が多くなっております。玄関の入り口に車いすが利用できるような、そのようなスロープが柳川市内の各公共の建物の入り口はどうなっているか、ここをお尋ねいたします。

3点目が、住宅リフォーム助成制度についてであります。

この制度につきましては、平成23年の3月議会で一般質問を行い、既に1年以上が過ぎております。この住宅リフォーム制度は、市民の持ち家のリフォームを市内の業者が施工する場合、その工事額に対しての助成をするものであります。いわゆるこの助成額は、各自治体で違っております。この市内の施工業者を使って屋根や外壁の改修、床や畳の張りかえ、窓ガラス交換などです。

この制度は住民の方や業者に大変喜ばれており、地元経済への波及効果が抜群と言われております。直近におきましては、今回、大牟田市議会では10,000千円の補助額に対しまして申請件数142件で、もう1週間で打ちどめになっておると。非常に評判のいい制度だと聞いております。前回の一般質問からどのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

4点目が、シルバー人材センターについてでございます。

シルバー人材センターは、多くの方が年をとってから仲間と一緒に仕事ができ、生きがいを見つけることができ、本当に楽しいという、このようなお話をお聞きいたしております。高齢者の皆さんが健康で安心して働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことも、このシルバー人材センターの役割だと思っております。

そこでお尋ねいたしますけれども、1点目はシルバー人材センターの会員数、どのくらいおられるのか。また、どのような職種ですかね、どのような市民の皆さんからの要望が多い

か。

2点目が、行政がかかわりまして、シルバー人材センターを法人として設立しました目的及び意義はどこにあったのかという点でございます。

3点目が、関係法律はどういうものがあり、法律と市との関係はどのようになっているか。以上、第1回目の質問を終わります。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御指摘のとおり、柳川警察署は市と検討を進め、歩道のない道路や高齢者の多い道路で試験的に実施する結果を見て、ほかの通学路や住宅街、観光客が散策する道路など導入したい考えと、平成21年7月25日の有明新報の報道の中にごございます。

平成21年9月の定例市議会の後に柳川警察署より、中央線を消し、路側帯を広くとるための路線選定のお話があったところでございます。柳川警察署との協議の結果、西鉄徳益駅南側から東のほうに進む市道徳益棚町線につきまして、県道大和城島線との交差点より東のほうへ625メートルの区間につきまして試験的に実施して、中央線が設置してあり路側帯がない幅約7メートル程度の市道の中央線を消して、路肩を設置する工事を平成22年3月に完成したところでございます。

以上です。

福祉課長（稲又義輝君）

2点目の市内の公共建物の入り口に車いすのスロープの確保についてということで、福祉課から本市の公共施設の玄関スロープの設置状況についてお答えをさせていただきます。

柳川、三橋、大和庁舎、それから図書館、公民館、体育施設、文化施設及び総合保健福祉センターなどの公共施設36施設のうち、緩やかな勾配で車いす利用者お一人で御利用できる施設は28カ所でございます。残り8カ所のうち、体育施設5カ所が未設置でございまして、また、スロープは設置をされておりますが急な勾配なため、一人では利用しにくいと思われる施設が3カ所といった状況でございます。

以上でございます。

商工振興課長（田中利光君）

住宅リフォームの助成制度のお尋ねがっております。

住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、平成23年3月議会でも梅崎議員のほうから御質問をいただいております。当時、同事業に着手していた自治体は、県内でも2市1町ということでお答えをいたしております。議員の御質問以降、筑後地域を中心にして調査を行っております。県内自治体を調査いたしましたところ、助成事業を実施するところが徐々に増加をいたしております。

議員が例に挙げられました大牟田市の平成24年度の事業について御紹介をいたしますと、補助金の予算額が10,000千円です。補助金の目的として、住まいの住環境を向上させるとと

もに、市内中小企業及び地域経済活性化を目的として、市内の施工業者を利用して住宅の修繕、改修工事を行う場合、その経費の一部を補助するとして、交付することになっております。

要件といたしまして、大牟田の場合でございますけれども、大牟田市民であること、それから改修工事を行う市内の住宅に居住するもの、自分が住むための住宅であること、市内の施工業者が請け負う工事であること、補助対象工事が100千円以上で補助対象工事に要する経費の10%の額となっております。補助金額が100千円、予算枠を超えた時点で受け付けが終了されるということで、先ほど議員がおっしゃった内容となっております。大牟田の場合、6月1日から受け付けて6月6日の時点で予算枠が終了をしております。住宅リフォーム制度を実施している内容は各自治体で異なっているようでございます。

それから、続きまして、シルバー人材センターについてのお尋ねがっております。

シルバー人材センターの会員数、どのような職種が多いのか、シルバー人材センターを法人とした設立の目的等の質問でございます。

まず初めに、シルバー人材センターの会員数はどのようになっているかという御質問でございます。シルバー人材センターの会員数でございますが、平成24年3月末現在で男性403名、女性256名、合計の659名となっております。

次に、民間や一般家庭などからシルバー人材センターへの就業要望が多いのは、草刈りや清掃などの一般作業部門、これが率で言いますと67.5%、続いて植木剪定や大工、塗装などの技能部門が31%と、そのほとんどを占めております。

また、2点目のお尋ねの、行政がかかわり、シルバー人材センターを法人として設立した目的及び意義は何かとのお尋ねにお答えさせていただきます。

議員御存じのように、シルバー人材センターは旧1市2町でそれぞれ設立をされております。平成17年3月に1市2町の行政が合併するのに伴い、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定によりまして、シルバー人材センターは1つの市町村の区域で事業を実施することになりますので、平成16年から17年にかけて3シルバー人材センターの統合が協議されまして、平成17年4月1日に社団法人柳川シルバー人材センターとして発足をいたしております。

今まで経過を述べさせていただきましたが、法人としての発足の目的、意義につきましては、設立当初から高齢化社会が急速に進展する中、健康で働く意欲を持った高齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、これを組織的に提供することなどにより、就業その他多様な社会活動を援助して、生きがいの充実と福祉の増進を図ることにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とされ、社団法人柳川シルバー人材センターとして現在に至っております。

また、3点目のお尋ねの関係法律はどういうものがあるか、法律と市との関係はどのよう

になっているかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては昭和46年に制定されました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というものがございます。

次に、法律と市との関係はどのようにあるのかという御質問でございますが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条に「国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。」となっております。

また、第40条には「国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とされております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

第1回目の御答弁ありがとうございました。では、順を追って質問をさせていただきます。

まず、通学路の問題ですけれども、柳川署との試験の結果は、県道徳益 - 棚町間ですかね、その試験結果といいますか、どのような評価をされてありますか。

建設課長（中村敬二郎君）

過去の平成22年6月の定例議会におきまして、市道間西浜武線の路側帯の着色の一般質問に対しまして、予算の確保は非常に厳しいものがあると思えます。（発言する者あり）済みません。

先ほどの試験結果につきましては、警察のほうと確認をいたしまして、現在、以前よりも安全ではなからうかと考えるところでございます。

23番（梅崎和弘君）

この中には観光客の安全・安心を含めての検討だったんじゃないかと思えますけれども、観光客に対するそのような試験結果はありますか、まだしていないわけでしょうか、ただ通学路の面だけ。

建設課長（中村敬二郎君）

旧三橋の部分の路側帯の設置につきましては、警察の申し出によりまして数路線を選定いたしまして、警察と市との協議の結果、安全安心課も含めまして路線選定を行ったところでございます。その路線につきましては、過去は路側帯もございませんし、中央線があるだけでございました。今回は、中央線は消しておりますけれども、片側に約1メートル70ほどの

路側帯を設置しております。また片側にも、それより若干狭うございますけれども、路側帯をきちっと設置しておりますので、真ん中の車道の部分につきましては4メートル50ほど確保しております。車の通行時に車同士が離合する場合には多少、路側帯のほうに部分的に入る箇所があるかと思えますけれども、歩行者にとりましては過去よりかなり安全になっていると私たちは考えておるところでございます。

23番（梅崎和弘君）

私の言っているのは、路側帯の検討をするとき観光客の安全・安心も含めたところで検討をしたいというふうなことの答弁だったんじゃないかと思えますけれども、いわゆる観光客に対してのそういうふうな試験はまだやっていないということでもいいわけでしょう。どうですか。

建設部長（野田 彰君）

先ほど課長が申しました路線しか試験的にはやっております。観光客のルートの路線については、まだ現在のところ行っておりません。

23番（梅崎和弘君）

平成22年6月議会の一般質問ですね、市道間西浜武線の今ある路側帯をぜひ着色してほしいという要望を出しておりましたけれども、この件につきましてどのような検討をされたのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

平成22年6月の定例市議会におきまして、市道間西浜武線の路側帯の着色の一般質問に対しまして、予算の確保が非常に厳しいものがあると思えますとお答えしています。現在、建設課に対する要望に対して、道路の補修、また改良については約3分の1程度の対応でございまして、今年度の事業箇所につきましても、今までの要望箇所の積み残しが多数あるところでございます。現状では前回の答弁同様に予算の確保が非常に厳しいものであるかと思えますけれども、関係部署と協議を行いたいと思っております。

23番（梅崎和弘君）

前回、着色をするのにメートル5千円、間のタックスのところから小学校まで約1.1キロ、いわゆる5,500千円の費用が必要であるという答弁がございました。いわゆるこの5,500千円の予算確保が、建設課長の答弁によりまして非常に厳しいものがあるという答弁がございましたけれども、子供の安全・安心、これ命にはかえられないと思うわけですね。いわゆる、ここの予算は建設課だけの予算しか使えないのか。例えば、教育予算の一部からでも応援をすとかいうふうなことはできないものかどうか、教育長お願いいたします。

建設部長（野田 彰君）

先ほど課長のほうから、道路の改修、補修については約3分の1程度しか対応してきていないと、当然こちら安全・安心にとって大切な道路改修と思えます。

一方、児童・生徒の通学路の安全確保も、私は大切なことだと認識をいたしております。したがって、午前中の市長の白谷議員への答弁で、9月補正でもして、児童の通学路の安全の確保のための補正予算をつけるという言葉もありましたので、したがって関係課 安全安心課、学校教育課、それから建設課、警察と協議をいたしまして、そういう箇所について実施をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

白谷議員の質問の中でガードレール設置ですね、これはメートルどれくらいかかるものでしょうか。

それで、先ほど言われましたように、今度の予算の9月議会ですね、路側帯を着色する、カラー化するという事は考えてありますでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

ガードレールのメーター単価についてお答えをいたします。

ガードレール、2種類ほどございまして、ガードパイプにつきまして、おおよそでございますけれども、メーター単価10千円、そしてガードレールになりますと、大体15千円ということで、これは大まかに申し上げておりますけれども、そういう単価でございます。

市長（金子健次君）

午前中の白谷議員の質問について回答いたしました。議員の皆さんにも予算化については提案いたしますのでよろしくお願ひしますというお話をしましたけれども、今回、4月の京都府の事故等を見ますと、やっぱり早くですね、早急にしなければならない事案というふうに思っております、人命の問題ですから。

そういう面では、ガードレールとか歩道のところをつくればいいんですけども、それが急にできるものでもないし、地権者の土地の部分も相談しなければなりませんので、当面、急ぐものとして、柳川警察署の新しい藤林署長と黒木交通課長にもお話ししておりますけれども、なるべくですね、路面標示の効果はありますかということで問うたら、非常にあるというふうなことで、メリットとしては短期間でその効果が出ると、実務が可能であるということとコストが非常に安くて済むという問題、また、注意喚起が路面標示によってできるということは非常に効果があるというふうに伺っておりますし、場所の問題はちょっと今、昭代第一から間の問題ですけれども、全体的にもう一回必要な部分については、県道については路側帯のところのカラー化を大分していただいておりますけれども、市内あちこちにしていただいておりますけれども、緑のカラーをつけてもらうということと、市道についてはまだやっていませんけれども、そういうふうなカラー化をして交通安全対策を講じてみたいというふうに考えて、財政のほうには9月議会で予算措置をするような形をお願いするようにならざるを得ないところがございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

私はこの場所を3日間ほど行たて子供たちの行き帰りを見ておりましたけれども、やはり子供たちは路側帯の中を整然と並んで通学しておられました。自分としては本当に感心して見ていたわけでございます。しかし、大きな車が通れば、幅が狭くなっているところもあるし、子供たちは小さくなってですね。わぁ、これは危なかなと思うて、いつ事故が起きてもおかしくないんじゃないかなと、こう思ったわけでございます。どうかここら辺もぜひ市長の英断をもちまして、カラー化が実現するように御努力をお願いします。通学路の問題はこれで終わります。

2点目ですけれども、先ほどスロープで上がられんところが5カ所か何カ所か御答弁がありましたけれども、この工事はどのようにされるわけでしょうか。スロープがなだらかになっていないところ、これについてお尋ねいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

3カ所の工事をどうするかというふうな御質問でございます。

この3カ所につきましては、まず柳川庁舎の玄関のスロープが、実は少し急であるというふうなことであります。それで、現在のスロープの勾配を2分の1にするというふうなことになるますと、現在のスロープの長さを2倍にするというふうなことが必要になってまいります。それで、現状でスロープを延ばすことはちょっと厳しいんじゃないかというふうなことで、そこで別な方法で、それにかわる手段を検討したいというふうなことで考えているところです。

それから、その他のスロープの工事につきましては、大和町の総合保健福祉センター「まほろばやまと」のスロープも急な勾配で利用しにくいという状況でありますので、何かの対策を講じたいというふうなことで考えております。

また、大和漁村センターにつきましては改修の予定がございますので、そういったことで対応いたしますし、その他設置されていない施設においても対応したいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

柳川庁舎の入り口のスロープの件も、急には工事ができないということですが、ある方たちの相談から、じゃ、あそこの入り口の辺に呼び鈴といいますか、合図をされるようなものをつけて、受付のほうに合図が行くようにして、受付の方から手伝ってもらえるようにしてほしいというふうな相談がっておりますけれども、この辺につきましてどうでしょうか。

福祉課長（稲又義輝君）

今議員のほうからは、呼び鈴か何かをつけて受付の人に手伝いをしてもらったらどうかというふうなことでございます。

議員言われますように、柳川庁舎の玄関のスロープにつきましては、当分の間の対策といたしましては、玄関口にインターホンを設置いたしまして、そのボタンを押すと職員が玄関口まで出向いて対応するという方法を検討しているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

じゃ今度新しく建設されます六合とか二ツ河、中山のコミュニティーセンターにつきましては、スロープは検討してありますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

今回のコミセンの整備につきましては、そういった面の分も十分配慮しながら建設したいというふうに考えておりますので、その分についても十分協議をして設置する方向でやりたいと思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

体の不自由な人でも、車いすを使って自由に市役所にも用事に来れるような、そのような安全・安心のまちづくりをぜひお願いいたします。

次、3点目でございます。3点目につきましては、この制度について平成23年の3月議会で一般質問を行いまして、既に1年以上が過ぎております。

この住宅リフォーム制度は、市民の持ち家のリフォームを市内の業者が施工する場合、その工事額に対して助成をするものです。この助成額は各自治体で違っておりますけれども、これは非常に人気があるということですが、この辺につきましては済みません、何度もくどいようですが、どのような御検討をされたのか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

議員御提案の住宅リフォーム助成制度の早急な実現と予算化に対する見解の御質問でございます。

先ほど田中課長が申し上げましたように、各自治体の調査については検討をしていたところであります。柳川市におきましても経済対策といたしまして、これまでは柳川商工会議所、柳川商工会が実施いたしますプレミアム商品券の発行に対する助成や中小企業等の融資制度の貸付利率の引き下げなど、さまざまな対策を講じてまいりました。

また、個別住宅に関する助成制度として、生活排水の水質浄化に向けた取り組みを促進するという目的から合併処理浄化槽の設置補助金を継続し、さらに今年度から新たに節電、省エネ対策の一環といたしまして、住宅用太陽光発電システムの設置補助金の交付を開始し、

既にもう現在82件の申請があつているところでもございます。このように個別住宅に対する助成制度は実施しておりますが、議員が提案されております住宅リフォームの助成制度につきましても、景気対策の一環として前向きに検討していきたいと考えております。

現在、近隣の市では広川、筑後、大川、大牟田、また大木町等もですね、金額は予算的に違いますけれども、3,000千円からですね。大牟田の場合は特に多くて10,000千円、ほとんど5,000千円ぐらいで3カ年にですね、その事業費の10分の1、1,000千円で100千円、800千円で80千円というような形の助成制度をしまして地域の経済の活性化を図っているということでございますので、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

この住宅リフォーム制度は、いわゆる中小企業、建設業者の方の仕事をふやすことが第一の目的じゃないかと思つておるわけです。この制度によりまして他業種への購買力の広がり、それから投資額の10倍、20倍の経済波及効果があつているというふうに言われております。いわゆる市経済の活性化と市税収入増加につながるものが、多くの自治体でも実施されておりますので、ぜひこの御検討をお願いいたします。

よければ市長、視察かどこか行って、出向いてぜひ調べていただきたいと思つますけれども、ここら辺についてどうでしょうか。

市長（金子健次君）

確かに、中小企業、零細企業含めまして地域経済の活性化することは間違いないと思つし、情報についてはそれぞれの各市長とはよく話をしておりますので、そこら辺についてもお伺いをしてまいりたいと思つております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、最後の項目のシルバー人材センターの件でございます。

このシルバー人材センターは、民間が厳しい中で市が優遇しているのではないかと、こういう見方もあると聞いておりますけれども、ここら辺はどのようになっているのかといひますが、私は議員としても公平公正の立場で理解をする必要があると、このように思つておりますので、そこら辺の説明をお願いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの梅崎議員の御質問にお答えをしたいというふうに思つます。

現在、日本の経済状況が非常に厳しくなつてきている。柳川地域においても厳しい経済環境が続いておりますことは、私どもも承知をしております。しかし、一方、今後日本においても、また柳川市においても、高齢化社会が急速に進展をしようとしております。柳川市では、高

齡化率が現在では27%に達しているということでございます。このため、高齢者が生きがいを持って生活できる社会の構築は大きな課題となっております。

先ほども申し上げましたけれども、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に基づいて設立されており、法では「高齢者の安定した雇用確保の促進、高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。」としております。

また、地方自治体の責務としまして「高齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。」と定められております。

シルバー人材センターは、この高齢者法の趣旨にのっとり、高齢者が働くことを通じて経験や知識を役立てながら、しかも、就業を通じて社会参加と生きがいを求めることを推進しており、多くの会員さんが就業の機会の確保と、それに伴う収入の確保を行われ、高齢者の社会参加事業と定着をいたしております。

柳川市としましても、このような趣旨により活動を実施しておりますシルバー人材センターの支援は今後も必要と考えておりますし、民業を圧迫し過ぎない範囲の活動を行っていただくことが必要だと考えております。

23番（梅崎和弘君）

どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと質問を忘れておりましたけれども、会員の方の男女の割合は御説明ありましたが、年齢層についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

それから、希望のある職種としましては樹木の剪定作業、これが要望が多いわけですがけれども、今申し込んで3カ月とか半年ぐらい待たやんというふうに言われますけれども、この市民要望が多い、こたえられるような対策をとってほしいというふうな要望がっておりますけれども、この辺についてどうでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほどお尋ねいただいております会員数につきましては述べましたけれども、年齢別の会員数ということでございますので、ちょっと長くなりますけど御説明をしたいというふうに思います。

60歳から64歳の方が83名、65歳から69歳の方が180名、70歳から74歳の方が197名、75歳から79歳の方が134名、80歳以上の方が65名、合計の659名となっております。

それから、市民の皆様の御意見として、植木剪定を頼んでもたくさん待たされるというふうなことでございました。

私どものほうでシルバー人材センターにちょっとお尋ねをいたしましたところ、植木剪定

がこの時期に集中をするというふうなことで多くなるそうでございます。シルバー会員の中に植木剪定という技能職といいますが、こういう方たちがたくさんいらっしゃればいいわけですが、なかなかそういうたくさんは会員さんがいらっしゃらないという状況もあるようでございます。現在、市民の方が植木剪定をお願いしたいというふうなことでもお願いされましても、あと3カ月ぐらい先で申しわけございませぬがよろしいでしょうかというのが実情だというふう聞いております。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、このシルバー人材センターの運営状況といいますが、これがどうなっているのかということと、1市2町が合併する前と合併してからの運営状況の変化がどうなっているのか、わかりましたらお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

合併する前と後ということでございますけれども、私どものほうで現在調べておりますのは合併後のことでございますので、御了解をお願いいたします。

1市2町の合併後のシルバーの運営状況を見てみますと、平成17年、18年こそ黒字であるものの、19年以降から現在まで大体赤字決算の状況にあります。平成17年の合併した当時は、国からの運営費補助金が20,000千円ほどありました。5年後の平成22年度には10,100千円まで減額をされております。さらに、行政刷新会議による事業仕分けによりまして、補助金の3分の1の縮減、約3,000千円ほどでございますけれども、これが行われまして平成23年度には7,100千円まで減額が行われております。

柳川市においては、シルバー人材センターの補助金は国と同額としておりましたが、国の余りにも急激な補助金の減額は、シルバー人材センターの運営に影響があると判断をいたしまして、平成23年度には8,800千円、平成24年度には11,600千円の運営費補助を行っております。また、国の補助金の動向など、まだまだ不透明な部分もありますので、今後の運営状況もかなり厳しくなることが想定されます。シルバー人材センターといたしましても、3カ所あります支所の統廃合や職員数の削減などを実施し、財政の健全化に向けた努力を現在行っているところでございます。

23番（梅崎和弘君）

最後の質問をいたします。

国からの補助金などがだんだん減ってきて、このシルバー人材センターの運営ができなくなった場合を仮定した場合、市との関係はどうなるのか、おわかりであればお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

議員のただいまの御質問にお答えをいたします。

柳川シルバー人材センターは、平成24年4月1日より公益法人として新たに出発をいたし

ております。公益法人は、定款を定めて自主運営を行うこととされております。決定機関として理事会及び総会がございます。

先ほど申しましたように、財政状況は厳しいものがございますけれども、公益法人として柳川シルバー人材センターの運営につきましては国の補助金、市の補助金も投入されております。今後、民間受託の促進、経営の合理化を含めて、健全経営に努力いただくものと考えております。現時点で運営できないことを前提にしたお話は、申しわけございませんが差し控えさせていただきたいというふうに思います。

23番（梅崎和弘君）

今後のシルバー人材センターのよりよき運営によりまして、高齢者の皆さんが生きがいのある生活ができるような、そのようなシルバー人材センターの運営に期待をしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時7分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

10番高田です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。きょう最後の質問者でありますので、執行部におかれましては答弁は前置き、不足を省いていただき、簡潔な答弁をお願いいたします。

今議会の当初に、市長は行政報告の中で今期のノリの生産状況を報告されました。確かに秋芽は生産が低く、冷凍は順調で、例年並みの金額が上がったという報告がありましたが、私が調べた感覚では、柳川市内9組合があります。その組合での格差が非常に大きくなっております。小間平均で、今期のノリは250千円から300千円近くの格差が生じております。今後、この格差がなくなるような施策、特にこの施策の中は、矢部川本流にノリ養殖期に多くの水が流れることが必要だと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、今回の質問は、今後、中国との交流についてと市民体育館の改修、特に空調設備、それに小・中学校の土曜日開校についての3点であります。

本市は、平成22年5月、中国・余姚市と姉妹都市の締結がなされておりますが、22年からの余姚市との交流が見えてきません。また、ことし3月に上海市松江区で、安東省菴と朱舜水との書信展が開かれ、本市から古文書館所蔵の朱舜水直筆の書や伝習館所蔵の孔子像が展示

されてきました。会場の程十髪芸術館の一室には本市の観光パネルを設置され、また柳川の観光リーフレットを置いていただき、中国の方々に柳川のことを知ってもらういい機会になったと思っています。

そこで質問ですが、22年からの余姚市との交流の内容をお答えください。

次の質問ですが、市長は総合運動公園建設をやめて、既存施設の改修と変換され、改修計画ができております。この計画を委員会でお示しされたとき、私は市民体育館に空調設備をしないのかと質問をしておりましたが、委員会では教育長は検討課題として検討させてくださいという答弁をいただいておりますが、どう検討されたのかお答えください。

文部科学省は、ゆとり教育で児童・生徒の学力が低下したことを反省して、指導要領を見直しています。特に、算数、数学は世界じゅうでトップであったものが、今ではかなり落ちています。当時の小学校の算数の教科書を見ていると、4けた以上の計算には電卓マークがつき、電卓を使って計算していいようになっていました。これでは、学力が低下するのは当然であります。

そこで、土曜日開校は、文科省は地方自治体の判断に任せると方針を出しております。それを受け、福岡県下でも私が知っている範囲で十五、六校が土曜日を開校しておりますが、本市では検討されているのかお答えください。

これで壇上からの質問は終わりますが、執行部の答弁次第では自席より再度質問いたしますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

観光課長（乗富祐治君）

高田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成22年5月17日に、中国・浙江省余姚市において、本市出身儒学者、安東省菴と余姚市出身の朱舜水との350年前の歴史的な交流を背景に、観光文化面での交流、相互の観光宣伝活動や観光ルートの開発などを図ると同時に、2人の功績を継承し後世に残すため、双方の観光文化交流について、観光文化交流に関する協定を締結いたしております。

この協定締結前の平成22年2月に余姚市の朱舜水中学校の皆さんが修学旅行で本市にお越しいただきまして、伝習館高校の生徒と交流をされております。

また、締結後は余姚市の国営余姚テレビ局が2人の先生の交流に関する番組制作のため、本市においでになりまして、その番組は平成22年10月に中国で放送されております。

その後、平成23年1月には余姚市側から安東省菴と朱舜水関係の展示会を一たん打診されたものの、先方の予算の都合で見送られた経緯があるため、本年度中にも余姚市側へアプローチし、お互いの観光文化交流に関する事業を展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

余姚市との関係について、文化的な面から私のほうからお答えをさせていただきたいと思
います。

余姚市との交流につきましては、先ほど観光課のほうでも答弁を言われたとおりでござい
ますけれども、昨年、余姚市のほうから、今回、松江區で開催をした書信展と同じように、
一たん余姚市のほうでも同じようなのをやりたいというふうな申し出があったわけござい
ます。しかしながら、先方様の都合で実現しなかったという経緯がございますので、御報告
をしておきたいと思います。

これからにつきましては、交渉窓口については観光課のほうで対応していただくと思いま
すけれども、連携しながら生涯学習課のほうでも、文化面でも歩調を合わせながら対応して
いきたいというふうを考えております。

続きまして、市民体育館の改修、空調について御説明を申し上げます。

平成23年に策定をいたしましたスポーツ施設改修計画における柳川市民体育館の改修は、
温水シャワーの設置並びに5人制のミニサッカー、フットサルのための防護ネットの設置を
計画しているところでございます。

それから、柳川市民体育館の空調の整備についてでございますけれども、夏場の利用は非
常に温度が上がり、暑さが厳しいことは承知をしているところでございます。しかしながら、
体育館の空調整備につきましては幾つかの課題があるというふうにこちらのほうで整理をし
ているところでございます。

1つは、費用の問題でございます。

空調を広い体育館に設置するということになると、実際70,000千円から80,000千円相
当の費用がかかるというふうにお聞きをしているところでございます。今回のスポーツ施設の改修計
画につきましては、事前に市民アンケート等も参考にしながら基本方針を定めてきたところ
でございます。この中で、コストを抑えた施設の改修というのもアンケートの中で御指摘を
いただいている一つでございますので、そういった部分も考慮させていただいているところ
でございます。

2つには、使用料と利用頻度の問題でございます。

体育館の空調につきましては莫大な電気を消費するということから、空調の使用料がかな
り高額になることが想定をされます。御存じのように、柳川市のほうでは冷暖房につきまし
ては、全施設、使用料の減免がございません。すべて実費となりますので、そういった面で
は、非常に利用者の負担が大きくなるのではないかとこのように思っているところでござい
ます。また、利用される団体も夏場の3カ月の土、日、大きな大会の土、日というのが主でございま
す。それで、そういった費用面からも使用を控える団体もあるのではないかと懸念をしてい
るところでございます。

このため、空調の整備については今回の改修計画では見合わせて、今後の課題という形で

こちらのほうではとらえているということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからは、3点目の小・中学校の土曜日開校についてお答えしたいというふうに思います。

まず、土曜日等の授業についての現状を申し上げたいと思います。

本市におきましては、ほとんどの小・中学校で土曜日や日曜日の週休日に授業参観や運動会を実施してきており、これまでは翌週に代休日を設けて、児童・生徒と教職員は休みにしてきております。これを土曜日に半日授業をして児童や生徒には代休を与えないという土曜日授業を実施する自治体が、福岡県内で幾つか出てきておるところでございます。

その背景といたしまして、本年度より福岡県教職員の週休日の振りかえ等の期間上限が今までは前4週、後8週というふうになっておりましたが、今年度4月から前8週、後16週に変更になったため、土曜日等の週休日に授業を行いましても、教職員の振りかえ日を夏休み等の長期休業期間中に取得する対応ができるようになったところであります。そういったところから、本年度、小・中学校で土曜日に授業を行い、学期中には代休日を設けない措置をする市や学校が出てきているところでございます。

この土曜日の授業の実施につきましては、福岡県が実施する際の基本方針を示しております。まず、その中で、内容を家庭、地域との連携による行事や授業、または保護者、地域住民等への公開授業であることに限定をしておるところでございます。さらに、実施上の留意点といたしまして、実施回数は学校週5日制の趣旨、児童・生徒の身体的負担を考慮いたしまして、月2回を上限とすることというふうにしております。授業の実施時間は原則として土曜日の半日単位とすること、それから現に実施されている社会教育団体、スポーツ団体等の事業、行事に配慮をすることなどを示しておるところでございます。

このような土曜日授業について、柳川市教育委員会としてどのように進めていくかというのが御質問の趣旨だと思います。

教育委員会といたしましては、今年度において、土曜日授業の統一的な取り組みの実施につきましては今のところ考えていないところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

最初の中国との交流のことで質問していました。答弁では、余姚市側からの交流だけで、柳川市、本市からの交流が見えてきませんが、柳川市から進んでの交流活動は何かされたんでしょうか。どうですか。

観光課長（乗富祐治君）

今の御質問は こちらからの働きかけとしては、議員がおっしゃいましたパンフレット

とか朱舜水の紹介とか、そういうことを行ったということを私のところの一緒に行きました職員からはお聞きをいたしております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

柳川市では積極的に余り取り組んでいないような状況でありますね。ということで理解してよろしいでしょうか。

では、市長、教育長にちょっと御質問しますけど、ことし3月、中国に行った際に、同じ飛行機に広川中の生徒さんたちが蘇州にホームステイに行くということで、上海空港ですね、バスの中で市長もその中学生の方とお話しされて、顔を見られたと思いますけど、そのときの感想を、市長、教育長、よかったらお願いします。

市長（金子健次君）

感想ということでございますので、そのことについてだけお答えをしたいと思います。

上海に行く機内の中で、広川の渡邊町長がいらっしゃいまして、その周辺に広川中学校の子供たちがいました。それで、飛行機をおりた後のバスの中で、どういう形で行くのかと言ったら、ホームステイを含めて、交流を含めてということで話をされまして、私が感心をいたしましたのは、その広川中学校の子供たちが中国語で話しているんですね。かなり勉強をして中国に行っているなというふうに感じたところでございます。そういう面では、そういうことも広川のほうが進んでいるなというふうに感じたところでもございます。感想はそれだけです。

教育長（北川 満君）

私も飛行場で広川町の広川中の、これは対象は中学校2年生でございました。毎年8名程度を送り出すということで、最初は町長と助役さんが締結されて、呼ばれて、平成4年に始まっております。平成5年にそのお二方が訪問されて、じゃ子供たちの交流を始めようかということで現在に至っているそうでございます。

そういった中におきましては、中学生6名から8名、希望の方を募った上で予算化してやってあるということで、なかなか大したもんだなと思いつつも、時期的に3月末しかやっぱりとれないというところもあって、対象は中学1年では慌ただしい、中学2年は落ちついていてというようなところで、対象学年も中学2年に絞って、よく考えてあるなということで大変参考になりました。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

私もその生徒たちとちょっと話をしまして、私の目から見て生徒たちは生き生きして、本当に胸を膨らませている感じでした。観光文化交流も大切ですけど、こういう人事的な交流も大切じゃないかと思っています。私も柳川市の生徒たちに同じ経験をさせたいと思ってお

ります。私も今回初めて中国に連れていかれて、知識や見聞の浅い私にとっては貴重な経験をさせていただけたことは大変貴重であったと私は思っております。

今後、柳川市を支えていく若い人たちの人材育成に力を入れていく必要があると思いますが、市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

今回、高田議員、そしてまた古賀議長とも一緒に上海のほうに行かせていただきました。私も中国は初めてでございまして、驚くことばかりですね、私が思っていた以上にまちも進んでいまして、またそれから上海の松江区の区長、要するに市長さんですかね、歓待をさせていただきまして、私自身も驚いたところでもございます。そういう意味では、これからですね、そのとき、あわせて日中友好40周年の記念事業も冠をかぶせて外務省に申請をしまして、その冠も取っていただきました。そういうことでは大成功だったというふうに思っております。

自分としても、今先ほど広川中学校のことを言われましたけど、もっともっと若い人たちにも、そういう面の交流の場があればいいかなと思っております。私が大きく感心をしたのは、安東省菴という市民の人たちがほとんど知らないような、恐らく合併前の三橋町とか大和町の人は知らないかもしれません。そういうことで、安東省菴の清貧と申しますか、貧困の中に自分の俸禄、薄給の給料半分をやって、自分の師と仰いだ朱舜水に与えたということの、私は何か礼節を重んじていないような今の時代から見ると非常に感心したこともあるし、中国側がそのことを非常に高く評価して、予算的にも中国のほうは松江区が多額の予算を組んで歓待をしてもらったということでございます。

これを機会に、私は福岡の中国総領事にもお会いをいたしました。また、このことを報告し、かつ福岡県知事とも直接お会いをいたしまして行ってきたことを報告し、またNHKの福岡放送局長ともお会いして、何とかそういう昔の350年前の歴史というのを何か放送してもらえないだろうかという願いもしてきたところでございます。

そういう意味では、私は今回の書信展、1カ月間の中に7,000名の方が程十髪芸術館に来ていただいたということを非常に感謝しながら、後ほど説明すると思っておりますけれども、今度、中国側の10人が書いた書簡を、それをもってうちの柳川を含める文書館の分の合同展示会もことしの10月に計画をしておりますので、これを機に若い人たちの層に向けた取り組みもこれからやっていきたいと思っております。

人物伝の20人のベストの中には杉森シカさんの話もありましたけれども、この中には安東省菴もありますので、1つは小学生、中学生の全児童・生徒にも配っておりますので、このことを改めて理解していただきたい。安東省菴のことについても理解してもらいたい。そのことが中国とのかかわりがあったということも理解してもらいたいなと思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

次の質問で言いたいことを市長は半分はちょっと先回って答弁されていましたが、今回の松江区との交流については、市報に古文書館の副館長の田淵君が記事を記載しておりまして、その中にこの交流を一過性で終わらせてはいけない、これが今後の課題だということまで載せておりまして、ああ、私も同じ意見だなと思っております。市長も御存じのように、方塔園の中の朱舜水記念堂には安東省菴のことは少ししか記載がされていなかったですね。水戸光圀のことはいっぱい記載されて、日本の地図も載ってあって、長崎、大阪、江戸、水戸というのは記載してあって、柳川という記載はなされていませんでした。

今回、同じ田淵副館長の編集で、もっと詳しく柳川市のことが載って、安東省菴との、さっき市長が答弁された給料の半分を使って朱舜水の面倒を見たということも多分記載されるということで、ああ、これはよかったと、少しは私も田淵副館長から聞いて安心しております。

私は行政ももちろん、いろんな活動も打ち上げ花火のように派手に終わるよりも、線香花火のように、西川きよしさんじゃありませんけど、小さなことからコツコツと始め、継続が必要と思っております。松江区との今後の交流をどう考えてありますか。また最後お願いします。

市長（金子健次君）

田淵副館長が申しあげましたように、一過性で終わってはいけないというふうに思っております。そのことについても、中国の程十髮の館長も非常に日本に好意的でございまして、やっぱりそれは350年前の安東省菴の力だというふうに私は思っております。

これを機に、余姚市のほうも、ぜひうちのところでもそういう書信展を開いてもらいたいという要請が来ておりますし、そのことについても、これから検討をしていかなければならないということだと思います。

今回、上海市の松江区の区長、市長も私も会っていただきましたし、そういう対応をしていただきましたし、これを機に、中国の中で柳川のことを大分知っていただきましたので、また柳川のことについても、中国の全国紙の新聞にも紹介をしていただきまして、テレビも出していただきましたし、そういう面では、これから交流を深めていくことは一過性で終わりがたくないというふうに思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

先ほどまで余姚市との交流は積極的に柳川市は進めていない、あくまでも受け身の体制だということで、今回、この松江区との交流が始まったわけですから、受け身じゃなく、もっと柳川から積極的に交流を求めていく必要があると思うんですよね、人材的な交流も含めて。

ということで、受け身じゃなく、私はぜひこの柳川市のほうから積極的に向こうのほうに交流を持ちかけていただきたいと思いますし、最後にどうでしょうか、その辺は。

市長（金子健次君）

そういうことを含めまして、今回、上海市松江区が財政的に非常に高い、10,000千円近く使っていておいて、本市としてはそういうことできませんけれども、いろんな形で若い人たちの交流も含めて、これから考えていかなければならないと。私が見た感じの中国というのは違っていったような感じがいたしましたし、恐らくこれからはもっとも中国は発展するような感じがいたしました。経済的な問題を含めまして、観光面を含めまして、教育の問題も含めまして、いろんな形であらゆる面から、角度から考えていかなければならないというふうに思っております。いい機会だったというふうに思っております。

10番（高田千壽輝君）

松江区は約150万人都市で、我々は7万人ちょっとですから、予算規模からすると、松江区みたいに今度の予算で10,000千円使うということはかなり無理だと思いますけど、なるだけ若い人たちの人材を育成するという意味で必要な予算をつけていただいて、交流をしていただきたいと思いますし、私は思っております。

次の質問に移ります。

先ほど体育館の空調の設備はちょっと難しいんじゃないか、予算面とかそういう面からということで、ちょっといろいろ私も大学の関係で、高体連、中体連の先生たちと話をすることがありまして、今からいろんなスポーツ大会が今後始まります。市の予選に始まり、地区大会、県大会、九州大会、全国大会と進んでいきます。その中で、中体連、高体連の先生と話をすることで、県大会以上の大会を要請する場合は、今、福岡県が空調設備がないところではほとんど行わないと聞いております。私もそれを聞いて、それなら柳川では県大会以上の大会はできないのかということで、これはもったいないなと思ってですね、せっかく市長は観光にも力を入れられて、もしこういう中体連の県大会をしたときは、生徒だけじゃないんですよ。保護者もいっぱいついてきます。そこで柳川のよさを知っていただいて、いいことになると、ああ、柳川市はいいな、今度ゆっくり旅行に来ようかなとかいうことになるんじゃないかと思って、私はぜひ空調設備をお願いしたいということで委員会でも言いました。

そんなら、柳川では県大会以上はせんでもいいやというお考えであつたら、それは設備はしなくてもいいですけど、その辺についてはどうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

確かに議員おっしゃるように、そういった大きな大会の部分について、そういった空調の関係のお考えもあると思います。ただ、我々としても、筑後地区の8市町の体育館41館を調査したところ、現実問題として体育館の空調を実際にやっているところというのをお聞きしました。筑後地区においては福岡県立久留米スポーツセンターですね、こちらのほうで空調

しているということと、もう1つは、同じ久留米のみづま総合体育館の2カ所があるということでございます。

それで、やはり筑後地区でも2カ所しかないという部分もございますし、そういった分では今のところは、あえて柳川のほうでそちの部分を設置していくのかについては、やはりちょっと検討していかないかなのかなというふうには考えております。

10番（高田千壽輝君）

私は言いたいんですよ。何か我々議員が言うと、すぐ近隣市町村はと言われるんですよ。比較される。何かこういう福祉関係でも金をもう少し予算をつけんかと言うと、いや、県内並みにつけていますよと、すぐ県内並みと言う。よそはよそなんですよ。よそはよそ。柳川市の方針を立てればいいじゃないですか。よそがつけていないからつけませんというのはおかしいと思いますけど、その辺はどうでしょうか。教育長か市長、お願いします。

市長（金子健次君）

柳川市の総合体育館の冷房化については、以前、緒方議員からも質問があったように記憶しております。そういう中において、私自身もこの7月にあります有明海旗争奪剣道大会というのは、本当に暑い中において倒れるかなというぐらいの状況でございます。

今、石橋課長のほうから近隣の状況について報告をいたしましたけれども、今回、総合運動公園等の整備についても、いろんなアンケートをとらせていただきました。その中で、必要な分については、やっぱり既設の分の改修という形で方向転換をしたわけございまして、その事業費は4億円という形で、一定その方向が、整備を終わりましたから、その分についてどうするかについてはまた協議したいと思っておりますけれども、今話をしたのは、よそがついていないから云々ということじゃなくて、金の問題ですね。先ほど出ました小学生の交通事故の問題等をやっぱり最優先してやらなければならないというふうに私自身は思っておりますので、そういうことの頻度の問題ですね、何を優先するかということの中においては、ちょっともうしばらくお待ちいただきたいということでございます。

10番（高田千壽輝君）

先ほど筑後地区の体育館には空調設備が2カ所ぐらいしかついていないと。だったら、早く柳川がつけたら、県大会は柳川でできるんですよ。よそがつけていないときにつけたら、柳川が優先的に県大会を誘致できるんです。県大会というのは、この中体連だけじゃないですよ。県民体育大会とかもいろいろあってあります。いろいろなスポーツの国体予選とかも。だから、そういう設備をつけたら利用頻度がふえるかもしれないんですよ。設備がないから使えない、だから使いませんで悪循環です。だから、つけたら、ああ、ここで県大会ができる、大きい大会ができる。そして、プロのbjリーグとかもいっぱい始まって、福岡でもライジング福岡とかいうチームがあって、結構いろんな体育館を使って試合をしているんですよ。もし空調ができたら、そういうチームが柳川市の体育館で試合をして、生の試合、すぐ

い日本の優秀な選手たちが集まってくる試合を、今、柳川市内でもミニバスケットが盛んになっております。そういう人たちがそういう試合を生で見れる機会があったら、本当に人材的に教育的に効果があると私は思っておりますので、前向きな方向で整備をお願いいたしますということで、この質問は終わらせていただきます。

先ほどいろんな行事面では、柳川市では総合的に判断して土曜開校は考えていないという答弁でした。そんなら、行事関係、地域行事とかの地域との関係の授業しか土曜日はできないんですか。普通授業はできないんですか。その辺を再度お聞きします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

こちらは平成24年3月22日付で福岡県教育委員会教育長名で来ております「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」ということで、通知をいただいております。

その中に、先ほど申し上げましたように、内容につきましては、1点が家庭、地域との連携による行事や授業、それから保護者、地域住民等への公開授業であることということで、一応2点に絞った形で、こちらのほうに通知をいただいております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私が先ほど代休のことでちょっと疑問に思ったのは、半日でも一日休みなんですか、先生たちは。土曜日に半日授業して、月曜日、何か今、運動会とか半日授業したら月曜日を代休措置とっていただけますと言われたら、半日でも一日休みをとられるんですか。どうですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

私の表現がまずかったら申しわけないと思います。

半日の場合は、半日での振りかえになっております。教職員につきましては、そういう形になっております。

10番（高田千壽輝君）

何かちょっと実際そうじゃないみたいに私は思うんですね。実際、小学校も日曜日にいろんな学期を、授業参観、そういうのをしておりますよね。多分半日で終わっているんですね、学校は。それは先生たちは知りませんよ。授業はほとんど午前中で終わっていますよ、給食もないし。それで、月曜日はしっかり代休とってあるじゃないですか、一日。それは先生たちは午後5時まで仕事をしてあるか何か、そこら辺は確認は私とはとれていませんけど、だったら、その辺はどうなんですか。ちゃんと午後まで先生たちは勤務なさっているんですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

公開授業とかで午前中のみという場合とかは意外と多いと思います。その後に、例えば、

P T Aの行事等を一緒に組み合わせたりしたもので、先生方は一日勤務をされているというふうに理解をしております。

10番（高田千壽輝君）

そういうお答えだったら、それを信用するしかないですね。

今回、私も教育民生委員会のほうでちょっと学力のことで研修に行きまして、今、全国で1位の秋田県。秋田市のほうに私も研修に行きました。もう1カ月前です。秋田市の取り組みがすごいと思いました。その中で、一番やっぱり現場サイドの先生たちのやる気なんですよ。全然違ったんですよ、本市と。教育指導主事の先生がわざわざ来て、ずっと我々の質問にもお答えされて、秋田市が人口32万人、それに対して教育指導主事が15人。柳川市は7万人ちょっとですね。5倍掛けても、柳川市は指導主事は何人いらっしゃいますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

今現在、福岡県のほうから割愛職員としていただいておりますのが、2名いると思います。2名です。

10番（高田千壽輝君）

単純計算して5倍掛けても、普通だったら秋田市の場合は10名ですよ。32万人と7万人ちょっとですね。それでも15名いらっしゃったです。取り組みも我々も聞いていて、ああ、すごいなと。ある委員のほうからも、今の先生たちはサラリーマン化していて、よく一生懸命ここまでされますねという質問もなさったら、秋田県は今先生たちは一生懸命取り組み、すごいですよ。ただ、県のほうの力の入れ方も違うから、全然違うな、実態が違うかなと思ってですね。

私がよく聞くのは、土曜日開校してくれというのは、これは父兄が言われるんですよ、土曜日も学校をしてほしいと。今、世の中は全部学力主義ですよ。幾ら文科省がゆとり教育で学力主義をやめましょうと言っても、実際高校入試から学力主義でしょうが、全部が全部、ほとんど。いい大学行って、いい職につきたいと、みんな学力主義ですよ。だから、土曜日でも一般の授業をしてもらったら、その分、進学塾に行かなくてお金がかからないと言われるんですよ。今、土、日休みで学力が低下しているから、進学塾にいっぱい行かないか。私、今度秋田で感心したのは、進学塾に何%ぐらい行っていますかと言われたら、2割ぐらいしか行っていませんよと言われたです。学校でそれだけ教えてくれるから、塾に行く必要性がないと言われるんですよ。授業の方法も大分研究なさって、小学校あたりはほとんど担任制ですよ。それが、秋田の場合は教科制をとってありました。小学校の先生の中にも、教科によって得意、不得意な分野もあるんですよ。得意な分野の先生が、担任制じゃなくて教科制で全部、算数なら算数をほんとに教えられているということで、ああ、大変いいなと思ってですね。教科制をとっているのは、ほとんど中学校からですよ。小学校はほとんど担任制ですよ、そういう改革もしっかりしてあったですからね。

だから、私は土曜日開校を言う前に、もう少し我々柳川市の先生方も大変でしょう。今、一生懸命なさっていると思います。さらに努力なさって、少しでも本市の生徒の学力を上げていただきたいと思って、こういう質問をいたしました。

再度また土曜日開校については、教育長、何か最後にありましたらよろしくをお願いします。
教育長（北川 満君）

秋田県の事例、大変参考になりました。また書物等を読ませていただいても、非常に家庭、地域がまとまって、しっかりやっていたおようでございます。あと学力に対しては、やっぱり先生たちのやる気だということで強く御指摘も受けております。今年度だけではなくて、前年度、前々年度からずっと強化をしているところでございますので、またじっくり応援をよろしくお願ひしたいと、このように思っております。

また、ありがたいことに、32万人の秋田市におきましては15人の指導主事をいただいていると。これは初めて聞いて、やはりそれだけの教育予算を組んでいただいているんだなということで、我が市においては、まだ割愛で2名ということで、大変力がある先生を呼んでいるわけでございますけれども、よかったですもうちょっとふやしていきたいなど、また要望を述べさせていただきます。

あと1つですね、保護者の御意向、確かにベネッセの調査等によりますと、7割以上の保護者は要望しております、土曜日授業をしてほしいと。それで、じゃ教職員はどうかということになりますと、ちょっと落ちるようでございますけれども、反対がまだあるようございますけれども、ただし、保護者の御意向、それが一番気になるのは、今、柳川市ではバレーボールとかソフトボール、あるいはミニバスケットボールとか、御指摘があったいろんな社会教育のスポーツが土曜、日曜はすごく力を入れて、また全国大会まで行って優勝してくるような、そういったチームもバレーボールは出ております。そういった中で、社会体育との競合にならないように、きちっと調査をかけながら地域の皆さんの要望、市民の皆さんの要望をしっかり把握しながらやっていきたいと、このように思っております。

そういった意味におきましては、3月下旬に県のほうから出されました文書におきまして、通達をもとに、柳川市では一応もう窓はあけていますよと、窓口はありますと、やりたいところはどんどん積極的にいこうということで、届け出のみで承認できるというシステムは組ませていただいておりますので、またよそを見ながらとか言われると困るので、うちがうちのしっかりしたスタンスを持ってやっていきたいと、このように考えております。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時51分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月19日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		滿
総	務	大	坪	正	明
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
総	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稻	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
生	活	目	野	稔	男
ま	ち	大	淵	洋	祐
水	道	山	下	智	文
廃	棄	安	河	一	章
安	全	野	田	洋	司
商	工	田	中	利	光
観	光	乗	富	祐	治

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
					係	長	亀	崎	公
									徳

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	22 番 伊 藤 法 博	1 . 高 齢 化 社 会 に 於 け る 公 共 交 通 体 系 に つ い て 2 . 河 川 、 ク リ ー ク の 水 門 管 理 に つ い て	市 長 "
2	7 番 佐 々 木 創 主	1 . 合 併 に よ る 優 遇 措 置 と 今 後 の 課 題 と 対 策 (1) 財 政 計 画 (2) 行 財 政 改 革 (3) 投 資 (建 設) 事 業	市 長
3	1 番 三 小 田 一 美	1 . 東 日 本 大 震 災 に つ い て (1) 復 興 支 援 義 援 金 の 行 く 先 及 び 使 途 に つ い て 2 . 玄 海 原 子 力 発 電 所 再 稼 働 後 の 事 故 対 策 に つ い て (1) 防 災 マ ニ ュ ア ル の 中 身 に つ い て 3 . 再 生 可 能 な エ ネ ル ギ ー に つ い て (1) 将 来 に 向 け た 柳 川 市 の 具 体 的 な 取 り 組 み に つ い て 4 . 国 会 に お け る 政 局 論 争 に つ い て (1) 国 民 の た め の 政 治 、 生 活 の た め の 政 治 の 有 り よ う に つ い て 市 長 は ど う 考 え て い る の か 5 . 消 費 税 導 入 に 基 づ く こ と に つ い て (1) 柳 川 市 内 の 商 店 の 今 後 の 動 き に つ い て 市 長 並 び に 市 幹 部 は ど の よ う に 考 え て い る の か	市 長 " " " " "
4	15 番 矢 ヶ 部 広 巳	1 . 有 明 海 沿 岸 道 路 (1) 当 初 案 で す ず む の か (2) 上 水 道 の 埋 設 は 2 . 水 の 郷 の 柳 川 温 泉 「 南 風 」 (1) 電 気 風 呂 を (2) 利 用 者 の 声 は た だ 聞 く だ け か 3 . 三 橋 庁 舎 議 場 を ミ ニ コ ン サ ー ト 場 に 4 . 高 齢 世 帯 へ の 家 庭 ご む の 出 し 方 に 一 考 を	市 長 " " "
5	2 番 荒 巻 英 樹	1 . 合 併 後 7 年 間 で 人 口 が 約 5 , 0 0 0 人 減 少 。 抜 本 的 対 策 が 必 要 で は 2 . 児 童 ・ 生 徒 の 安 全 対 策 は 3 . 「 明 ・ 朱 舜 水 書 信 展 」 の 成 果 と 課 題 は	市 長 教 育 長 "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは、1つは高齢化社会における公共交通体系について、もう1つは、河川、クリークの水門管理についてお尋ねをしたいと思います。

まず、高齢化社会における公共交通体系についてお尋ねいたします。

戦前、戦中、戦後の長きにわたって形づくられてきた社会構造が、少子・高齢化の加速化や人、物、情報の移動、伝達が高度化したことによって大きく変換してきています。例えば、まちの中心商店街が自家用車の普及と相まって郊外型の大型スーパー店の展開などにより、シャッター街になりつつある現象が顕著になっています。

また、戦後、農地解放により、多くの自作農が創出され、国民の多くが農業収入によって生計を維持してきましたが、農外収入の増大、農業の機械化、農産物の価格低迷、農家の高齢化等により、農業経営をあきらめ、特定の認定農家や集落営農組織に耕作権を譲渡し、多くの農家が農業経営をあきらめつつあります。こうした中で、多くの市民の移動手段であった路線バスも、自家用自動車等の普及で利用者の減少が拡大し、路線バスの撤退が相次ぐようになりました。柳川市は路線バスの撤退を受け、交通弱者をフォローする意味で合併前に旧柳川市では福祉巡回バスを運行させていました。合併後、昨年11月より三橋・大和地区も含め、柳川市全域でコミュニティーバスを運行しています。

私は、平成22年6月議会で福祉巡回バスの件で一般質問をしています。質問の中で、当時は福祉巡回バスの、現在ではコミュニティーバスの利便性、効率性の面で抜本の見直しが必要ではないか、八女市で運行が始まったデマンドタクシーの実例を挙げながら、利用客の利便性や効率性が福祉巡回バスよりも格段にすぐれていることを例に挙げながら、見直しをお願いしたところでした。また、空白地帯であった三橋・大和地区への導入に当たっては、見直しのいい機会であるから慎重な判断をお願いした次第であります。

答弁として、柳川市公共交通協議会が設置されていて、そこで協議していきまして、平成22年度中に具体化を図ることにはしていますとの答弁でありました。ところが、結論は皆様も御承知のように、従来の福祉バスを基本とした巡回コミュニティーバスになっています。なぜ利用者に親切で利便性があり、利用客の倍増も期待できるデマンド交通システムを選択しなかったのかをお尋ねしたいと思います。

以後の質問については、自席で質問しますのでよろしく願いいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

公共交通空白地域でありました大和・三橋地域へは、昨年11月からコミュニティーバスの試験運行を開始しております。これまでバス、タクシー事業者、道路管理者、警察署や市内の各種団体で構成します柳川市公共交通協議会におきまして、利用者アンケートを行うなどしながら協議を重ねまして、柳川市地域公共交通体系整備計画や柳川市公共交通総合連携計画を策定しまして、大和・三橋地域への試験運行の運びとなっております。

御質問のデマンド交通システムにつきましても、近隣市のフルデマンドの導入や伊藤議員からの御提案もありましたので、この協議会としても検討を行っております。内容としましては、デマンドといいましても、さまざまな運行形態がありますので、想定はドア・ツー・ドアということで自宅までやる方向で、運賃を200円としております。なぜ200円としているかといいますと、600人ぐらいのアンケートをとっております、200円までなら乗りますよと、300円以上はもう20%ぐらいが乗りませんよとあったので、200円としまして、今、運行しているバスを利用した上で、市直営でシステムを導入するケース、また、タクシー会社に委託して、タクシー会社の配車システムを利用して行うケースなどの先進事例などを参考にしまして、初期投資、それと運営経費、市の財政負担やメリット、デメリット等の各方面からの検討を行いました。メリットとしましては、伊藤議員が言われるとおりに、バス停まで歩く必要がないので利便性はある程度向上します。しかし、デメリットとしまして、事前の利用者登録と、利用する場合の予約が必要となります。それで、高齢者の場合はそれが、予約とかが抵抗感があったり、また、相乗りする場合には大きく迂回が必要になったり、所要時間が大きく変動することなどがデメリットとして上げられております。

しかしながら、一番大きいのは市の財政負担でございまして、試算では現在の巡回バスの2倍から3倍の経費が必要ということで、市全域をカバーするとなると、毎年でも30,000千円から40,000千円近くの財政負担が必要となります。

このようなことから、23年3月議会での伊藤議員からの一般質問に対しまして、回答としまして大和・三橋地域につきましては旧柳川市と同様の定時、定路線型の巡回バスを導入することを基本としながらも、導入後は実証試験の評価などを行いながら改善策も検討して、よりよいものにしていきたいとの答弁をしているところでございます。

まだまだ十分ではありませんが、市民の方へ行政区からの要望も出てきておりますので、

将来的には全集落回れるようにして、便利で利用できるように見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、デマンドシステムを採用しなかった理由を語る述べられましたが、お年寄り、コミュニティバスにしても高齢化した方々が多く利用されております。そういった中で、やはり夏の暑い日、冬の寒い日に時刻のやつに合わせて、5分、10分と待ちながら、また5分、10分また歩いて行かなければならない。そして、行くときはいいんですけども、買い物して帰ったときは、そのバス停から自宅まで荷物を提げて歩くのに非常に苦痛を感じるというように、そういう御意見がかなりあるようにお聞きしております。

そこで、今、事務局のほうで経費の面で非常に倍から3倍ぐらいかかるんじゃないかというような御指摘がありましたが、一応、八女市の例を挙げてみますと、八女市は平成23年度に6地区、12台、そして、後で1台増車して13台で運行を開始して現在あります。デマンドシステム導入費50,000千円、車両借り上げ料1台1時間2千円、年間1台当たり3,904千円、それにオペレーター6人、所長1人、それに通信費の経費を合わせて18,800千円が大体経費として要るそうです。運賃は300円、その300円のうちの150円は事業者の手取り分に上乘せされるということであります。

柳川市を考えた場合に、八女市は柳川市の面積で6倍から7倍の面積がありますが、八女市の場合は八女エリア、旧八女市と上陽町を少し合わせたエリアの平野部を中心にした運行が参考になると思いまして、ここのやつをちょっと、八女エリアの件を調べてみました。そうすると、大体、1日100人程度が利用されるそうです。それは柳川市の7万人の人口にすると、柳川市が同じようなことをやれば1日当たり150人ぐらいの利用があるんじゃないかと思えます。

それで、また、平成24年に長洲町で、ここは人口1万7,000人、面積は19.44平方キロメートルでございますが、デマンドシステムの導入費は八女市では50,000千円かかったのが、ここではもう15,000千円、そして、5年間リースで年間3,000千円の償還をしていけば、5年後には自分のものになると車両借り上げ料は1台につき、1日20千円、それで、運行委託費、これをオペレーター2人、これは1,500千円掛けの2、足す通信費500千円で6,500千円だそうでございます。運賃は200円、これは特定の荒尾市の拠点まで行くのには400円運賃がかかるそうですが、1台当たりの実績が25人、1日1台当たりの運賃収入は、1台当たり5千円の収入と、それで、長洲町の場合は1日1台当たり、町の補てんが大体15千円、これは長洲町の年間経費、車両借り上げ料の1,500円掛けの2台掛けの土日で244日を運行しまして、それに運行委託費6,500千円、それにリース料の3,000千円をすれば、大体16,820千円が補てんをしなければならない金額だそうであります。

柳川市は、人口7万1,000人、面積77平方キロメートルでデマンドシステム導入費は長洲に比べれば5,000千円上乗せしましても20,000千円で5年間リースで40,000千円の償還で済むんじゃないかと、そうすると、車両借り上げ料は1日20千円掛けの4台、4台を活用するとすれば80千円で、運行委託費をオペレーター等と通信費で7,000千円を見積もりまして、運賃が300円としますと、さきの八女方式に300円のうちの150円を業者の手取り分とした場合は、大体柳川市で30,200千円ぐらいの年間の費用補てんが必要になると思います。それを長洲方式にすれば、これは1台20千円の4台で300日、月曜日から土曜日までのやつで計算をすれば21,500千円、そういった計算になります。

それで、このコミュニティーバスは1万7,400人が利用しておりまして、大体運行業務委託料、管理業務委託料合わせると13,000千円でございますので、11,260千円の赤字といいますが、補てんをしなければならないということでございます。

この11,260千円の赤字はそれでいいんですけども、船小屋駅の路線バスについて、柳川市は7,880千円のそういう運行補助金をしております。そうすると、18,348千円の負担になるんじゃないかと私は思っております。そうすると、そのコミュニティーバスと船小屋の路線バスのそういう補てん合計額は18,348千円でございますので、これにバス停の経費1,500千円を含むと19,848千円となって、柳川市でデマンド交通をした場合、21,500千円に比べるとそんなに大きい負担増にはならないと計算上できます。

そして、船小屋の路線バスは365日運行していますので、これを365日、コミュニティーバスを運行したとしても、コミュニティーバスの柳川市内の利用客と路線バスの利用客を合わせますと6万7,890人になりますので、その使用負担は20,833千円ぐらいに抑えることができると思います。

そう考えると、やはり1人当たりのそういった負担額というのは船小屋の路線バスとコミュニティーバスを組み合わせたやり方でいけば、1人当たり307円、コミュニティーバスは、今現在は1人当たり733円の補てんをしなければならないということになりますので、本当に利用客の増大によって市民の移動が盛んになり、いろんな面での波及効果も出てくるんじゃないかと、そういった意味では、シャッター街の商店街にも多くのお客様が集まるようになるんじゃないかと私は思っております。その点について、執行部の御意見をお尋ねしたいと思います。

企画課長（橋本祐二郎君）

高齢化する社会において、生活移動を支える地域公共交通へのニーズの高まりで市内全域に地域公共交通が必要といいますが、厳しい社会経済情勢が続く中、市内全域にくまなく利便性の高い公共交通をサービスすることは現実には非常に厳しいと言えます。可能な限り、既存の路線バス等もありますので、それを維持しながら持続可能なコミュニティー交通の展開を図っていくことが必要と考えます。

今、伊藤議員がいろいろ試算をしていただいておりますけど、市の財政負担と一定の利用者の運賃増を継続的にお願いできれば、デマンドも可能と思いますが、先ほど申し上げたとおり、将来も持続可能なコミュニティ交通を目指していきたいと考えております。しかしながら、デマンド交通システムを完全否定しているわけではございませんで、新しいシステムでありますのでもっと改善され、効率のいいものにして、先進地の事例等も注視していきたいと考えております。先進地等の事例を見ても、利用者は伸びても、それに伴いまして市の財政負担等もふえている状況がありますので、そういうことも見ながら今後、デマンドについて研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

今、ちょっと数字を上げて申し上げましたように、コミュニティバスと船小屋の路線バスの1人当たりの経費補てんは540円だけど、365日デマンドバスを運行した場合は307円というような補てん額になっておりますし、総額にいたしましても19,480千円がコミュニティバスと船小屋の路線バスの補てん経費でございますが、デマンドバスの経費は20,833千円でございますので、その金額は1,000千円もないというような計算に私はなると思います。

そういった意味で、現在、実際八女市でそういうデマンド交通をして多くの利用者がある、実績が上がっているわけですので、やはりその辺の実績と弱者の利便性を考えれば、やはりデマンドバスに切りかえるほうが多くの面での波及効果があって、柳川市の活性化につながるんじゃないかということを指摘しておきたいと思います。

この件でもう1つ、地域公共交通確保維持改善交付金についての説明をお願いします。

企画課長（橋本祐二郎君）

地域公共交通確保維持改善事業ですが、これは国において生活交通の存続が危機に瀕している生活交通ネットワークにつきまして、地域の交通協議会の取り組みを支援する制度でありまして、この協議会において事業の目的や目標、運行概要や経費負担等を記載した生活交通ネットワーク計画を策定しまして、国の認定を受ける必要があります。

地域のコミュニティ交通にかかります補助の主な要件としましては、補助対象路線のバスシステムを補完し、アクセス機能を有していることがまず1つで、新たに運行または公的支援を受けるものであることなどとなっています。

国庫補助額としましては、補助対象経費のいろいろ複雑な算定をした上で決定されますが、簡単に申しますと、赤字額の2分の1相当の額が補助の対象となっております。大和・三橋地域の今、現在、試験運行分としては、現在、1,146千円の補助を申請しているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

地域公共交通確保維持改善交付金というやつは、例えばデマンドバス等を民間業者に委託した場合に、その赤字分の2分の1を国のほうが補てんをするというようなことで承っております。そういったことを含めていけば、やはり利便性のいい、そして、非常にお年寄りとか弱者に親切で優しい、しかも多くの人が活用するであろう、そういった交通体系をやはり模索していくべきじゃないかと私は思います。

次に、河川、クリークの水門管理についてお尋ねします。

議会の行政視察や各種団体の研修旅行で、国内の各地を訪れる機会が数多くあります。その中で訪れた市町村で、いつも感ずることは、それぞれの市町村が柳川市と比較した場合、柳川市以上にまちづくりの整備のあり方、歴史的町並みの保存整備のあり方、町並み景観の徹底など、相当長い期間、それなりの予算を計画的に投入し、見ごたえのある町並み、景観をつくり上げている印象を強く受けます。そういった市町村が必ずしも財政的に柳川市よりも裕福だとは思いません。

では、同じような財政状況で、他の市町村での見ごたえのあるまちづくりが可能で、柳川市ではその点、不十分なまちづくりに終わっているのはなぜでしょうか。一つ言えることは、柳川市にとって必要な経費で、ほかの市町村で必要のない経費があるからではないでしょうか。それは、柳川市に900キロにわたって張りめぐらされたクリークの維持管理費がその原因の一つではないでしょうか。

そのほかにも、柳川市南部地区の地盤沈下問題など、多額の予算が投入されていることがあります。今回はこのことについては問いません。クリークの維持管理が道路や河川維持管理のように、交付税措置されていないために、クリークの維持管理では主に一般財源で賄わなければなりません。

平成24年度予算で見ると、農林水産業費、3目・農業振興費の農地、水、保全対策費、これは国から4分の3で柳川市が4分の1を出して事業を行っておりますが、その費用として103,272千円、このほとんどが水路の維持管理に充当されていると思います。それに7目・クリーク管理費244,231千円、8目・湛水防除事業費64,588千円、10目・農村環境整備事業費95,743千円、11目・水環境推進費8,891千円、合計の516,725千円となります。

その内訳は、国、県の支出金114,998千円、地方債245,100千円、その他が3,660千円、そして、一般財源が152,967千円となっています。地方債と一般財源を合わせると、実に4億円にもなる予算が主に、このクリークの維持管理費として毎年使われています。恐らくほかの市町村は、この4億円に匹敵する予算を毎年まちづくり等に長年活用してきたのではないかと思います。その差が柳川市のおくれたまちづくりとほかの市町村の進んだまちづくりの成果の差ではないかと思います。であるならば、長年多額の資金をクリークの維持管理費につぎ込んできた柳川市は、それなりのクリーク整備をしてきて、ストックとしてのクリークの資産があるはずで

このクリークのストックを生かした町並み、クリークのストックを生かした田園風景等のまちづくりをもっとアピールすべきではないかと思います。しゅんせつ、護岸、水門、樋門等のハード面の成果は、それなり昔に比べると整備されているのではないかと思います。しかし、水門や樋門管理、上下流の水量調整等のソフト面においては、一昔前や二昔前に比べて劣化しているのではないかと思われてなりません。このハード面のストックとソフト面の管理運営を両立させて、上下流が有機的連携のもとに水を制御していけば、すばらしい水郷田園都市の実現が可能になるのではないのでしょうか。水を制することは、柳川市民の生命、財産にかかわる危機管理の重要な課題の一つでもあります。クリーク整備のハード面だけでなく、クリークの上下流の連携、水門、樋門の調整、操作技術の向上、地域住民のクリークに対する啓発活動の強化など、ソフト面においても熱意と予算を投入していただきたいと思っています。この件について、市長の見解を求めます。

水路課長（安藤和彦君）

この件についての市長の見解ということでございますが、確かに……

市長（金子健次君）

端的にお答えしたいと思います。

柳川市における大きな社会的資本の財産というふうに思っております。930キロメートル、直線でいきますと博多から東京までの距離でございます。これも930キロメートルというのは、柳川市の道路の長さと同じでございます。数百年前にそういうようなクリークを田中吉政公が築いて、そして、そのうち今日まで農業用水の、また排水、そして、あわせて有明海に注ぐ水産加工に関する部分についても養分を運ぶ水路として、また、洪水の調整機能を私はあわせ持つという水路だというふうに思っておりますし、もう1つあえて言わせてもらうなら、観光のまち柳川としても、その水路を今日まで、私は先人の人たちが大切に守ってきたというふうに思っております。

今回、3月議会におきましても、観光の面では景観条例を策定して、また、景観計画を策定したところでもございます。私はどちらかという、伊藤議員のほうに、確かにお金の面はかかりますけれども、これをいかに大切に活用していくかと、観光面を含めまして考えていかなければいけないというふうに考えているところでもございます。

確かに、費用的な分についてはきのうもお話をいたしましたけれども、国や県に対して、国に対しては特別交付税、地方交付税、そういうことに何とか考えていただきたいということを重ねて今後も要請をしまいたいと思っております。

また、県や国の河川については、きちんと整備を国のほうにもお願いしていく、県のほうをお願いをしていくということで、私はこの930キロメートル、このクリークの財産というのは柳川にとって大きな宝というふうに思っているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

平成21年9月議会の一般質問で、河川の排水樋門について樋門の数、樋門管理の状況、樋門管理者の高齢化問題等についてお尋ねいたしました。答弁として、各河川の排水樋門は、柳川市内で矢部川に12カ所、塩塚川に41カ所、沖端川に29カ所あるとのことでした。

今回は、河川はもとよりクリークの水門、樋門を含めて、水門、樋門の管理、指導を行政としてどのようになされているのかをお尋ねしたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

河川の樋門の数については、先ほど伊藤議員申されたとおりです。河川の樋門管理の管理人の数と支給額でございますけれども、管理人の数につきましては85名で、管理人手当の支給額については3,179千円となっております。

それと、続きましてクリークにかかる水門、樋門の数でございますが、それと管理人の数、それと管理人手当でございますが、クリークにかかる管理人のいる水門、樋門の数につきましては361カ所というふうになっております。また、管理人の人数につきましては433名となっております。管理人手当の支給額については4,075千円というふうになっております。なお、先ほど言いましたほとんどの樋門につきましては、柳川みやま及び花宗太田土木組合の所管でございますが、そのほか、市が管理している水門、樋門につきましては、矢部川にかかる排水樋門、それと国営水路にかかる制水門、排水樋門以外のものにつきましては、現在のところ管理人手当を支払っていないような状況でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

かなりの管理人さんたちがおられて、それなりの手当を出していると、水門、樋門の管理者の年齢構成はどのようになっているか、十代ごとにお示しを願えればと思っておりますが。

水路課長（安藤和彦君）

水門、樋門管理者の年齢構成はということでございますけれども、総数で518名となっております。その年齢別構成でございますけれども、20代の方はございません。30代が2名、率で申しますと0.4%、40代が12名、率で申しますと2.3%、50代が63名、率で申しますと12.2%、60代が190名、率で申しますと36.6%、70代が218名、率で申しますと42.1%、80代が32名、率で申しますと6.2%、90代が1名、率で申しますと0.2%となっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ちょっと驚いたんですけれども、やっぱり70代、80代、90代という方がおられて、それなりに元気だとは思いますが、いざというときのやはり危機管理に関しましては、やはりいかななものかなという認識を感じるころです。

水門、樋門管理者の指導、監督は行政としてどのようになさっているのでしょうか。水系

に応じた上下流の連携に関する研修会、講習会の開催の有無、それに対する予算の計上の有無についてお尋ねをします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御説明にお答えします。

この水門、樋門管理者への指導、監督でございますが、現状におきましては定期的に管理人だけを対象にした研修会、講習会につきましては開催しておりません。ただ、市内にあります水門、樋門の大部分を所管しています柳川みやま土木組合及び花宗太田土木組合においても同様のようであります。ただ、市におきましては、毎年校区ごとに開催しております柳川市用排水路管理委員会の研修会の際に、この水門、樋門の管理につきましては、ぜひ適切な管理をお願いしたいと強くお願いをしているところでございます。

また、市内にあります各水利組合との会合におきましても、この水門、樋門の適切な管理につきましては、強くお願いをしているところでございます。

また、柳川みやま、花宗太田両土木組合におきましても、研修会、講習会等については、先ほども言いましたように開催していないということでございますけれども、樋門管理人に対して個別の指導及び管理に関する課題点等のアンケート調査は行っているということでございます。両土木組合につきましても、水門、樋門の適切な管理を目指して、そういう対応をしているということございました。

そのほか、国営水路にかかる水門、樋門の管理人に対しましては、毎年、梅雨時期前に操作管理に関する説明会を開催しております。予算の有無でございますけれども、このためのこの研修会、講習会だけのための予算については計上を現状においてはしておりません。また、水系に応じた上下流の連携に関する研修会、講習会の有無についてでございますが、過去においては、先ほども申しておりますように、特別これだけのための上下流の関係者が一堂に会した研修会、講習会等については開催しておりませんでしたけれども、昨年12月、集落内の水路において、流水の確保がなされていないことから、集落への水環境が悪化しているという声を受けまして、市内を6つの区域に分けて、現状把握のための会議を行ってきたところでございます。

今後、この会議の結果を上下流地域の水位の調整に生かしていきたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

地区を6つに分けて、そういった流水の確保のための現地調査をやって、これから、その地域住民とのそういったことをやっていくというようなことでございますので、ぜひ、やはり地域と一緒に、その上流、下流のその水系に応じた調整とか、そういった研修会、講習会を住民の意識の向上も含めて、やはり、しかもそれも市役所の行政能力の向上もあわせて可能になるんじゃないかと思っておりますので、そういった面での努力を今後、今まで以上に

やっていただきたいと思うところでございます。

現在のところ、河川、クリーク、水門、樋門の管理運営や上下流の水量調節、生活用水、防火用水、強制排水施設、水質確保、水量確保、橋梁、しゅんせつ、護岸、除草、水草、ごみなどで重要な課題あるいは問題として認識している事案はどのようなものがあるか、お示しを願いたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほど議員が上げられた項目につきましては、全項目多少の差はあるにしろ、少しなりの課題は抱えておるといことは市としても思っております。その中でも、現在、市として重要な課題として把握している案件といたしましては、先ほどから答弁の中でも申しておりますように、水門、樋管管理人の高齢化、上下流の水量調整の連携がとれていないこと、矢部川の河川水量の減少による生活用水、防火用水の不足、しゅんせつ、ヘドロの処理問題、護岸等の水路整備予算の確保、ブラジルチドメグサ等外国産の水草の繁茂、水路へのごみの不法投棄等であろうかというふうに存じております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

水管理のソフト面において、近年、柳川地方で大きな災害がないことをよいことに、危機管理に対する認識が市民は無論、行政においても希薄になってきているのではないかと考えられます。その実例を挙げますと、先ほども出てきましたように、80歳を超え、いざというときの対応が果たしてできるのかといったおそれのある水門、樋門管理人がおられたり、また、あかすの水門、樋門があり、いざというときの通水、排水ができないような状況になっています。万が一の災害のときの危機管理がなっていないと言えます。地域別、水系別に地域住民と行政が共通認識のもとに状況把握ができ、それに対処し得る連携を強めるべきだと思います。その対応について執行部の答弁を求めます。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほど水門、樋門の管理人の年齢構成の部分の答弁でもわかりますように、確かに議員言われますように、60代、70代、80代、そういう御高齢の方の樋門管理人が多いというのは事実でございます。ただ、これにつきましては、今、樋門管理人の任命と申しますか、選定につきましては、やはり行政区のほうにお願いして推薦をいただいております。

そういうことから、やはり長年、その地域に居住をされていて、長年こういう取水時期の樋門の管理についての経験とか知識、そういうものを多く持たれている方が結果的にはやっぱり推薦をされてきているというのが現状だというふうに思っています。

そういうことから確かに高齢化というのは進んでおりますので、今後はそういう知識とい

いますか、そういうノウハウの継承をどうやって行っていくかということについて、やはり行政としても力を入れていかなければならないというふうに考えています。そのためには、やはり、先ほどから言っておりますような、いろいろな会議を持ったり、そういうものが必要じゃないかというふうに思っています。

それと、先ほどから言っていますように、この水門、樋門については、その多くを両土木組合のほうが所管していますので、やはり土木組合との連携も重要だというふうに思っております。今後は土木組合のほうと、そういう部分についてどのように世代交代をしていくかについて協議を重ねてまいりたいというふうに思っています。

それと、確かに日ごろ、開門とか閉門の操作をされていない排水樋門があるというのも市としては認識をしているところでございます。これについても、土木組合のほうとは以前から操作についての協議はしております。これについても、ぜひ、そういう緊急時といいますか、災害時の適切な樋門の管理についてどうやっていくかについては協議をしていきたいと、今後も継続して協議をしていきたいというふうに思っています。

それと、この樋門操作人さんたちの名簿につきましても、今後、やはり行政としてもきちりと把握する必要があるかと思っておりますので、こういう部分についても整備を行っていききたいというふうに思っています。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういったあかすの水門とか樋門があるということは、やはり緊急時に最下流の両開地区とか、皿垣とかそういったところにしわ寄せが来て、水没するとか、湛水するとかというような状況が見受けられます。だから、やはり上流部での排水を、特にそういったあかすの門というのが上流部の樋門、水門に多く見受けられるようでございますので、特にその辺の指導をお願いしたいと思います。

そうすると、普通のときの掘割と掘割の水を守り育てる井堰の啓発の継続的な実践、また、時と場合によっては緊急時、災害時の制水技術の習得、訓練を住民、行政が連携しつつ、高め合っていく必要があると思われてなりません。この点の対応について答弁を求めます。

水路課長（安藤和彦君）

普通時の掘割と掘割の水を守り育てる意識の啓発ということでございますが、これにつきましては、今、水路課の事業として毎年、10月、11月ごろですけれども、河川浄化に関する作文、ポスターの応募コンクールをしております。また、一部の用排水路管理委員会におきましては、小学校等と連携して、河川を守り育てる標語の募集とか、そういうものをされています。

それと、今、市におきましては、掘割を守り育てる条例の制定、それに伴う行動計画等の実施についても、4カ年間ということを実施しておりますので、それと、毎年、隔年開催

ですけれども、堀干し祭り、それと、親子源流探検、そういう水の大切さ等を小学生、小さい方にも再認識をしてもらう。そういう事業についても開催をしておりますので、こういう次世代の子供たち、柳川市を担っていく次世代についても、こういう水を守り育てる意識についての醸成を図るため、こういう事業については継続して行っていきたいというふうに考えております。

それと、緊急時の訓練とか、そういう操作の技術の習得につきましては、先ほどから言っていますように、両土木組合、そういうところと協議しながら、そういう樋門、制水門の管理についてのノウハウの継承とか、そういうものについて今後、協議を重ねていきたいというふうに思っています。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川市の掘割は歴史的遺産であり、その風情は北原白秋の詩歌の母体であり、生活の基盤、一次産業である農業の基盤、観光産業の基盤でもあり、柳川市民の心のよりどころでもあります。掘割は、金食い虫の気ままな厄介な代物ではありますが、その分、限りない恩恵をも私たちに与えてくれています。この掘割を守り、水を大事に有効に利用していけば、ほかに類例のないすばらしい郷土が維持され続けられるのではないのでしょうか。市長の見解があれば一言お伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

その前に管理人の年齢の問題について、少しだけ私の考え方を述べてみたいと思います。

私は、沖端側のちょうど潮どめのところに、磯鳥井堰のところにありますけれども、そこに大きな磯鳥の排水場がございます。それは、今、管理人が四、五人でやっておられますけれども、筑後、また吉開、そういうところからも水が一遍に来る場所でございます。恐らくこの雨季時期になりますと、徹夜態勢で管理をしていただいております。本当に感謝を申し上げたいというような気持ちでいっぱいでございます。

その中の年齢構成を見ますと、やはり40代、50代、60代、80代の方もいらっしゃいます。やっぱり先輩たちの一つの決断、水を落とすのか、そういう排水の管理については、今、樋門そのものがボタン一つで上下できますけれども、そういうオペレーターについては若い人でいいと思いますけれども、そういう管理については必要ではなからうかと、その中にずっと後継者を育てていくということは必要ではなからうかというふうに思っております。

質問の件の最後の見解のところですけども、私は今言われた掘割は金食い虫の気ままな厄介な代物であるというふうには思っておりません。それは、先人たちが築いてきた930キロを大事に私は、柳川の宝物であるし、そういう資産を有効に生かしていきたいというふうに思っておりますので、なるべく国や県の予算を、補助を受けながら、どうしてもできない分についてはやっぱりその分の管理を私たちの、次代の私たちが責任を持って管理してい

なければならぬというふうに思います。

課長のほうが答弁しましたけれども、いろんなソフト面もあると思います。そういう面でこの子供たちに対しても、いろんな教育等もやっていかなければならぬというふうに今、感じているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これで私の質問は終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時8分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番佐々木創主議員の発言を許します。

7番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。本日は合併による優遇措置と今後の課題と対策ということで、1、財政計画、2、行財政改革、3、投資（建設）事業について質問させていただきます。

柳川市は平成17年合併し新市をスタートしたわけでありますが、ことしは平成24年、もう8年目であります。そもそも合併した自治体に与えられた地方交付税の加算や合併特例債といった優遇措置を利用し、活用し、次の時代に向けた都市基盤をつくり、優遇措置が終了する平成26年度以降を見据え、無駄を削り、自主財源の確保を図り、しっかりとした財政基盤をつくる、この2つが大命題であったわけであります。

この目標達成、課題解決、その実現に向け、もととなったのが合併協定項目の新市建設計画、財政計画、マスタープランであったわけであります。具体的に申し上げますと、地方交付税などの算定替え、つまり、単年度当たり13億円の加算、合併特例債は活用可能額274億円の2分の1の137億円を活用し、平成26年度までの10年間で341億円の投資事業を行うとしておりました。また、財政基盤の確立においては、平成18年に集中改革プラン、平成19年には行財政改革大綱と実施計画を策定し、人件費や物件費の削減、市税等の自主財源の確保に努めるとしておりました。

そういう中、柳川市を初め、地方自体はもとより、日本を取り巻く環境情勢が大きく変動することとなりました。アメリカのサブプライムローンに端を発した平成20年のリーマンショックにより、世界的金融危機となり世界経済が混乱することとなりました。日本も大きな

影響を受け景気低迷がいまだに続いており、デフレスパイラル、超円高と経済の先行きがいまだに懸念されます。

国政においては、平成21年に民主党政権が誕生し、子ども手当、高速道路の無料化、高校授業料無料化、農家への戸別所得補償制度といったばらまきが行われました。そして昨年、1000年に一度と言われる大地震による東日本大震災と福島原発事故が起こり、さらに、すべての原子力発電所の稼働停止により電力の需給調整が続いております。そして、現在国会では、消費税増税を初めとする税と社会保障の一体改革が議論されております。ますます日本の行く末が不透明となっている状況であります。

こういう状況変化の中、国は金融危機対策、景気浮揚対策といったさまざまな対策を講じることとなりました。そのたびに柳川市も政策や予算編成の変更を余儀なくされてきたわけです。その中で、市のかじ取り役も石田市長から金子市長へとかわりました。そして柳川市は中期財政計画を策定し、平成26年度までの10年間の投資事業費を当初の341億円から455億円としました。その中には金子市長のマニフェスト、総合運動公園13億円も含まれておりました。しかし、その中期財政計画も時の経過とともに、新たに浮かび上がった庁舎統合問題、市民会館の改修、クリーンセンターの建てかえ、そういった課題が盛り込まれておらず、実効性に疑問があるということをご指摘させていただきました。

次に、行財政改革においては、平成22年度に第2次行財政改革大綱と実施計画が策定され、第1次の内容に加え、市職員の人事評価制度、給与制度の適正化、公共施設の適正配置、大型事業の見直し、適切な補助金交付といった新たな取り組みに加え、さらなる行財政改革を実施していくとしていたわけです。

そういう中、昨年、東日本大震災の復旧、復興に関連し、合併特例債の活用期限を10年間で15年間へと延長する方針が打ち出され、現在国会で審議されております。我が柳川市にこのことを当てはめてみると、当初の平成26年度までではなく、平成31年度まで合併特例債が活用できるということになります。そこで、市はこのたび新たな財政計画を策定し、今後平成31年度までの財政の見通しと投資事業計画を示しました。

そこで、お尋ねしたいと思います。

新たな財政計画である財政シミュレーションにおける平成22年度から26年度までの5年間の投資事業と事業費、平成27年度から31年度までの投資事業と事業費合わせて、当初の中期財政計画と比較し、新たに加えられた事業、そして事業費の比較、差額、その点についてお尋ねをしたいと思います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をよろしくお願いします。

総務部長（大坪正明君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

本年2月の議会で皆様にお示しをいたしました財政シミュレーションにおける投資事業に

についてのお尋ねでございますが、まず財政シミュレーションの作成に当たりましての考え方を御説明し、質問にお答えいたします。

今回の財政シミュレーションは、1点目として、現在国会において審議されております合併特例債の借入期間を延長する法案が可決成立すると仮定し、同特例債の借入期限を平成31年度までとすること。

2点目として、収支計画及び合併特例債の活用計画等に新たな課題事業を盛り込むこと。

それから、3点目として、合併特例債の借入限度額については、合併特例債の元利償還金の70%が普通交付税に算入されるという財政的メリットを考慮いたしまして、137億円の枠にとられず、国の基準による借入限度額274億円の範囲内における課題対応に対する必要額とすること。

4点目として、借入額の増加に伴う後年度の元利償還に係る財政負担を軽減するために、合併特例債の借入累計額が137億円を超える額については、その元利償還金の30%相当額を減債基金に積み立てること。

これらを条件とした場合、今後、本市の財政がどのように推移するかについてシミュレーションをしたものでございます。

それでは、平成22年度から26年度まで及び平成27年度から31年度までのそれぞれの投資事業についての御質問にお答えいたしますが、この平成22年度につきましては、財政シミュレーションの対象外でございますので、平成22年度事業につきましては、中期財政計画の額を用いてお答えをいたします。

まず、平成22年度から26年度までの5年間について事業費が大きなものから申し上げますと、柳川駅東部土地区画整理事業で47億円、大和中、二ツ河小、中山小、垂見小の各学校改築事業で30億円、柳川駅周辺地区事業で17億円、高田町永松開線、高橋中牟田線、大和枝光線の市町村道整備事業で15億円、市民会館改築事業で総事業費を29億円としまして、これは一応予定として26年、27年度で予定しておりますので、26年度分の14億円、それから大和・三橋地域のコミュニティーセンター整備事業で12億円、道路新設改良費で10億円などとなっており、その他の事業を合わせた平成22年度から26年度までの投資事業の総額は288億円を見込んでおります。

続きまして、平成27年度から31年度までの5年間について、事業の大きなものから申し上げますと、クリーンセンター建設事業で31億円、庁舎統合事業で27億円、市民会館改築事業では先ほど述べました残りの15億円、道路新築改良事業で10億円などとなっており、その他の事業を合わせた平成27年度から31年度までの投資事業の総額は177億円を見込んでおります。ただいま申し上げました平成22年度から平成31年度までの投資事業費を合わせますと、総額で465億円となります。

次に、投資事業と事業費の中期財政計画との比較ということでございますが、ここでも財

政シミュレーションにおける平成22年度事業費につきましては、中期財政計画の金額を用いてお答えをいたします。

まず、中期財政計画の計画期間であります平成22年度から26年度までの5年間の投資事業ですが、中期財政計画では241億円を見込んでおりました。これに対して財政シミュレーションにおきましては288億円を見込んでおまして、中期財政計画を47億円上回っております。

続きまして、平成27年度から31年度までの5年間の投資事業でございますが、この期間は財政シミュレーションにおける事業を申し上げますと、177億円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

今、差額をおっしゃっていただいたんですが、ただ、中期財政計画の22年度から26年の中には、先ほど申し上げたように、総合運動公園の建設費13億円が入っておりましたよね。ただ、これは市長が白紙に戻すと。将来の課題として残すということで、これを削除されておりますのでね。それで既存のやつを改修すると。それからいうと、その10億円を省いて考えないといけないんですね。そうすると、47億円じゃなくて、57億円差額が出てくるということになりますし、27年度以降についても、中期財政計画の中にはクリーンセンターの事業費を60億円で見込んでおったと。それで、今回みやま市と協議をされて、合同で今後できないかということで協議に入るとなると、60億円ではなくて30億円と 31億円ですかね、ということで状況が変化しておるし、その辺の正確な数字を出す上にはそういうことも加味しないといけないということなんですが、そういった投資事業がかなりふえております。ふえておりますが、その辺の増加分の財源をお聞かせいただけますか。

総務部長（大坪正明君）

中期財政計画より財政シミュレーションにおける投資事業の事業費が大きくなっているということで、その財源はどうなっているのかという御質問でございますので、まず、中期財政計画の計画期間であります平成22年度から26年度までの事業費と、その財源についてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたように、中期財政計画の241億円に対して、財政シミュレーションでは288億円ということで、47億円増加をしております。その財源につきましては、合併特例債などの市債が51億円、基金繰入金が8億円、国県支出金が2億円、それぞれ増額している一方で、一般財源を14億円減額いたしております。

次に、財政シミュレーションの27年度から31年度までの投資事業の177億円の財源につきましては、国県支出金が32億円、市債が83億円、基金繰入金が13億円、一般財源が49億円と

なっております。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

一般財源を減らして、市債なり基金とか国県支出金、そういったものを活用すると。当然有利な制度である合併特例債が活用できるわけですから、一般の市債を減らすなり、そういう方法というのは当然じゃないかなと思うんですが、当初の137億円と合併特例債の活用額、今回新たな財政シミュレーション、新たな財政シミュレーションで合併特例債の活用予定額は幾らなのか教えてください。

総務部長（大坪正明君）

合併特例債の活用額についての御質問でございますけれども、財政シミュレーションの期間のうちの平成23年度から26年度までの合併特例債の活用額は、柳川駅東部の土地区画整理備事業で24億円。（発言する者あり）合計ですね、合計の102億円としております。この期間における中期財政計画における活用額が56億円でございます、46億円増加しております。次に、財政シミュレーションにおける27年度から31年度までの合併特例債は、81億円となっております。この結果、財政シミュレーションにおける合併特例債の活用額は、合計で183億円となります。

なお、平成17年度からの合併特例債の活用額を比較しますと、中期財政計画の137億円に対して財政シミュレーションでは261億円を見込んでおりまして、124億円の増加ということになっております。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

5年間延長になるということで、その分も活用するというところでございます。

それで、活用可能額274億円、当初はこの合併特例債というのは、有利な制度であるけれども、借金には変わりないと。交付税に算入されるといっても、交付税に借りた額の7割が丸々返ってくるわけじゃないんですよね。計算式の中の財政需要額にその起債した分は算入をされるということで、当初、これはあめであるし、当時の山田総務部長の答弁によると、あめだけでも、余り食べ過ぎると劇薬になる。やっぱり気をつけんといかんと。

全国の自治体の中で、この合併特例債を国の言うがままにうのみにして、たらふく食って、財政硬直化、動脈硬化、脳梗塞の一手手前まで行ったという事例も報告されておったわけですが、ただ、金子市長によりますと、近隣の市長さんとか、いろんな方々がいっぱい使いましたよと、使っておりますよ、大丈夫ですよというお話があったと。そういうことで可能な限り使っていきたい。10年間ではなくて、15年間ですか、5年延長になるわけですが、ただ、活用の進捗度からいうと、5年、5年、当初の10年間で見るならば、大体65

億円程度ずつなんですね。65億円程度ずつなんですが、27年度以降の額は非常に大きくなっておる。

そういった意味で非常に大丈夫かなと、ちょっと心配をするんですけども、そういう中でいろんな前回指摘して中期財政計画にいろんなやつ入っていないじゃないですかというやつ、それをきっちり修正していただいて、さまざまな事業を盛り込んでいただきました。

両開漁港の橋げたが突然崩落すると、改修費どうするやろうかと。そしたら、事業費が8億円ですか、こういう突拍子もない不測の事態の財政出動が要ということも現実としてあるということがわかったわけでありまして、その中で新たに私が指摘した議論をさせていただいた以降、昨年でしたか、ことでしたか、例のピアスの跡地が、ピアス社と和解をするということで、市長のほうからピアス社の跡地活用について市民文化会館をそこに作りたいたいと。構想を持っておるといってお話があったんですが、この財政シミュレーションを見ておりますと、既にこの中に平成24年度、文化会館、市民会館改修費として、名目は改修費となっているんですが、既に数字を上げていただいているんですね。となると、もう今年度から始められるのかなという気がするんですが、この市民会館構想の概要、それとスケジュールを教えてくださいませんか。

生涯学習課長（石橋正次君）

新しい市民会館ということでのお尋ねでございます。

新しい市民会館に関しましては、先月5月31日に副市長をトップに関係課が集まりまして、市民文化会館、仮称でございますけれども、検討委員会というのを立ち上げたばかりでございます。このため、具体的な概要なりスケジュールにつきましては、これから検討していくというふうなことでございますので、よろしく願います。

7番（佐々木創主君）

ただ、今言いましたように、この財政シミュレーションの中に、既に市民会館改築事業、24年度58,000千円、事業費、計上していただいているんですね。年度が始まったばかりですから、残りまだ10カ月程度ありますのでね。その辺もうちょっと、副市長は当然市長からの御指示を受けられて、副市長トップの検討委員会をつくられたと思うんですね。ちょっとその辺、事務方じゃなくて副市長なり市長から御答弁いただけますか。

市長（金子健次君）

ピアス問題が片づきまして、議会の皆さんにはピアス跡地については、市民会館、そこに文化を取り入れた市民文化会館の構想を申し上げました。また、その構想、あくまでも構想でございますけれども、それについては、石橋生涯学習課長のほうについては、今庁内での委員会、市役所内の委員会を立ち上げて協議を始めたばかりということでございます。構想については私自身は思っておりますけど、場所の問題、概要の問題等についてはこれから進めてまいりたいと思います。

それで、58,000千円の計画の中に盛り込んであるんじゃないかということにつきましては、一応ある程度の構想を練った段階で、調査費じゃないかな。（「調査費です」と呼ぶ者あり）調査費という形で議会に相談したいということでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

それで、ちょっともう次に行きたいと思います。

それで、投資事業、かなりふやしていただいて、当初の274億円に限りなく近い額を上げていただいて、投資事業も大体200億円近い、290億円ですか、現在の柳川市の年間予算並みの額がふえておるといことなんですが、同時に行革ということで第2次行財政改革大綱と実施計画をつくっていただいて、先ほど言ったように、職員の評価制度とか、新しい給与体系とか、それとか補助金とか、公共施設の適切な配置、大型事業の見直し、新たな項目を上げていただいておるけれども、昨年の6月議会で、ここで議論をさせていただいたときに、まだほとんどそういったものは手についていないと、これからですと。

そこで、そういう投資事業、箱物をつくって都市基盤を整備していく。と、同時に、行財政改革をやって身をしっかり削る。ましてや、合併特例債、延長になりますけれども、地方交付税の加算というのは27年度から徐々に減らされていくんですよね。それに対応していかないといけない。

さらに平成27年度以降の中期財政計画のシミュレーションの額から申し上げると、約180億円なんです。その額というのは、しっかり合併特例債の償還なり地方交付税の、そういう減額傾向をしっかりと見ながら、その中で数字を、ただまとめていただいたところなんです、そういうことも加味すると、行財政改革、新たな行財政改革をやって、しっかり身を削っておかんといかんと。意気込みは示されているけれども、中身がまだまだ伴っておらんということなんです、そこで、第2次行財政改革、経費削減、自主財源確保、その目指す効果額、当初の平成17年度、当初と比較をし、そして中期財政計画の平成26年度、そして31年度、比較するとどれぐらいの削減ができるのか教えていただけますか。

総務部長（大坪正明君）

行財政改革による効果額ということでございますけれども、平成17年度を基準といたしまして、平成22年度、26年度の経費削減と自主財源確保による効果額の比較ということで、効果額の大きなものを申し上げますと、まず、一番大きなものが人件費でございます、平成17年の職員数602人から22年の539人になっておりまして、63人の人員の削減となっております。年間で515,650千円の削減となっております。26年度に72人の人員削減で589,320千円の削減を目標にしておりますけれども、既に24年の4月で80人の削減を達成しております。これについては、さらに一定の合併時の目標をほぼ達成しておりますので、新たに定員適正化計画を立てて、さらなる人件費の削減を図りたいというふうに考えております。

次に、物件費でございまして、平成17年の基準額2,946,000千円に対して、22年の実績が2,860,000千円となっております、86,000千円の削減となっております。26年には目標を2,610,000千円としております。これで336,000千円の削減を目標としております。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

大きいところからと、当然、企業にしても何にしても、やっぱり人件費が一番大きいんですよね。そういうことで、今の御説明からいうと、約10億円ですか 10億円程度の削減になると。当然、その中には議員定数が53から30になり、現在24になり、現在議会改革の特別委員会とかいろいろ議論をされておりますけれども、そういうのも入っておるし、ただ、その中に新たに加味された第2次行財政改革の中には、給与の適正化とか、あそこの熊本県の五木村で評価制度の これは議員の話ですけれども。人事評価について部内でもいろいろ検討をされて、いろいろ先行実施をされておるようですね、その給与の適正化、それと職員の皆さんの評価制度、その辺を具体的に今後どうなるんでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

給与の適正化と、あと評価制度についてお答えをいたします。

まず、職員数につきましては、先ほど申し上げていましたように、10年間の目標を既に7年間で達成をしております、平成17年度と22年度を比較すると、単年度で837,210千円の減となっております。そのうち職員給与だけで773,180千円が減っておるという状況でございます。先ほど言いましたように、さらに定員適正化計画を新たに作成して職員数の削減を図っていきたいというふうに思っております。

給与の水準につきましても、ラスパイレス指数で見ますと、平成17年が99.3で、平成22年度がほぼ同じ99.5ということで、100を切っておるというような状況でございまして、こういったラスパイレスの指数の動向を見ながら懸案であった旧1市2町の給料の一本化、それと格差是正の調整を図ってきたところでございます。

そして、能力給について申し上げますと、これについて職員の能力と実績を公正に反映できる人事評価制度を構築しようということで、実績を評価する目標管理制度、これを平成18年度から、そして能力を評価する能力評価制度を平成20年度から施行をまいりました。そして、これら今年度から本格実施をしようということで、今細かいところの検討を行っておりますけれども、今年度の評価結果をもとに来年の6月の勤勉手当に反映しようということで現在進めているところでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

結構なことだと思います。

それで先ほどのラスパイレス指数というお話がありましたが、99.5ですか。ただし、この

指数の対象になる給料といいますか、これは手当は入ってないですよ。職員の皆さんには扶養手当だ、住宅手当だ、勤勉手当だ 勤勉手当は一般のボーナスですけども、時間外勤務手当とか、もろもろですね。この手当が全くこれには反映していないんですよ。

昨日、住居手当の質問が出ておりました。廃止すべきじゃないかと。いや、廃止するつもりはないと。ただ、今市長は動向を見ながらやりたいと、持ち家の住居手当。

ただ、ちょっと私、きのう家に帰って調べてみたんですが、福岡県で市町村全部で政令指定都市除いて58。58ある中で、住居手当制度が残っている団体、これは多分持ち家だけだと思いますけどね、49。制度は廃止したが、経過措置を設けている団体1、もともと制度がない団体8あるんですね。筑後近隣でいうと、すべてあるようです。ところが、お隣の佐賀県、20市町村、制度が残っている団体1、制度がない団体19、ほとんどないんです。あるのはちょっと申し上げません。熊本県は半々、大分、県によってばらつきがあるようです。県の意向なのか、労組の強い云々あるのかどうかわかりませんが、きのう、人事秘書課長が、この住居手当の位置づけ、民間との比較といろいろおっしゃいました。ただ、先ほどのラスパイレス指数と、それと民間、民間を持ち出されるのであるならば、この柳川市内の民間企業の平均給与なりなんなり、そことの比較もしっかり当然机上の議論の中に上げなくてはなりませんから、そういうことをおっしゃると、だんだん理論武装が瓦解してきますからね。変なところまで手を突っ込まざるを得なくなりますから、要らん法律論は振りかざさないほうが私はいいいということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、行財政改革、今回の財政シミュレーションの中に維持補修費を、今後5%ずつの増加を見込んで計上しておりますと書いてあるんですが、ただ、先ほど申し上げたように、両開漁港が突然橋げたが崩落して8億円の予算計上せざるを得なくなったと、こういうことが出てくる。特に構築物、コンクリートづくりですと耐用年数50年と見るということなんです。ちょうど高度経済成長時代、その時代にやっぱり上を向いて歩こう、そういう中で市内のいろんな構築物、特に橋脚でありますとか、市内にどれだけの、堀の長さは930キロメートルですけども、道路の長さも同様だと。それからいうと、橋脚、もともと両開漁港の崩落とあわせて、市内のほかの漁港の維持補修、管理費、これが今後いっぱい出てくるんですが、これも国が管理しておるいろんな施設、今後大丈夫かと。今後、不測な出費がないかという調査をする中で、両開以外の改修費を今後計上していかないといけないんですけども、このパブリックマネジメント、アセットマネジメント、これも全く項目を上げているだけで、まだ始めておりませんという答弁でございましたが、その後どうなっているんでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

公共施設等の維持管理アセットマネジメントの関係でございますけれども、特に市内の橋梁が非常に老朽化している部分があると思いますけれども、これについては長寿命化修繕計

画策定事業によりまして、平成20年度から24年度に市内の約100の橋を調査いたしまして、25年度に修繕計画を策定して26年度以降から橋の修繕かけかえ等を実施することにしております。

そのほか、いろんな公共施設、建物がありますけれども、例えば、市営住宅等につきましては長寿命化計画をこのたび策定いたしまして計画的に修繕なり改修を行うと。それと、旧柳川の公民館についても改修を行っておりますし、水道管とか学校等についても計画的に布設がえなり改修、改築を行うということで、それぞれに計画的に行っているというふうに考えております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

橋については調査されたと。全部されたんですかね、100カ所。（「はい、100カ所です」と呼ぶ者あり）全部で100カ所ですか。（「全部です」と呼ぶ者あり）

総務部長（大坪正明君）

全部で100カ所ではございませんけれども、特に重要な橋について100カ所を調査したということでございます。

7番（佐々木創主君）

ということは、まだ全体の数 前回、昨年でしたか、私が質疑のときに建設課長からまだ数もわからないという話でしたけれども、本格的なやつはまだ始まっていない。ただ、そういう重要なやつですね、市民生活に直接影響を与えるようなやつをされたと。それはそれで結構なことだと思います。

それで、もう1つ、補助費、いろいろ市民団体とか地区、行政区とか、土地改良の償還金なんかもこれに入っておりますけれども、いろんな補助費、これについても行財政改革実施結果の中にはしっかり周期を設けて見直しますと。その折、質問をこれは非常に市民の皆さんに痛みを伴うケースもあるかもしれません。しかし、これをやらざるを得ないと。市長に覚悟はありますかと。覚悟は持っておるつもりですとおっしゃったんですが、それから1年たちました。どうなっておりますか。

総務部長（大坪正明君）

この各種団体の補助金等の見直しにつきましては、合併してから一度見直しをして、総額で年間に50,000千円程度の削減をいたしましたけれども、その後も非常に各種団体から廃止したところについても再度復活してくれとか、そういう要望もたくさん上がっておりますし、減額したところについてももとに戻してくれとか、そういった要望がかなり多いというような状況でございます。

そういった中で、行財政改革の中で、こういった補助金を再度見直ししようということにいたしておりますけれども、現在のところ、まだそこまで至っていないということでござい

ます。

7番（佐々木創主君）

いや、そうすると、市の行政のあり方として行政と市民の協働とか、いろいろ市民の利便性、そういう意味で市民の皆さんに行政のやっておったことの一部を担っていただきたいと。地域コミュニティを高めてくださいということも書いてありますよね。その辺のバランスといたしますかね、当然補助金があったほうが、やっぱり団体の活動も活性化するでしょうし、意欲もわくでしょうし、その辺のお金で解決できる部分と、やっぱりいろんな盛り上がり、ボランティア団体、地域の中で非常に一生懸命、隣の家の方が台風の後、屋根に上がり切らんけん、地域の若者でその辺の改修をしてやったとか、そういうことをしっかりやっていらっしゃる地域もあると、ある議員から聞いて、ああ、すごいなあと思っただんですけども、そういう見習うべきところもある。

となると、ここに補助金はいつまでも上げませんと、すべて周期を設けてと書いてあるから、私はそういう質問をするんですよね。ただ、目標は目標でやるべきなんですけど、やっぱり実際婦人会とかいろんなところ、場面で本当にボランティアで炊き出しとかなんかをやっている姿も私見ておりますし、本当にすべてに周期を設けて見直しますというのが適用していいのかなというのは私思うんですね。そういった意味で、これは恐らくもうコンサルは使われるかどうかはわかりませんが、通常の一般的な全国を押しなべた表現でこういう行革の中身をやるべきなのかなと。柳川は柳川独自のやり方があるんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺のところ、第3次行革という計画が出るかどうかはわかりませんが、しっかりその辺のところはやっぱり先ほどの予算と同様、時間の経過とともに見直しとか、そういうこともやっていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっともう1つ、行革の中に企業誘致と、企業を誘致しますというのが書いてあるんですが、現在の取り組み状況を教えてください。

商工振興課長（田中利光君）

企業誘致の現在の取り組みということでございます。

現在、私ども商工振興課といたしましては、企業支援相談員による企業訪問の情報収集を行いながら行っているところでございます。

御存じのように、ファインテック社がルネサスセミコンダクタ跡地に進出いただきました。そして、新規雇用も22名を採用されております。きのうも市長がおっしゃっていただきましたけれども、さらに雇用計画を増大して、柳川市の雇用に貢献したいというふうなこともおっしゃっていただいております。これができたのも企業支援相談員が現場に入りまして、それぞれの個別の会社の内容、それから状況、それから企業誘致、情報等を聞き取りまして、そういうことで活動を行っているというふうなことでございます。今現在私どもといたしましては、そういうファインテック社のような企業に進出していただくように、今後も企業誘

致に係る情報を集めながら、県でも企業誘致に努力をいただいておりますので、そういうのと連携いたしまして、柳川が持っておりますいろんな産物、そういうものを加工いただくような、柳川が特徴としておりますポテンシャルを生かした企業誘致に積極的に努めてまいりたいというふうに思っております。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、そういうやりとり、きのうも少しあっておったと思いますけれども、ファインテック社さんですね、旧NEC、あそこが撤退をしてルネサスですか、九州ルネサス。たまたまそこにほかからも誘いがあったけれども、やっぱり柳川に残りたいと。事業拡大を見込んでということで、非常にありがたい、柳川にとってはいいことだったんですが、いいことと同時に、少し悪いといえますか、やっぱりマイナスになるような暗いこともあったと私は聞いておるんですね。

浜武にあった樹脂会社、企業名は出していいかわかりませんが、プラスチック樹脂等々の従業員40人の会社が柳川市内事業拡大、これは親会社は上場企業でありますからどっかへ移りたいと。どっかないかと。結果的に柳川にはなくて八女の工業団地にことしの2月に移っていったと。いろんな方から聞いておる中で、柳川でも探したと。ただし、最初から造成地でないといけないと。造成地で水が来ておつと。当然、もう今久留米とかあちこちですね、さらに工業団地を拡張されて工場誘致を、企業誘致をしっかりとやっていらっしゃるところがあるわけですから、わざわざ田んぼを買って造成をして、そこに敷地をつくって工場をつくらうなんてという、そこまで殊勝な方、企業はいないと思うんですね。結局柳川に来ないといけないという、柳川に立地しないといけないという理由はないわけですよ。それが私は企業誘致の現状。そういう中で物産とかそういうこつこつ積み上げる、そういうことも大事だと思いますけれども、大きなそういう従業員50人、100人、そういう企業を立地するのは非常に柳川にとって、今現状として不利な状況であるなというのは、これも事実であると思うんですね。

それで先ほどのピアス跡地じゃないんですが、例えば、ピアス跡地に市民文化会館、これも市長がおっしゃったんですね、構想ということで。ピアス跡地に市民文化会館が建つと、そのときには市内11カ所の小学校区のコミュニティーセンター、これは26年までに完成でしょうから、すべてがそろうと。そうすると、そういう公共施設の配置等々のことも考えないといけないと思うんですが、市民文化会館が新たに建つ、そして、校区コミセン柳川7地区、それと旧大和11区、三橋18区、すべてそろうと。そうすると、今中央公民館というのが大和、三橋あるんですが、その辺との役割分担というのはどうなるんですかね。

生涯学習課長（石橋正次君）

旧三橋、大和の中央公民館ですかね、そういった分の役割分担ということのお尋ねだと思

います。

現在、コミセンの部分も含めまして、公民館に関しましては、市町村合併後ハード面、それからソフト面に関しましても旧態依然といった形でございます。このため昨年、公民館のあり方検討委員会というところに、柳川市における新しい公民館のあり方について諮問をいたしまして、今年3月に答申をいただいているところでございます。

答申におきましては、先ほど申し上げました大和公民館、三橋公民館についても答申がございまして、移行期間を経て大和公民館、三橋公民館の機能を廃止すると。なお、大和公民館、三橋公民館が実施をしておりました事業につきましては、中央公民館が引き継ぐといった答申がなされておるところでございます。また、附帯意見といたしまして、大和公民館、三橋公民館の施設の運用については利用者の利便性が高まるように配慮をし、施設の有効活用を図ることといった御意見も附帯意見としていただいております。

教育委員会といたしましては、この答申を、意見、そういった分を含めて、現在、方針を課内で検討しているといった状況でございます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

となると、その答申によると、これはあくまでも答申ですよ。答申を受けて市の方針を協議して、方針を出すということなんですが、じゃ、箱は残るということですね。箱は残って、それを使ったほうがいいよという内容ですかね、ちょっと確認ですが。

生涯学習課長（石橋正次君）

現在、大和公民館、それから三橋公民館については、例えば高齢者のけやき学園とか、ことぶき大学とかいった、そういった大きな事業がありますので、答申としては箱については残してほしいという答申でございます。

7番（佐々木創主君）

市長、再度お尋ねします。

市民文化会館構想、ピアス跡地に建てたいという気持ちを持っておるということなんですが、再度、構想、今のお考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

構想ということで議会のほうにもお話をいたしました。一番私が思ったのは、あの広大な土地について駐車場が確保できるという問題。それと、あといろんな形で今の市民会館の理念の問題も佐々木議員については10,000千円近くの調査費も計上した中で、執行した中においてリニューアルという問題もありましたけれども、私は新たにつくって行って、トイレの問題、そして柳川のやっぱり白秋のふるさと水郷・柳川のまちという形の中で、文化の薫りがするような形の施設をつくりたいというふうに考えているところでございます。

その機能の中で、先ほど出ました石橋課長が申し上げました中央公民館の問題もあると思

いますけれども、答申はいただいておりますけれども、十分そこを踏まえまして、私は検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

ということは、今の市民会館の改修の考えはないというふうに受け取ったんですが、じゃ、新たにつくると。その候補地はピアス跡地ということでもいいですか。

市長（金子健次君）

私の構想としては、ピアス跡地を考えていますけれども、これからいろんな形で議会の意見、また、市民の意見等も拝借しながら、用地の選定をしていかなければならないと思っております。あくまでも私の構想の中には、そういう土地を十分利活用していききたいと。今、佐々木議員のほうから、あそこに工業誘致してもいいんじゃないかと、恐らく何か奥のほうに見えたんですけれども、準工業地帯でもございますし、そういうことのある程度の制約があるということも考えますと、あそのほうが一番ふさわしいというふうに私は思っておりますけれども、いろんな意見が今市民から出ております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

市民からいろんな意見があると。私のところにも「佐々木さん、何かあの新聞のとは、あれはほんなこつかん」と。賛否はもう言いませんけどね。

それで、新たにつくると。今回、この計画財政シミュレーションによると29億円と。ただ、この時代に新たに文化の殿堂、歴史文化のまち、そういうところで柳川市が新たに建てるという観点からすると、貧相なものであってはだめなんですね。文化の殿堂、今市長の口から思いを聞きましたけれども。それからいうと50億円、60億円の事業費をかけないと、それぐらいのやつはできないんですね。中途半端なやつをつくっちゃだめなんですよ、29億円程度のやつを。それからいうと先ほどの投資事業計画、合併特例債の話、今後の財政シミュレーション、それと償還もあります。行財政改革は後手後手に回っておる。それからいうとどうなのかなということが一つ。

それと、今市長おっしゃったように企業誘致と。せっかく優良な土壌対策を今後やるんでしょうが、あれだけの広さの土地で水もあると。あんな優良な土地、柳川に来る理由ができるじゃないですか。柳川に残る理由ができるじゃないですか、ピアス跡地。こんな財産をつぶしていいのか、文化の殿堂にするのか。その選択は非常に難しいかもしれません。しかしながら、私から言わせていただくなれば、文化施設、特に市民全員が集まる施設、いろんな施設、市役所であるとか、いろんな金融機関とか、そういう施設をあっちこっちばらばらつくっちゃだめなんですよ。きちっと市の中心部にまとめる。だって、ゆめタウンの件、いろいろ言いましたけれども、コンパクトシティと書いてあるじゃないですか、都市機能を中心

部に集約しますと。それと矛盾するじゃないですか。

駐車場の問題あるでしょう。ただ、今度久留米市が六角堂をつぶして、井筒屋跡も含めてつくろうとしておるのは、あれはまさしく市民会館じゃないですか、収容規模2,000名かなんかしりませんけれども。周り、駐車場ないですよ。柳川に比べてバスの交通の利便性はあるかもしれませんが、駐車場のことと今後の20年、30年、そのまま、まちづくりの中で、中心部でどういう機能を周辺部と中心部で役割分担をしながら人口の集約化と周辺部の連携をとっていくのか。これはつくってしまうと、根底から見直さざるを得ないんですね。そういう施設をつくるというのは非常に慎重な討議が必要なんですね。そういった意味で、国がつくっておる、国の言うことは余り聞くなと私申し上げますけれども、全国を押しなべた中で、やはり市役所の横とか、そういうところにやっぱりつくっているんです、ほとんどが。

そういった意味で、やはり私はピアスの跡地、そこに市民会館をおつくりになる、それには絶対反対であります。あそこは企業誘致の場所として、ほかの目的の土地としてしっかりつくっていただきたいですし、今の市民会館の改修、それからいうと改修費の29億円、改修であるならば7億円、8億円で済むんですね。今さら、今の時代に新たにそれだけのやつをこの平成24年、20年代につくるべきなのか、そういう議論も私は必要だと思います。7億円、8億円かければ、しっかりとした改修はできてふさわしいものを改修できますよということを平成19年に10,000千円の調査費でやっているんですね。そういうことで、私からの御意見を申し上げます、（発言する者あり）結構です。言いますか。（発言する者あり）

市長（金子健次君）

6月8日に合併特例債の再延長の法案が衆議院を通りました。きょう恐らく参議院では委員会のほうで通過して、最終日の今期の国会では通るんじゃないかということで連絡を受けております。そういうことで、具体的に私通らないとなかなか言えないなと思って、そういう構想の分については言ってきたんですけども、確かに佐々木議員のような意見等も市民から寄せられております。それについては十分な論議、時間をかける必要があるかなというふうに思っています。ただ、柳川市というのは、他の市と違いまして合併を1市2町でやったわけですので、その合併特例債をいかに活用していくか。将来なぜあのとき金子市長は使わなかったと言われるようなことは、残したくない。それは十分二元代表制の二元制でございますので、十分議会とも御論議をいただいてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

使わなかったのか、何であんな使わなかったのか、いろんな意見が想定されますので、その辺も含めて慎重に議論をしていきたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番三小田一美議員の発言を許します。

1番（三小田一美君）（登壇）

皆さんこんにちは。私は副議長をしておりますので、本当は一般質問は好ましくない、そういうことなのですが、ちょっとだけ質問をさせていただきたいと思います。

それで、議長のお許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。

1年前の3月に日本を揺るがせた東日本大震災は、東北地方に深い傷跡を残し、多くの皆さんがいまだに避難の生活をされています。特に、地震、津波の影響を受け、福島県にある東京電力の原子力発電所が崩れ、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じような放射能の汚染が引き起こされました。地震、津波とは関係のない地域の皆様が放射能に汚染されることを避け、全国各地に避難をされています。

しかし、民主党政権は、国民生活への影響が大きいとして、原子力発電所の再稼働を経済界の要請で急いでいます。原子力規制庁の設立さえ先延ばしにしていながら、再稼働は政府が責任を持つと言っていますが、まずは国民の命を守ることが第一と考えます。全国各地に避難された皆様の生活の実態さえ完全に把握し切れず、被害の補償も進まない中、政府は東京電力に1兆円もの金をつぎ込み、社員は今までどおりボーナスをもらい、電気料金の値上げは平気で国民に押しつけています。当たり前だと思っております。国民をばかにしております。同じように倒産をいたしました国策の企業の日本航空とは大違いであります。

また、福岡県内においても、環境対策が進んでいる北九州を初め、瓦れきの処理に前向きな市町村で科学的根拠に基づかない反対運動が起きていることも報道をされています。放射能に汚染されていない地域、東北3県の多くを占めているわけですので、柳川市においても積極的なかわりが必要だと思います。

本市の焼却施設はぼろぼろで、一日も早い建てかえが必要となっておりますので、事務職員の派遣など、東北3県の市町村が求めている支援をお願いするところであります。

きのう熊井議員のほうから、焼却は受けられますでしょうか、どうですか、受けられないということですので、事務職員の派遣など、また支援をお願いしたいと思いますので、市長の答弁をお願いしたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、多くの市民の皆さんから心温まる義援金が震災直後から

今日までされていますが、この東日本大震災に対する復興支援の義援金の行き先及び使い道についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目でございますが、柳川市に寄せられた義援金の総額、2つ目が市以外の各種団体などに寄せられた寄附金、また義援金の総額、3つ目でございますが、義援金、また寄附金の送付先、4つ目でございますが、これからの義援金の使い道や配分先、5つ目が被災者に交付された金額、6つ目でございますが、既に交付をされた金額が総額に占める割合、これらの情報は受け入れた団体からの報告はされているのか、情報の公開手続について、市長にお尋ねしたいと思います。

寄せられた義援金は幾らで、どこを經由して、被災者のもとに何%が既に届けられ、復興支援に使われているかをわかりやすくお答えをお願いしたいと思います。

次に、2つ目の問題でございますが、ことしの夏の電力不足を理由に、原発の再稼働への取り組みが安全基準の整備を置き去りのまま進められています。もし、玄海の原子力発電所で同様の事故が発生した場合に、どのような事故対策が考えられていますでしょうか。

まずは、柳川市から玄海の原発までの直線の距離はどれだけでしょうか。

次に、最悪の事故が発生したと想定したときに、どの方向から何メートルの風が吹いたら、何分後に放射性的物質が運ばれてくるか、お尋ねしたいと思います。

黄砂は、2,000キロのかなたのゴビ砂漠から風に乗って運ばれてきますが、放射能は目に見えません。知らないうちに汚染され、むしばまれていくのです。そのような事故が起きた場合に、どのような方法で、何分後に市役所に情報が伝えられる仕組みになっているのか、お尋ねしたいと思います。

もし、避難が必要となった場合には、どのような方法で市民に情報の伝達が行われるようになっていきますか。玄海原子力発電所再稼働後の事故の対策、中身について詳細にお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目の問題でございますが、再生可能なエネルギーの創成に向けた柳川市の具体的な取り組みについて、市長にお尋ねをいたしたいと思います。

ことしの夏は、九州電力管内についても10%の節電を求められています。本当に原発を再稼働しないと電力が不足するのでしょうか。九州内の火力発電所やその他の発電所などの能力をフルに活用しても不足すると九電の資料はなっているようでございますが、各種団体の調査では異なっているようです。

そこで、提案ですが、現在、市では太陽光発電を設置する個人には補助金を出す制度を設けてあります。旧柳川市時代には、かなり幅広い制度であったようですが、一時廃止をされ、現市長により復活をされています。市立図書館、あめんぼセンターの屋上には太陽光発電のパネルがつけられています。市役所の大口利用者の電気料金は、1年間で最も多く使用した電力量により基本料金が決定をされます。この最大電力のピークを少しでも下げることがで

きれば、年間の電気料はかなり安くなります。市役所の柳川庁舎や三橋庁舎のエアコンが電気のみで動いていないことは承知していますが、それでも送風機など、多くの電力を使用します。もし、市役所の屋上に太陽光パネルが設置をされ、発電すると仮定しますと、設置したパネルの数によりますが、かなりの電力使用料を落とせることが想定をされます。これには多くの設備投資が必要となりますが、銀行に大口の定期貯金をしていても、利子はわずかでございます。しかし、九州電力に定期貯金、すなわち太陽発電の設備投資をしますと、銀行の貯金の数倍から数十倍の利子、すなわち電力料金が引き下げという形で市の財政に還元をしてくれます。

お隣のみやま市、大牟田市においては大型の太陽光発電所が計画をされていますが、広大な空き地が必要となります。しかし、学校の体育館など、公共施設の屋上は無料の空き地として使用できると思いますし、発電量が見えるパネルなどを設置することにより、児童・生徒の環境教育にも役立つのではないのでしょうか。

また、柳川市においては、海岸堤防沿いに都城高等学校が開発した小型風力発電機の設置など、有効な手段ではないのでしょうか。大型の風力発電では、低周波の問題などを抱えていますが、風レンズをつけた小型の風力発電機は低周波の問題もなく、費用も少なく、モンゴルの草原地帯で生活する人々の必需品にもなっています。小電力とはいえ、台数をふやしますと、それなりの電力を生み出していきます。みやま市と共同で新たな設置を予定していますごみ焼却場などについても、焼却熱を利用し、小型の発電機や周辺の住民へ温水の供給など、再生エネルギーの利用増進に努めることが大事と思います。

政府の模索を追求するばかりでなく、地方自治体として、脱原発に向けて努力することも必要と考えます。これについて市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、4つ目の問題でございますが、国の政治のありようについてお尋ねいたします。

現在の国会の状況は、新聞やテレビ、ラジオなど、マスコミ報道や国会中継などを通してわかりませんが、国民の生活を守るための政治、中小企業の皆様を守る政治とは言いがたく、各党ともに、国民生活の改善、景気の向上、円高対策、解決しなければならない問題は先送りをし、失言した議員の首のすげかえやそれぞれの党内の意見の食い違いのみを追及し、経済の発展、特に地方都市における中小企業の対策など、急がなければならない課題に対する取り組みなど、全くゼロの状況でございます。それぞれの党首の動きなどを見ても、新聞報道などにより、世論の動向に左右され、政治ではなく、政局を自分たちにいかに有利な状況にするのかのみが先行しているように思われます。内閣の一部改造をして、世論の目をそらすことを政治的技術ということでございます。そのような技術ではなく、国民が今何を求めているかを見きわめ、国民生活の向上に取り組んでいけば、支持率もおのずとアップしてきますのでございます。今国会で提案された議案の審議はほとんどなされず、政治的駆け引きに終始している状況で、今国会の議案通過本数は戦後最低の記録をする可能性が心配

をされています。

また、最高裁の判決で、違憲状態と言われています1票の格差是正についても、国民の目線ではなく、党利党略に終始し、自分たちの都合のよい定数の削減のみを主張しているため、これからの国の進む方向を討議する国会がどうあらねばならないのかという視点がなく、数合わせにきゅうきゅうとして、いまだに定数削減ができない現状であります。やはり衆議院議員は、各選挙の支持者の声を届けていただくことから、選挙で落選された比例での政治活動はどうかという気がいたします。だから、比例での当選はいかななものかと私は考えていますので、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

柳川市においては、私は議会改革委員長の重責を担っておりますが、議員定数の大幅削減などを申し上げますと、市民の皆様からは拍手喝采を受けるかもしれませんが、現職の皆様方は心中穏やかでないことも十分承知をいたしています。今消費税法案が通らなければ、解散総選挙と言われますが、現職衆議院議員でそう考えている方は、多分1人もおいでではないと思います。どうも前回の選挙で落選された多くの自民党議員の皆さんの突き上げで谷垣さんが持ち上げられているのが真相のようです。残す任期が1年を切った市長として、現在の国会の状況、日本経済の建て直し、ギリシャ危機に端を発し、ヨーロッパ経済に左右される円高問題に対してどう思われているのか、これらの諸問題に対して柳川市長としては残す任期の中でどう取り組まれるのか、お考えをお聞かせください。

次に、5つ目の問題でございますが、消費税導入に関する柳川市商店の今後の動きについてお尋ねいたします。

今国会の最大の目玉は、消費税の値上げであります。もしかしたら、会期末までに値上げ法案が可決することもあるかと思いますが、もしそうなれば、柳川市内の商店、企業は大きな打撃を受けると考えます。現在、国はデフレに陥り、経済は疲弊し、若者の給与は低く、国民生活はどん底の状況と言ってもいいと思います。少子・高齢化の最大の理由は、若者が結婚しない、子供をつくらない、その最大の理由は、給料が安く、結婚しても子育てができないがアンケートのトップといった記事が紹介をされております。一部の大企業や公務員を除く大部分の若者の手取りの平均給与は、年に3,000千円前後であります。これからアパート代を払い、車のローン、携帯の通話料を払った残りが生活に回るわけですが、消費税が上がれば、ますます節約をし、買い控えが起きることは火を見るよりも明らかであります。

野田首相は、消費税増税に命をかけるなどと、財務官僚に操られているとしか思えません。増税にしても、消費が低迷することはないなどとしても、借金、また国債の償還金を確保したいと、財務省の思惑そのものであります。民主党の小沢元代表が言うように、今はその時期ではない、経済の発展、失われた20年を取り返し、日本経済を活力あふれた状況にすることが国会の財務省に課せられた役目であるとの考えが必要であります。小沢元代表は、国民のために安心・安全はもちろんでございますが、国民の生活をよく考えておられます。

もし、法案が国会を通過し、実施された場合、柳川市の商店、企業の経営はどうなると思いますか。朝夕の商店街には多くの人が行き来し、あいさつが交わされ、お店の皆さんの笑顔が見られるようになると思いますか。私は、朝夕でも人がまばらで、きょうも1軒、あすもまた1軒とシャッターを閉めるところがふえ、いつの間にか空き地となり、10年もすれば商店街はあったげなのうとなることが目に見えてきます。市長並びに市幹部の皆様はどのように考えられていますか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、そうならないために、どのような政策を実施していく予定なのか、わかりやすく、具体的な政策についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後の6番目でございますが、柳川の観光についてお尋ねいたしたいと思います。

九州新幹線開通により、関西より九州を訪れる観光客がかなりふえているとの報道がなされ、JR九州の統計などでも紹介されていますが、筑後船小屋駅の乗客数は予想をかなり下回っているようです。また、筑後船小屋駅から柳川方面のバスは空気を運んでいるようで、乗ってくるお客さんが全くいないということもあるようです。

そこで、入り込み観光客の動向が新幹線開通前と開通後ではどう変化したのか、この対策はどのようなことを考えているのか。

私は、以前、柳川城を復元したらとの一般質問をいたしました。柳川の風物や土産を宣伝するばかりでなく、歴史資料館などとも協力をし、北原白秋先生を初めとする柳川が生んだ多くの詩人、歌人、俳人、作家、音楽家、国家の基礎をつくった教育者、武人、政治家などの映像をJR博多駅や西鉄福岡駅の大型スクリーンに映し出すなどの工夫をしたら、これらの人々を生み育てた風土、日本に3体しかない孔子の像の紹介など、柳川を売り出す材料はもっとあると思います。私たちが当たり前、全く興味がないと感じていることでも、よその人々にとっては見てみたい、訪れてみたいと思われることの発掘に努め、白秋、さげもん、ウナギ飯から、一步掘り下げた観光資源の開発が求められていると考えます。

例えば、今は蛍の季節ですので、八女市の山間部では毎年飛んでおり、付近の人は何か珍しかですか、いつでんおるばんもと言われますが、多くの皆さんは毎晩見に来て、屋台も出ています。柳川の人はいっちゃん珍しゅうなかばってん、よその人は珍しかもんのうを見つけ出すことが必要だと思えます。市長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

これをもちまして、私の壇上での質問は終了して、答弁内容では自席より一問一答で再質問いたしますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

どうもありがとうございました。

福祉課長（稲又義輝君）

まず、1点目の東日本大震災について、復興支援義援金の行き先及び用途について7項目ほど御質問がっておりますので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず1点目、柳川市に寄せられた義援金の総額についてお答えをいたします。

本年6月1日現在で57,255,935円の義援金をいただいております。逐次日本赤十字社福岡県支部に送金をいたしております。皆様からの温かい御支援にこの場をおかりいたし、厚くお礼申し上げます。

次に、2点目、市以外の各種団体などに寄せられた寄附金、義援金の総額についてお答えいたします。

社会福祉法人柳川市社会福祉協議会へ寄せられた義援金は、本年6月1日現在で1,112,948円であります。なお、全体状況といたしまして、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の義援金受付4団体に寄せられた国内外の皆様からの義援金は、本年4月27日現在で3,553億円となっております。

次に3点目、義援金、寄附金の送付先につきましては、先ほど申し上げました日本赤十字社などの義援金受付4団体となっております。本市で受け付けました義援金は日本赤十字社へ、社会福祉協議会で受け付けました義援金は中央共同募金会へそれぞれ送金いたしております。

次に4点目、これらの義援金の使い道や配分先についてお答えいたします。

義援金の配分方法につきましては、厚生労働省を事務局として、学識経験者、被災都道府県、日本赤十字社等の義援金受付団体を構成メンバーとする義援金配分割合決定委員会という組織が設置されまして、昨年4月8日に開催された第1回委員会において、死亡、行方不明者は1人当たり350千円、住宅全壊、全焼は1戸当たり350千円、住宅半壊、半焼は1戸当たり180千円、原発避難関係世帯は1世帯350千円との基準が設定されました。その後、第2回、第3回の委員会が開催され、その中で各自治体において、震災孤児、遺児等の被災者支援基金に積み立て、配賦するなど、効果的に活用することができるようにすることが決定されております。

配分先につきましては、岩手県、宮城県、福島県の被災3県を初め東京都、北海道、青森県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、合計15都道府県となっております。

なお、被災都道府県に送金された義援金は、それぞれの都道府県が地域の実情に合わせまして、配分の対象や配分額を決定し、最終的な配分先は被災市町村を通じて、自立支援のために被災された個人や世帯に届けられる仕組みとなっております。

次に5点目、被災者に交付された金額及び6点目、既に交付された金額が総額に占める割合についてお答えいたします。

日本赤十字社等では、15の都道府県に本年4月27日現在までに募金総額の98%の3,492億円が送金されており、被災者への配付状況は、配付額で3,124億円、配付件数では127万6,412件となっております。義援金の9割が被災者のお手元に届いております。

なお、日本赤十字社で留保されている義援金は、送金決定後に寄せられた義援金でありま

して、今後も定期的に送金される予定です。

最後に、情報の公開についてお答えいたします。

義援金につきましては、市民の皆様への報告、周知ということにつきましては、今後も広報紙やホームページを通じてお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

なお、厚生労働省、日本赤十字社等のホームページにおきましても、随時、義援金の送金、配分情報等が詳しく掲載されているところでございます。

その他、義援金受付4団体では、義援金の募集期間を平成24年9月30日まで延長いたしておりますので、引き続き市民の皆さんの温かい御支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

副市長（石橋義浩君）

三小田議員のほうから玄海原子力発電所関連で4つの質問をいただきました。私のほうから回答させていただきます。

まず、玄海原子力発電所から柳川市役所までの距離でございますけれども、直線距離で65キロでございます。

次に、放射性物質の影響でございます。

今、まとめられております福岡県地域防災計画の原子力災害対策編の案では、原子力安全委員会から提案されております30キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZ及び福島第一原発における原子力災害を踏まえ、原子力災害対策を重点的に充実すべき地域、これを玄海原発から半径30キロとしております。

ちなみに、この地域に含まれる福岡県の市町村は、糸島市のみでございます。

我が柳川市につきましては玄海原発から一定の距離があり、その間には筑紫山脈、脊振山脈が存在しております。また、玄海原発からの方角は、南東方向になりますけれども、玄海原発周辺では、西から東に吹く西風が1年を通して多いと言われております。このように、距離、地形、風向きを勘案しますと、柳川市が放射性物質の影響を受ける可能性は低いのではないかと考えられております。

3つ目の質問でございます。

事故が発生した場合の柳川市への情報伝達についてでございます。

玄海原発の原子力防災管理者は、事故が発生したときは、原子力災害対策特別措置法に基づき、直ちに国及び福岡県知事等に通報し、県知事は市町村に対してその旨を通報するということになっております。情報伝達の所要時間につきましては、県地域防災計画の原子力編の案では、玄海原発から県への通報が15分以内を目途としております。県はそれを受けて、速やかに市町村に連絡するというところでございます。

この項の最後の質問でございます。

市民への情報伝達についてでございます。市は県から通報を受けた場合、あるいは市が災害発生を確認した場合の対応についてでございますけれども、速やかに災害対策本部を設置し、県の災害対策本部と密接に連絡をとり合い、詳細に情報把握を行ってまいります。同時に、市民の皆さんに対しては、広報車や災害情報メール、サイレン吹鳴、本年度整備を行います同報系防災行政無線など、あらゆる連絡手段を使い、迅速に情報伝達に努めてまいります。

以上でございます。

生活環境課長（目野稔男君）

議員の質問にお答えいたします。

柳川市における公共施設への太陽光パネルの設置であります。現在、公共施設で太陽光パネルを設置している箇所は、福祉施設の水の郷、図書館のあめんぼセンター、昭代分館、蒲地分館の3館、学校では、平成23年3月に改築された城内小学校の5カ所に設置されております。今年度におきましては、改築される大和中学校に設置をされます。

その他でございますが、足元を照らす照明灯であります。大和町にあります水辺公園、また密集住宅整備事業で設置しましたポケットパークにソーラーを利用した街灯の導入を行っております。

今後、公共施設の建てかえや改修に伴い、太陽光発電システムやLED電球の導入に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

副市長（石橋義浩君）

続きまして、堤防への風力発電の設置についてであります。

議員が提案される小型の風力発電は、費用も比較的安価で、大型の風力発電のデメリットであります広い土地を要すること、風切り音による騒音、低周波の発生などはないものの、現在の技術では1基当たりの発電量が非常に小さいため、活用できる範囲が限定的であります。部分的な照明には有効であります。実用化にはさらなる改良が必要であると思われま

す。

風力発電については技術開発が進んでいるようでございますので、今後、技術の進歩を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、脱原発に向けた柳川市の取り組みでございます。

昨年の東日本大震災による福島原発事故は、日本のみならず、世界のエネルギー政策の転換を促し、安全で持続性のある太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、再生可能エネルギーを一段とクローズアップさせました。我が国においては、昨年8月に再生可能エネルギー特別措置法が制定され、本年7月1日より再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が実施されるなど、再生可能エネルギーの活用を大きく進めようとしております。この

ような状況の中、原発にできるだけ依存しない方向に向かうことは重要であると考えております。

本市においては、国などのエネルギー政策の動向を注意深く見ながら、太陽光発電パネルなどの導入、普及を図るとともに、LED電球などの導入、普及を図り、省エネルギーも進めてまいります。

また、現在、みやま市と共同で設置を検討しております新たなごみ処理施設につきましては、議員御指摘のとおり、エネルギーの有効利用の観点から、廃熱の利用も一つの課題であると考えておりますので、しっかり検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

市長（金子健次君）

私のほうからは残す任期が1年を切った市長として、現在の国会の状況、日本経済の建て直し、ギリシャ危機に端を発したヨーロッパ経済の問題等について、国民のための政治、生活のための政治のありようについて市長の見解をということでございますので、私からお答えさせていただきます。

経済活動のグローバル化や企業の海外進出が進みまして、海外の経済情勢が国内の小都市の地域経済にも影響を及ぼす状況にあるからこそ、国政レベルではしっかりと日本のかじ取りを行ってほしいという気持ちは、私も議員と同じような考えでございます。しかし、たとえどのような状況でも、基礎自治体の私たちは、市民の幸せのために労力を惜しまず働かなければなりません。柳川市が抱える課題は多岐にわたります、そのどれもが重要で、一朝一夕には解決できるものではないことは十分理解をいたしております。

さらに、これから地方分権が進みまして、地方都市は独自の施策を掲げ、人、物、金、つまり、市外から人を呼び込み、地域の産品にお金を使ってもらおうというような地域経済が循環する仕組みをつくらなければ、地方自治体として生き残ることはできないというふうと考えているところでございます。

地方都市がその魅力を発信し、住む人のみならず、訪れる人にも快適で、将来にわたって発展していくまちになるためにも、今、柳川市が抱える課題一つ一つに解決の糸口を見出して、少なくとも、その緒につくことは私はこれまでこの思いを掲げて働いてまいったところでもございます。その結果、幸い、議員の皆様方の御協力も得ながら、一歩ずつではありますが、課題解決の方向に進んでいるものと認識をいたしております。残る1年ほどの任期の中でも、この思いと決意を念頭に頑張るつもりでございます。

以上です。

産業経済部長（古賀廣介君）

三小田議員の消費税が導入された場合の柳川市内の商店、企業に対する影響、もしくは振興方策等についてお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

消費税の導入につきましては、今まさに国会において社会保障と税の一体改革関連法案が審議されております。消費税については、2段階で10%に引き上げる内容で協議が行われ、会期末の6月21日に向けて、消費税法案がどうなっていくのか、国民が今現在、注視している状況であるというふうに思います。

過去において、平成元年に消費税3%が導入され、平成9年に消費税が5%に引き上げられました。その時点におきましても、柳川市内の商店会、企業の皆様にははかり知れない影響があったものだというふうに思います。経営努力をなされ、今日まで商店、企業の経済活動を行ってきていただいております。

議員お尋ねの消費税がさらに増額された場合、柳川市内の商店、企業への影響をお尋ねでございますが、もちろん、市内の商店、企業におかれましては、影響が及ぶことは必至だというふうに考えております。また、同時に、全国民、企業、商店への影響があると考えております。しかしながら、日本の将来を展望した中では、社会保障と税の一体改革も避けては通れない課題だと認識をいたしております。

商店街の振興方策等については、具体的な政策についての御質問をいただいております。

市内には、大きく5つの商店会組織がございます。柳川商店街振興組合、沖端商店会、中島商店会、西鉄通り商店会、三橋商店連合会の皆様がそれぞれのエリアで歴史と特徴を持った商圈域の活動を行っていただいております。この5つの商店街組織が合同し、商店街振興方策を協議する場として、柳川市内商店街と合同組織をつくられ、会議には商工会議所さん、商工会さん、それから柳川市も参加して、今後の振興策の検討を行っているところでございます。

昨年は、市長と商店会代表の皆様との会合も行われてまいりました。商店街の皆様の御意見を直接伺っております。商店会振興策を実施するに当たっては、課題の把握と十分な議論、そして政策の組み立てが必要になるというふうに考えております。商店街の具体的な振興策については、現在、商店街の皆様と協議を進めている段階でございます。

今後、振興策が実施できるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

観光課長（乗富祐治君）

最後の質問でございます。柳川の観光についてということございまして、新幹線開通後の観光客の動向についてお答えをさせていただきます。

九州新幹線全線開業後の動向につきましては、JR九州によりますと、昨年3月12日の開業から1年間の利用者数は博多から熊本で896万人、熊本から鹿児島中央駅で514万人で、前年比でそれぞれ137%、それから165%の大幅な伸びとなっておりますが、九州内列車のつばめの乗車率は27%と低く、筑後船小屋駅の1日当たりの利用者数は700人、JR九州の想定から申しますと、250人ぐらいのマイナスとなっております。

本市の入り込み数でございますけれども、新幹線開業後の平成23年度分については、現在、各施設に照会をしているところでございまして、まだわかっておらないという状況でございます。ただ、開業後に実施したお客様アンケート調査によりますと、新幹線を利用されてお越しになったお客様の割合が15.6%を占めまして、九州外のお客様の割合も32.6%に伸びております。中でも、関東地方11%、近畿地方8.3%、中国地方5.9%の順で、大阪、岡山、山口など、山陽新幹線沿線からのお客様の割合が高まっております。九州外から遠方のお客様の割合が高まり、しかも、初めてのお客様が過半数になるなど、九州新幹線全線開業の影響が及んでいると考えております。

次に、施設利用につきましてですが、平成22年は約115万9,000人のお客様にお越しいただきました。川下り31万5,000人、御花13万4,000人、白秋生家6万5,000人の利用をいただきました。アンケート調査で訪問された目的をお聞きしましたところ、川下りが47.6%、食事が38.8%、祭り、イベントが16.9%と高く、川下りと食事は平成20年度調査から大きく伸びております。特に、九州外のお客様の59.4%、初めてのお客様の60.8%が川下りと答えられておりますので、やはり誘致力が高い資源であると分析をいたしております。

対策についてでございますけれども、マーケットが広がり、遠方から時間とお金をかけて期待して柳川に来られますので、満足度のハードルが高くなるのは必然でございます。また、新幹線開業効果は一時的で、短期的なものではなく、一人でも多くの柳川ファンになっていただき、何度も足を運んでいただく取り組みが不可欠だと思っております。そのためには、二次交通の充実はもちろんのこと、行政や観光に携わる人たちだけでなく、市民や地域の皆様のおもてなしや交流によって、お客様に感動していただける受け入れ態勢を整えることが重要であると考えております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

最後の質問でございますけれども、観光資源の新たな発掘についてということでございます。

議員の御指摘のとおり、一步掘り下げた観光資源の開発が求められております。今、個人観光客が8割を占め、旅行の形態も団体の物見遊山的なものから目の肥えた個人の旅に転換をいたしております。これまではどこへ行こうかだった観光が、そこに行って何をしようかという観光の時代になっているところでございます。各地で地域の人が主体となって、おいでよと声をかけ、観光客を集客し、交流を深める旅の形態、いわゆる着地型観光が進められているのはこういった背景からではないかと思えます。

観光庁においては、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」が進められており、本市におきましても、平成21年3月に策定をいたしました観光振興計画で柳川に暮らす人が主体となって地域資源を活用し、観光客の満足度を高める観光まちづくりを進めることにいたしてお

るところでございます。昨年の柳川市観光まちづくり推進委員会からの提言を受けまして、今年度は地域資源を生かした旅行商品を企画する着地型観光推進事業を進めることとしておるところでございます。この事業では、地域の人づくりや受け入れ態勢づくりから始め、地域の経済波及効果や地域雇用効果を高めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

1 番（三小田一美君）

震災の義援金についてでございますが、9割と、そういうふうにされたと答弁がありましたが、この義援金で本当にそのくらい配分されたのかなと、私は疑問に思っておるわけですね。よくみのもたさんのテレビでもいろいろ放映がありますが、今の課長の御説明と全然違うような気がいたしますが、これは間違いはないですか。

福祉課長（稲又義輝君）

こちらのほうのデータにつきましては、厚生労働省のホームページ、また日本赤十字社のホームページによりまして、その数字については間違いなく9割の方についてはもうお手元に届いているというふうな状況でございます。

以上です。

1 番（三小田一美君）

私は、おたくのほうに1円でも間違わないようにと、そう言っておりましたので、今後また、ずうっとまだ残っておりますので、最後まで一応報告をしていただきたいと、そういうふうに思います。

もう1つ、ちょっとお尋ねしますが、きのうの瓦れきの処理の件についてでございますが、熊井議員のほうから質問がありましたが、受け入れがだめと、そういうことでございますので、よかなら、職員さんの派遣はどんなふうでしょうか。やっぱり福島の方たちは被害に遭われて、非常に職員さんたちも少のうございますので、ちょっと市長のお考えをお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

きのう熊井議員のほうから瓦れきの対応について聞かれて、どうしてもできないということのお話をしておりましてけれども、その中において、できることは何かということで、市町村によっては、瓦れきのできないところについては、そういうところの従事をするような職員の派遣もやっておられますし、今後、何らかの形で支援体制を取り組んでいきたいというふうに考えているところでもございます。

以上です。

1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。この原発の件でございますが、住民の安全に関することですので、十分配慮していただきますようお願いしたいと思います。

それと、次に行きたいと思いますが、柳川の商店街のほうでちょっと御答弁をもらいましたが、課長、そんなに景気よくて、うわあ、なるほどなど、そういう答弁ですか。きのうもシャッターが閉まっておったですもんね。沖端がもう4軒くらい閉まっておるとですよ。だから、何らかの手助けといいますか、そりゃ、本人が努力せんといきませんけど、やっぱり何らかの手助けということは何かありますか。ちょっとお尋ねしますが。

商工振興課長（田中利光君）

手助けといいますか、先ほど部長が申されましたように、やはり行政が施策を打つ上では、各商店街が持っておられます特徴を、やはりそういうことをぴしっと分析をして、そして施策として打ち出す必要があるだろうと。短期的にその施策を打つというふうなことではなくて、やはり十分協議をしながら進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

議員が御指摘のように、柳川市内の商店街につきましても、空き店舗といいますか、そういうのが非常に多くなっているというふうなことは、もう私どもも承知をしております。そういう中で、空き店舗対策事業ということで、これはそこを空き店舗にしておくのではなくて、新たな企業をやりたいというような方たちの利便性を高める事業といたしまして、空き店舗対策事業というものをやっております。これにつきましては、広報とか、それからホームページでもお知らせをしているところでございます。

私どもとしましても、商店街の皆様は厳しい状況でございますけれども、よく話し合いを続けながら、そういう打てる対策は打っていききたいというふうに思っております。

1番（三小田一美君）

ぜひそういうふうにしていただきたいと。商店街もしかりなんですけど、会社も非常に厳しゅうございますので、何かいいアイデアがあったなら、ぜひアドバイスをしていただきたいと、そういうふうに思います。

それと、まだお聞きせやんことのもういっちょありましたので、ちょっと前に戻りますが、玄海町から柳川市までほぼ65キロ程度と思いますが、私の試算では、北西の風が3メートルで約6時間、5メートルで3時間半、10メートルでは1時間50分程度で非常時には放射能を含んだ物質が飛んでくることとなります。

そこで、風速10メートルの北西の風は、平均すれば年間に何日ほど吹いているのか、消防本部の資料 後でよろしゅうございます。これが終わってから、よかなら、資料を下さい。

それと、事が起きてから、県の消防局からの連絡を受け、住民に知らせるとなりますと、2時間はかなりぎりぎりの時間と思いますが、それは後でよろしゅうございます。通告しておらんやったけん、わからんでしょう。済みません。

私は、もうこれで質問を終わりたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 2 時 1 分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、15 番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15 番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15 番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

その前に、金子市長並びにスタッフの皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。第110 回九州市長会、お疲れさまでございました。九州 8 県118市の市長初め、奥様、随行者を含め約400人が出席され、柳川市で開催されたことは市民の一人として大変喜ばしいことでもあります。柳川市の歴史に輝かしい記念すべき 1 ページを残していただきました。ありがとうございました。

さて、私は有明海沿岸道路、次に、水の郷の柳川温泉「南風」、さらには、三橋庁舎議場をミニコンサート場に、最後に、高齢世帯への家庭ごみの出し方に一考をの 4 点を通告いたしております。

あとは自席にて質問いたします。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

15 番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1 項めの有明海沿岸道路についてお伺いいたします。

(1)の当初案で進むのかということですが、その前に確認をさせていただきます。大和南インターチェンジから徳益インターチェンジ間の3.2キロメートルはことしの秋に供用開始されるのかお伺いをいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

大和南インターから徳益インターの自動車専用道路の供用開始の時期でございますが、福岡国道事務所によりますと、矢ヶ部議員が申されますとおり、ことしの秋の供用開始予定でございます。

以上です。

15 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。次に、この有明海沿岸道路は、当初案でいきますと本線はすべて高架ということになっておりましたが、それで間違いないでしょうか。お伺いをいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

当初案では本線はすべて高架だったかという御質問でございますけれども、本線の道路整備はすべて上を走る自動車専用道路として整備される予定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ところが、御存じのように、柳川市側の有明海沿岸道路は、現在ではほとんどが下を通ることになっております。そこで、当初から見ると予定外の信号機をつくるということになりまして、当然その分、余分な税金が要ったということでありまして。さらには、一たん下を通っているのを今度また高架にしたりしよりますから、二度手間、三度手間の工事が現在少しずつ進んでおります。上に行く道路、つまり、高架だったのが下を行ったわけでありまして、下の脇道で小さい道路と交差をする、そういうことで、特に磯鳥あたりでは交通事故等が発生をしている、それに間違いはないでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

道路が下を通ることによって余分な手間やお金がかかったり、交通事故が多発しているということに間違いはないかということにお答えいたします。

現在、大和南インターから徳益インターまで自動車専用道路がこの秋の供用開始を目指して建設されております。有明海沿岸道路全線が完成するまでにはまだ多くの時間を要します。そこで、投資効果を早めるため、本線が完成するまで平地部に一般道路の県道を側道として整備し、大牟田インターから大川中央インターまでの23.8キロを平成21年3月に供用開始してきております。この側道に地域内車両と通過車両が混在していますので、交通量がふえております。また、在来の市道、県道との交差点も数多くありますので、主要交差点においては、交通安全対策といたしまして信号機の設置をいたしております。

議員が申されますように、交通量が増加したことによる事故や交差点がふえたことによる事故が多発いたしておりますので、一日も早い自動車専用道路の全線開通を目指しているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。かてて加えまして、「コンクリートから人へ」のマニフェストを掲げて衆議院選挙で圧勝した新政権が誕生いたしました。政権党の幹部の国会の先生が柳川市にお見えになりまして、有明海沿岸道路を視察されました。地元の有志の声も聞かれました。さらには、金子市長も同行されたと思います。こういうことがあってかどうかわかりませんが、当初の予定からかなりおくれれてしまっておるのが現状であります。当初計画では、柳川市部分は何年度に完成することになっていたのでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

当初の完成予定より遅延しているのではないかとということでございますけれども、この有明海沿岸道路は平成14年から工事に着手し、矢部川大橋建設が1年ほどおくれたものの、平成21年3月に大牟田インターから大和南インターまで供用開始され、順調に建設が進んでおります。ことしの秋には徳益インターまで延伸される予定でございます。残りの徳益インターから柳川西インター間は平成5年度に事業化され、今日に至っております。

当初の計画で柳川市部分が何年度に完成するのかということでございますが、福岡国道事務所によりますと、事業化された時点で何年度完成ということについては対外的には出していないということだそうでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

当初計画案では何年度に完成予定というのはなかったんですかね。どうでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申しましたけれども、内部的にはあるそうでございますけれども、対外的に公表はしていないということだそうでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

内部ではわかっているが、まだ公表をしていないということでございますね。

それでは、柳川市部分はこれからどういうふうに進んでいくのか、また、言われたように、当初案どおりすべて高架ということではありますが、それで間違いないんですか。全部最終的には高架にやると、それまではどういうふうな工事でいくのか、それもあわせてお願いをいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川市部分はこれからどう工事が進んでいくのか、また、当初案どおりすべて自動車専用道路かとの御質問にお答えいたします。

残りの徳益インターから柳川西インター間の工事につきましては、今年度から暫定2車線の橋梁下部工工事に入る予定でございます。また現在、側道を対面交通で使用している塩塚川、沖端川、そして、矢加部の西鉄線路の上の高架部分をセパレート化する工事が進められており、塩塚川高架部分が平成25年度、残りの2カ所が平成26年度に供用開始の予定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、つまり、柳川市の部分は26年度までには当初案のように本線が片側2車線で供用開始されると理解していいでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど申しましたセパレート化につきましては、現在、対面交通で通っております塩塚川、

沖端川、西鉄の線路の上、側道の部分が一つの橋の上を対面で通行しておりますので、それを切り離す工事を現在行っているところでございます。その完成年度が25年と26年ということをお願いしているところで、本線につきましては、その切り離れた間での工事を行うということになりますので、先ほど申しました26年度までには側道のセパレート化ができ上がるということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、今、町矢加部の蒲池部分については、側道は離れていきよるわけですよ。でしょう。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢加部の西鉄の上につきましては、現在、切り離れたところで、今、北側に1本上下線を通っている道路がございますけれども、その南側、切り離れたところに、今度はその上下、対面交通でやっている部分を切り離す工事を現在行っているところでございます。その切り離している真ん中に本線が将来できるということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

重ねて聞きますが、矢加部駅のところですね、線路の上ば行つとところ、今北側を行っておりますその手前に、南側に高架橋が今できよるわけですね。それは何年ぐらいになったらできるんですか。それはわかりませんか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

そちらのほうで、沖端川と同時で平成26年度に切り離れた道路で供用開始をするということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そこで伺いますが、これは前に近藤議員が質問されたと私は記憶しておりますが、町矢加部の信号ですね、県道23号線と交差するところ、これは御存じのように、朝夕のラッシュは相当にひどいものがあります。信号の1回待ち、2回待ちはざらですよ。そういうことで、今、平成26年度には供用開始ということで幾らか安心をいたしました。さらなる国、県への要望を切にお願いいたします。

市長（金子健次君）

町矢加部交差点の渋滞状況については、私も1回、2回、3回待ちということでございます。西鉄電車をまたぐ高架橋の手前まで渋滞していることも承知をいたしております。このことにつきましては、数年前の政権与党の幹部の方が柳川に入られまして現地視察なされたときも、写真を見せて訴えたところでもございます。

ことし1月、有明海沿岸道路が三池港インターチェンジまでの供用を開始されたことによ

りまして、港湾施設が整備したことによりまして、三池港でのコンテナ取り扱い貨物量が過去最高になりまして、平成23年度は前年比で1.8倍も伸びておるといってございまして。そのため、大川方面へ側道を通る大型車もふえ、交通混雑等、環境悪化を招いております。有明海沿岸道路の早期完成は市民の皆さんが安全に安心して通行できる道路環境を整えることとなります。私は有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会での要望活動を今後も引き続き推進することはもちろんのこと、地元選出国會議員や関係機関へ強く要望してまいりたい。またそして、自動車専用道路の早期完成を目指してまいりたいというふうに考えております。以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

この項はこれで最後にしますが、これは答弁は要りません。沖端川の散田側の土手でございますが、高畑のほうから東へ行きます。そうすると有明海沿岸道路、また、それを横切って東へ行きます。すると、なぜかその道路は行きどまりとなっております。これは、有明海沿岸道路が完全に供用開始される暁には、その行きどまりのままになっているのは改善されるのか、それともそのままになるのか、一応宿題として出しておきますから、国交省とかそういうところでひとつ聞いてってください。答弁は要りません。なぜならば、私、通告をしておりますでしたから、そういうことであります。

それでは、同じく(2)の上水道の埋設でございます。

道路ができた場合、それに沿って上水道の埋設工事がなされていると思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。有明海沿岸道路に限ってでいいですから、お答えをお願いいたします。

水道課長（山下智文君）

有明海沿岸道路の上水道配水管の布設状況についてお答えをいたします。

まず、大和地区、大和南インターから徳益地区の208号交差点までにつきましては、旧大和町で使用してありました幹線の配水管が有明海沿岸道路建設に支障となっておりましたので、現在、豊原の野田交差点内の一部の布設がえを残した状態で有明海沿岸道路の両サイドの側道の歩道のほうにすべて布設がえを行っております。

次に、徳益の208号交差点から蒲船津の交差点につきましては、現在、区画整理が実施をされております。したがって、区画整理課と十分協議をしながら、必要な配水管の新設工事を区画整理地内の歩道側のほうに随時行っておるような状況でございます。

次に、蒲船津の交差点から北側につきましては、現在、有明海沿岸道路の両側道の外側の市道に配水管が布設されておまして、その配水管を使って側道沿いの家庭へ水道の供給を行っております。したがって、有明海沿岸道路の側道等には布設をいたしておりません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

この項は最後にしますが、水道が来ていなかったらやっぱり家も建てられないということであります。住みよいまちをつくる基本は当然水でありますから、もし上水道管がまだ埋設をされていない部分については、早急な取り組みをお願いいたします。その辺の見通しはありますかね。どうでしょうか。

水道課長（山下智文君）

一般的に新設道路が建設された折には、配水管が必要であるかどうか、まずそれを判断した上で配水管の必要性を認識したということであるならば、基本的に配水管の布設は実質行っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

言うまでもなく、無駄な埋設は要りませんから、そういうところで対処をお願いしたいと思います。

それでは、次の項に入っていきます。

2番目の水の郷の柳川温泉「南風」についてでございます。

電気ぶろをということで(1)に出しておりますが、平成17年度、つまり、1市2町が合併以降の利用者数を年度別に教えてください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

1市2町合併以降の温泉年間利用者数につきましては、平成17年度は12万7,769人、18年度、12万6,633人、平成19年度、11万5,320人、平成20年度、10万6,046人、平成21年度、10万2,782人、平成22年度、9万9,035人とこれまで減少しておりますが、平成23年度は10万2,902人となり、前年度と比較いたしますと、年間利用者数は約3,800人ふえております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。平成17年、18年は12万6,000人ぐらい、あるいは12万7,000人ぐらいでしたが、その後ちょっと減りました。ところが、平成22年から23年度については3,800人もふえた。大変ありがたいことですが、その辺の原因の分析というのはされておりましたでしょうか。されていなかったらいいなかつたでいいです。

健康づくり課長（高巢雄三君）

利用者が年々減少しておるということでございまして、水の郷といたしましては、利用者増の取り組みといたしまして、ポイントカードの導入やイヨカンぶろの実施、それから大広間での泉流日本舞踏の披露とか、そういったイベントを実施しながら利用者増の対策を講じてきたところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがたいことでございます。さらなる努力をお願いいたします。

ところで、利用者の声、つまりアンケートの中で、電気ぶろをの要望が前からあっているはずと思いますが、それは何年前ぐらいから希望があつとつとでしょうか。よかったらお願いします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

1市2町合併当時から水の郷「南風」も含め、利用者の皆様からアンケートをとっておりますが、平成21年度からのアンケートでは数名の方から、また、平成23年度におきましては口頭で2名の方から要望がございました。

15番（矢ヶ部広巳君）

その声はどう答えられたんでしょうかね。

健康づくり課長（高巢雄三君）

要望への返答につきましては、当時は無記名のアンケートになっていたため、個別には返答いたしておりませんが、口頭で要望のあった2名の方につきましては、温泉利用者の中には心臓に疾患のある方もおられ、そうした方々のもしもの事故等に配慮する必要があり、本市は電気ぶろにつきましては設置していないということや、近隣市町におきましても本市と同じように設置されていないこと等をお話をさせていただいたところであります。

それからまた、現施設の利用空間、スペースの現状のもとでは設置場所の確保が難しいのではないかとということもあわせて説明しておるところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

高血圧とか心臓病、大変それは負担になると思います。それを言われまして、それは電気ぶろは過ぎたる要望かと言われませんが、要するにその声をやっぱり何とかという形で、後から言いますが、お客さんにやっぱり通じていただくように努力をお願いしたいと思うわけであります。

次に、(2)の利用者の声というものはただ聞くだけかと、今の最後のと関連をいたしますが、これはお客さんの正直な生の声でございます。自分は南風に行ってアンケートも何回も書いたと。箱に入れてきました。何の答えもありませんでした。声を聞くだけなら意味はないやないですかということと言われました。こうなったら、せっかくアンケートを入れた人はやっぱりわびしい気持ちになると思いますが、どうでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

何度も書いて箱に入れたけれども、答えがないといった御質問でございました。先ほど申し上げましたアンケートの実施でございますが、利用者層など分析をいたしまして、集客力の向上に役立てて、利用者の皆様方により快適で安全に利用していただくということを第一の目的として実施をいたしております。したがって、アンケートでの要望に対しまして、今まで無記名で実施をしてきたということもございますが、そういったことで回答はい

たしておりませんけれども、今後はお知らせ板等を活用しながらお示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。市民は要望をかなえてもらうということは半分は望んでいないんですよ。それはやっぱり予算等の問題があります。あるいは構造上の問題があります。それで大事なものは、自分の声が果たして届いとるかどうかと、これがやっぱり一番大事じゃないかと思うわけですよ。

そこで、参考にしてもらいたいと思いますが、柳川病院、あそこには要望とそれに対する対応を表にまとめられて掲示をしてあります。参考によかったら見てください。水の郷も、その声をまとめたものを1カ月に一遍、2カ月に一遍、3カ月に一遍でも私はいいと思いますよ、それを表にでもして簡単に箇条書きにして書いて掲示するとか、そうすればお客様の心も幾らか気分がおさまるといいますが、安らくと思いますが、どうでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

市民の生の声が届いているのか、その件につきましては、アンケート結果につきましては月ごとに集計、分析し、施設運営の改善に活用させていただいております。これまでも、利用者アンケートや口頭での要望に対しましては次のことを実施してきたところであります。例示いたしますと、浴場内滑りどめマットの設置、娛樂室への脱臭機の設置、物産公園から水の郷本館に通じる木製橋の改修、また、柳川ホテル跡地の駐車場整備など実施により利便性を図ってまいりました。あわせて、水の郷スタッフの接遇研修の実施等も行い、サービスの充実に努めてきたところでございます。

それから、もう1点、利用者の声をまとめたものを出してはどうかということでございますが、アンケート結果につきましては、寄せられた御意見などをまとめ、館内の掲示板に掲示するなどいたしまして、利用者の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。また、アンケートの結果をもとに逐次スタッフ会議を実施するなどいたしまして、より一層のサービスの向上を図り、入館者がさらにふえるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いをいたします。その項は終わります。

次に、3番目の項でございます。

三橋庁舎議場をミニコンサート場にということであります。

議場と議員控室は現在使われておるのでしょうか。よかったらお願いいたします。

三橋庁舎長（高田 厚君）

お答えいたします。

三橋庁舎内の議場と議員控室の現在の利用状況でございますが、議場につきましては、庁舎内に書庫が不足しておりますので、書類等の保管庫として利用いたしております。また、議員控室につきましては、第8会議室としまして、会議等に利用してあるわけでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。市民への身近な財産の還元の一つとして、議場を100人規模のミニコンサート場に、また、議員控室をラウンジの場として有効活用すべきではと思っておりますが、どうでしょうか。

三橋庁舎長（高田 厚君）

旧議員控室の第8会議室につきましては、現在、三橋庁舎の関係部署の会議室としての利用のほかに、柳川庁舎や大和庁舎におきまして会議室が少ないことから、長期間にわたります調査や業務等で利用する際の会場として利用いたしております。そのために、市民のラウンジというような形での活用はなかなか難しい状況でございます。

また、議場の活用につきましても、現在、議場内に保管しております書類等の保管先を新たに確保する必要も出てきますし、またコンサート会場ということになりますと、休日や夜間等に不特定多数の方が庁舎内に入出入りをするということになりますので、庁舎管理やセキュリティ確保の面ということからも課題があるというふうに考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

私は何もずっとせろということじゃございませんが、年に3回か4回ぐらいでもいいじゃないかと思うわけでございます。議場は構造上からいいましても、執行部席が階段式になるとし、議員席も階段になっている。格好のミニコンサートの会場やなかかと。特にあそこに反響板でも置いてやれば非常に音響効果も抜群じゃないかと思っておりますが、どうでしょうかね。

三橋庁舎長（高田 厚君）

確かに議場は天井も高く、執行部席と議員席が階段式になっております。こういった形になっておりますので、フラットな場合に比べまして臨場感もあって、ミニコンサートの会場としては適したところもあるかとは思いますが、コンサートができるようにするには、どうしても内装、あるいは音響設備等の改修をしなければなりません。また、先ほど申し上げましたように、庁舎内の防犯対策、こういった対策も講じなければならなくなるわけでございます。そういった対策を講じるためには恐らく相当な費用がかかるものと思われまますので、そういった費用対効果等も十分に検討する必要があるかと思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

柳川市は詩聖北原白秋の生誕の地でもあるわけですよ。北原白秋先生の歌による日本の歌

をもっともっと広めていく意味からも、私は決して無駄な投資ではないと思います。今は北原白秋（はくしゅう）を北原白秋（しろあき）と読む人もおるそうですよ。どうでしょうかね。私は重ねて申します。最後になります、この項どうでしょうか。

三橋庁舎長（高田 厚君）

矢ヶ部議員おっしゃいますとおり、北原白秋先生の歌を広めて後世へ歌い継ぐということは、先生の生誕地でもありますこの柳川市にとって非常に大切なことでもあり、これまでも白秋献詩事業や白秋祭、それに白秋聖誕祭、各種音楽祭等、市を挙げてさまざまな取り組みを展開されてきましたし、今後もさらに発展させていかなければならないというふうに考えております。今回の御提言もそういった意味からの御提言であろうと思いますので、十分参考にしながら、施設の有効活用についてあらゆる方面から検討させていただきたいというふうに思います。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。何も新しいやかたを建てなさいと言っておりません。現在ある建物をリニューアルして有効活用すべきではないかと思うわけであります。答弁は要りません。これでこの質問は終わります。

最後になります、4番目の高齢世帯への家庭ごみの出し方に一考をという項に入らせてもらいますが、高齢化が進みまして、認知症と思われる高齢者のひとり暮らし世帯がちらほら見受けられます。きょうは何日か、きょうは何曜日かさえわからず、毎日玄関の前に生ごみを出しておる家庭もあります。また、不燃ごみの瓶と缶をごっちゃにしてしもうて出している人もあります。このような家庭への対策はどうされていますか。お尋ねをいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えをいたします。

高齢者、そして、認知症を含めたひとり暮らし世帯などのごみ出し対策ということで御質問でありますけれども、高齢者対策並びに認知症対策に当たっている福祉課として御対応させていただきます。

高齢者対策等によるごみ出しの部分につきましては、特に対策等はできていないのが現状でございます。現在、こうした対応につきましては、地域の方々の御支援、御協力や、別居されておられる御家族が市内及び近隣市町にいらっしゃる場合には、そうした事情をお話をして対応をお願いするといった方法、また、御本人が介護保険の要介護認定をお受けいただいている場合などは、介護保険のサービスでございますホールヘルパーさんによりまして、ごみ出し等が行われているというふうにお聞きいたしているところでございます。

しかしながら、矢ヶ部議員御指摘のように、高齢者人口の増加に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者世帯、また、高齢者のみの世帯、障害者世帯といった皆様への対策は市としましても重点課題であるとして取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みとしましては、認知症対策では、早期発見、早期保護につなげるための認知症、高齢者等徘徊SOSネットワークの構築や、認知症を正しく理解していただき、地域ぐるみで見守りを行っていただくための認知症サポーターの養成などを行っております。

また、要介護者支援でございますが、災害などが起きた場合に自力で避難できない在宅の高齢者の皆様や障害者の皆様に要介護者として同意をいただき、本人から直接、あるいは民生委員さんを通して登録を行い、要介護者の皆様の把握を行っているところでございます。登録された要介護者の皆様の情報は民生委員さんに提供をいたしまして、日ごろの地域の見守り活動に利用してもらっております。今後はこの情報を行政区長の皆様や地区社協の皆様へも提供し、地域における支援体制の確立を図っているところでございます。こうした体制の中で、ごみ出し等についてのサポート問題につきまして、関係課と今後連携、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、部長おっしゃいましたが、認知症というのは、いきなり認知症になるわけじゃないんですよ。ぼけという言葉は使ってはいけないと思いますけれども、俗に言うまだらぼけといえますかね、子供たちがたまに来る、そのときはぴしゃっとして普通のときはぼけるとか、そういうのがやっぱりかなりあるわけですよ。それで、今近所のネットワークとか社会福祉ですね、そういう関係もそれはいいでしょう。

それと、今部長おっしゃったように、要介護の認定を早く受けてもらう。ところが、要介護、例えば、要支援1を認定をされている人が、その次も認定の結果が来るわけ。そしたら何年間かやっぱり置かやんばいなと普通の人は大概思っとるわけですよ。悪くなったからすぐまた認定していい、そういうことを知らない人が結構いる。いろんな通知は確かに福祉事務所からも出されております、福祉のほうからも出されておりますが、その件のほうの周知も福祉ネットワークとしっかり手を握りながら、今、例えば要支援1を認定もらってても、また悪くなったら申請してよかばんもと、申請することは別に金も要らんし、福祉課のほうに電話すればよかばんもと、そういうふうな啓蒙活動といいますか、その辺が私は不足しているような気がしてなりません、どうでしょうかね。

保健福祉部長（高田淳治君）

議員お話しされましたように、私ども市と市の福祉課といたしましては、これからも周知、それから、そういった方々が安心して地域で住んでいただけますように地域包括ケアシステム、そういった導入もこれから考えていくと。それもあわせて、親切に皆さんに対応していく、わかりやすく対応していきたい、そんなふうな考え方であります。よろしく願います。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしくお願いいたします。きのうの答弁の中で、本市の高齢化率は27%と言われました。全国平均をかなり上回っておるようですが、これからは認知症と思われる高齢者のひとり暮らしはますます私はふえると思います。よりよい御指導がございましたらよろしくお願いいたします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

ごみ収集における高齢者対策という観点からお答えさせていただきます。

本市の家庭から排出されます廃棄物の収集につきましては、可燃ごみと資源ごみが戸別収集を基本といたしまして、可燃ごみは週2回、資源ごみはプラスチック製容器包装が月2回、ペットボトルや新聞紙等が月1回、不燃物につきましては拠点収集にて、缶、金属類と瓶、ガラス瓶に分けて月1回ずつ収集しております。可燃ごみと資源ごみは基本的に戸別収集で行っておりますが、道路が狭隘で収集車が通行できない場合や収集ルートから相当離れた一軒家など、状況によっては収集ルート上の定められた収集場所まで持ち出していただいております。また、道路拡幅等で狭隘な道路が改良された場合や、地元から収集ルートの改善の要望があった場合は、その都度、現地の状況調査をいたしまして、安全に収集が可能な場合は収集ルートの追加または変更を行いまして、なるべく自宅の近くで収集するよう努めております。

現在、高齢化や核家族化が進んでおりますことから、高齢の方や障害のある方の世帯でごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯をサポートいたしまして、日常の負担を軽減することで在宅生活を支援していくことはこれからの大きな課題と認識しております。

ごみ収集の立場から申し上げますと、時間と1日の収集区域の関係から、一定のルートでの収集はやむを得ないことではございますが、できる限り家の近くまで収集に回りたいと考えております。今後、関係課と連携いたしまして、ごみ出しのサポートが必要な世帯がどのくらいおられるのかを調査、把握することとあわせまして、全国的な課題でもありますので、先進事例を調査研究したいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

最後にします。要望ですから答えは要りません。ごみの出し方とか、そういう保存版を市から送っています。それを見ると、それは確かに詳しくよく書いてあります。それはまともな人が見るからであって、こういうふうな家庭はとてもしゃないが、大きい字でやっぱり書いてもらって、例えば、生ごみは水曜日と土曜日だとか、缶は第1金曜日、瓶は第3金曜日、新聞は第1日曜日、そういうのを書いたポスター、少し字の大きい、そういうものでいかなら、例えば、プラスチックはどうだとか、とてもしゃないが、そういうことは私は到底無理だろうと思いますから、今そういう家庭がどれくらいあるか調査をしてみるということであ

りますから、調査をして、そういう家庭にはそういうシンプルな大きいポスターを配ってみると、そういうことをよかったら参考にしてもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時50分 休憩

午後 3 時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、2 番荒巻英樹議員の発言を許します。

2 番（荒巻英樹君）（登壇）

2 番荒巻英樹でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

さて、御存じの方も多いかと思いますが、一昨日の日曜日に、山門高校創立100周年記念事業として福島県立浪江高校の野球部を招いての招待試合が行われました。

浪江高校は福島第一原発のある大熊町の隣の隣にございまして、現在は、遠く離れた本宮市というところで学校を間借りして授業、生活をなさっているということです。残念ながら土曜日は雨で試合ができず、合同練習をなさったということです。選手の皆さんは山門高校野球部の選手のお宅にホームステイをなさって、そして、翌日は天気に恵まれましたので試合が開催されておりました。

浪江高校野球部の皆さんは、部員も離れ離れになって、現在、部員 9 名と女性のマネジャーがお一人ということですがけれども、逆境をばねにして元気いっぱいプレーなさる姿に、こちらが元気をたくさんもらうことができました。彼らは大変厳しい状況だと思えますけれども、私どもは本当に普通に生活をできている状況でございますので、彼らに負けないように頑張っていかなきゃいけないと改めて思ったところでございます。

当日のいろんな事業、御尽力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

本市合併後、7 年間で人口が5,000人近く減少をしておりますが、抜本的な対策が必要ではないでしょうか。

合併して既に 8 年目を迎えておりまして、ある程度の予測はできていたはずですが、事前の予測を上回るスピードで人口が減少していることは大きな問題であります。残念ながら、合併後 7 年間の取り組みは結果を伴ったとは言えない状況かと思えます。もちろん人口の減

少は合併後に始まったわけではございませんが、いま一度、この原因を精査して早急に手だてを講じるべきであります。子や孫の世代への負担を少しでもなくすことが我々に課された義務であります。

具体的に、合併直後の平成17年3月末日で7万6,124人だった人口は、7年後のとし3月末で7万1,278人と、4,846人、率にして約6.4%も減少しております。

そこでお伺いいたします。これまでの人口減少の要因をどのように分析なさっておりますでしょうか。また、今後の具体的な施策はいかがでしょうか。

再質問及び他の質問は自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

人口は、住民基本台帳の登録者数で比較いたしますと、今荒巻議員が言われました合併直後の平成17年3月末が7万6,124人です。住民基本台帳で申しますと、今、若干議員の数字と違いますけど、平成24年3月で7万1,181人となっております、4,943人、約5,000人の人口減少となっております。

人口が減る要因といたしましては、市外への転出者が市内への転入者を上回ります社会減と、死亡者の数が出生者の数を上回る自然減の2つがあるかと思えます。

本市の状況を見ますと、合併後からことしままで、社会減で申しますと平均約270人、自然減で平均約430人と減少が続いております、毎年約700人前後の人口減少が続いております。しかし、これまでは毎年、社会減のほうが自然減を上回っておりますが、平成19年度を境に社会減は徐々に減ってきておまして、昨年度は自然減のほうが社会減を上回っております。今後、少子化と高齢者人口の増加によりまして自然減の増加は続くものと考えておりますが、社会減にある程度の歯どめがかかっておることは一定の評価ができるかと考えております。

しかし、人口をふやしている県内のほかの自治体の人口構成を比較してみますと、本市では少ない15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産人口の割合が多いことから、定住化の促進に向けて取り組みを強化していかなければならないと考えております。

次に、今後の具体的な施策はということで、ちょっと長くなりますけどお答えいたします。

人口減少に歯どめをかけまして定住人口をふやすためには、人口を市外に流出させず市外から人を呼び込む社会減対策と、もう1つ、安心して子供を産み育てる環境を整え出生者数をふやす自然減対策の両面から考える必要があると考えております。

これまでも何回か答弁しておりますけど、本市では、平成21年12月に柳川暮らしアクションプランを策定しまして、快適な暮らしと水郷情緒が楽しめるまちをテーマに、定住人口の増加に向けた事業を施策ごとに整理しまして、その事業を実施しております。

近年、新たに取り組みました事業についてお答えいたします。

子育て支援の目的で、平成23年1月に、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンなどの無

償化を行っております。8月には、ファミリーサポートセンターを開設いたしております。

情報発信機能の充実の面では、平成22年7月に、結婚サポートセンター「なかだっつぁん」を大和公民館に開設しまして、ことしの4月からは、みやま市、大牟田市の3市で共同運営を行っております。

また、ことし1月に空き家バンク制度に着手しまして、4月には定住サポートセンターを企画課内に併設をいたしております。インターネット等を活用した情報の発信とあわせまして、新規事業で3つ新規事業をやっております。マイホーム取得支援制度、新婚世帯家賃支援制度、空き家バンク改修支援制度等の3事業を新設し、若い世代の市外への人口の転出を防止しまして、積極的に転入を促しております。

このほか、住環境の整備の面からは、改築しました中山団地に子育て世代枠を25戸設けております。さらには、西鉄柳川駅東の土地区画整理事業も進んでおりまして、徐々にではありますが集合住宅等の立地も見られております。

これまで何回か答弁をしておりますけど、人口減少に対します即応性のある特効薬はございませんので、アクションプランで掲げております事業を着実に推進していかなければならないと考えております。

今後は、雇用の場の確保から企業誘致等もいろいろありますけど、なかなか厳しい状況でありますけど、大規模な生産施設の誘致ではなく、SOHOといいまして、これはスモールオフィス・ホームオフィスと呼ばれるものの略でございますが、自宅や小規模な施設でインターネット等を活用しまして仕事ができる企業の誘致等も進めてまいりたいと考えております。

また、今年度と来年度の2カ年事業でございますけど、旧大和町及び旧三橋町の一部の地域で光通信網が整備されていない地域がございましたので、全域を2カ年にわたりまして整備しまして、市内全域、光通信網が使えるようになっていきますので、それによりまして企業立地の呼び水になることを期待しております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

私がお話しした数字とちょっと違っていたみたいですが、一応私のほうは福岡県のホームページの中にございます住民基本台帳月報の数値を用いております。そして、きょうこの後も県内の他市との比較にも触れさせていただきましても、すべて統一したデータということで、ですから、先ほどのことし3月末日の情報がどっちが正しい、正しくないという話じゃなくて、一応県のホームページのデータをもとにお話をさせていただくということを御了承いただければと思います。

それで、まず確認なんですけれども、この7年間で　これ7年間というのは、本市の合併直後から今までということで、本市の都合に合わせて見ている数値なんですけれども、県

内で政令指定都市も含めた28市ございますけれども、一番人口の増加率が大きいのは、やはり福岡市で106.45%という数値になっております。残念ながら私ども柳川市は 私は6.4%の減と申し上げました。ですから、7年前と比較すれば93.6%という数値になっておるかと思えます。

それで、ちなみに県内28市で、この7年間の 柳川市の後に合併をなされた自治体もございまして、現状の形に即して、ですから、みやま市さんは私どもより遅いですけど、7年前の山川町、瀬高町、高田町の合計という形で統計を出してみましたけれども、人口の増加率といえますか増減率、28市の中で28市中21位なんですね。21位ということは下から8番目。やはり福岡都市圏がふえているというのは事実ですが、近隣でも筑後市は101.75%ということで、福岡都市圏でも春日市 春日市というのは多分家を建てるスペースがないんじゃないかなと思えますけれども、春日市よりもふえております。そして、市じゃありませんが、町としての大木町さんも100.5%ということで、微増ではふえております。

ですから、柳川市と比較して大木町、筑後市と環境が大きく違うようには私は感じられないんですが、その辺、大木町、筑後市が伸びて柳川市が現状このように減っているということ、その辺の見解についてお尋ねいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

近隣の筑後市、大木町が増加していることの要因というようなことだと思いますけど、平成22年の国勢調査によりますと、県内の福岡市以南の市町のうち、これ若干数字が議員の数字と違うかもしれませんが、今言われました筑後市が、国勢調査で申しますと1.4%で668人ふえております。大木町につきましては0.5%で68人、それぞれ人口がふえております。

国勢調査の結果をもう少し細かく見ていきますと、両市町に共通するものは、本市に比べ、生産年齢人口、これは先ほど申しましたが、15歳から64歳と、幼年人口、これも先ほど言いましたけど0歳から14歳ですね、これが多いということでございます。

本市の人口に占めます生産年齢人口と幼年人口の割合につきましては、生産年齢人口は本市では57.7%、幼年人口は12.3%になっておりまして、筑後市が61.8%、15.2%、大木町につきましては生産年齢人口が62.2%と15.7%となっております。柳川市よりもそれぞれ生産年齢人口と幼年人口が多くなっております。現在の社会を支える現役世代と次代を担う世代が多いということかと思われれます。これを見ますと、本市は生産年齢人口の中でも子供を産み育てる世代と言われます20代から30代の人口が少ないために、幼年人口もそれによって少なくなっていることが考えられます。

両市町が本市よりもいいんじゃないかというような要因は、まず地理的に久留米市とかに近いということが共通しております。それと、個別には、大木町はよく言われますけど、子育てにいいというようなことで、保育料が安いみたいです。それと、家賃が安くて町内には大型の商業施設もあることが、住む場所として環境が整っている印象があります。

また、筑後市につきましては、これまでのまちづくりの中で、工業団地の整備によりまして就業の場が多いように思われます。それと、高速道路のインターチェンジ、それに新幹線の駅なども開通しておりまして、交通インフラの整備も整っているという印象があります。

本市におきましても、定住促進に向けたさまざまな情報を提供しまして、筑後市とか大木町と比べても遜色がないような住みやすいまちであることをこれからアピールしまして、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

大木町は保育料とか家賃、子育てがしやすいということですね。それと、筑後市は工業団地とか新幹線とかおっしゃいました。工業団地とか、その辺はなかなか一長一短にいかない部分はあるかと思いますが、子育てがしやすいというのはソフト面ですから、本市でやろうと思えばやれることですので、やはり実績を残した自治体には学ぶべき、まねるべき何か最近聞きましたけど、「学ぶ」というのも、語源は「まねぶ」からというのを新聞で見ましたけれども、ぜひそういった他市の参考になる事例はどんどんまねて、学んで、取り入れていただきたいと思います。

ただ、久留米市に近いというのは、それが理由になるかどうかは私はちょっとどうかなと思いますけれども、ぜひそういった、もちろん筑後市も大木町も今後はやがて減少に入っていくかと思えますけれども、これから現実的な問題は、ふやすんじゃなくて人口の減り方をいかに遅くするかということになるかと思えますので、ぜひいろんな施策を取り組んでいただきたいと思います。

それで、先ほども雇用の場の確保が課題という御意見もございました。それで、今回改めて第1次柳川市総合計画を読ませていただきました。

その中の146ページ、147ページに本市にあります工業事業所数の推移というのがございまして、このデータでは、従業員4名以上の企業で一番大きいのが刻み300人以上ということで、この企業は皆さん御存じのとおり旧NECルネサス社さんだと思われませんが、平成9年には278の事業所で5,352名従業員の方がいらっしゃったんですね。それが、このデータでは平成15年までしかありませんけど、事業所数が6年間で278から220に、58事業所が減っております。そして、従業員数が5,352から4,025ということで減っておりますけれども、この事業所数と従業者数の最新の数についてお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

議員が御質問の点につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

146ページということでしたので、「従業者規模別工業事業所数の推移」というところで平成22年の数値が出ております。これにつきましては、事業所数で171ということになっております。平成22年で171。それから、従業者数で3,496、平成22年で3,496という

ことになっておるようでございます。

2番（荒巻英樹君）

繰り返しになりますが、平成9年に従業員4名以上の事業所が278本市にありました。平成15年では220に減りました。平成22年ではさらに減って171になったということですね。従業員の方も同じように5,352名から4,025名、そして、3,496名ということで、事業所、従業者数ともかなり減って 激減という表現を使っても問題ないかと思いますが、そのような状況となっております。

それとあわせて、もう1つお尋ねします。

先ほどルネサス社のことを触れましたけれども、それと、けさ午前中、佐々木議員のほうからもありました。私の校区ですから一番身近なところにあります。昭代のある企業が八女市のほうに残念ながら移転なさいました。そして、それも含めて本市から市外へこの7年間で転出した企業が何社で、何名ぐらい従業員がいらっしまったかということをお尋ねします。

商工振興課長（田中利光君）

合併後の企業流出が何社で何名ぐらいかとお尋ねでございますが、商工振興課で把握している内容を総数でお答えさせていただきます。

平成22年11月以降で3社の従業員総数が約400名程度、その中に、市内の従業員数が約190名程度というふうになっておるようでございます。

2番（荒巻英樹君）

ちょっと確認させていただきます。平成22年11月とおっしゃったかと思うんですが、一応、合併後、平成17年3月以降で本市から出られた企業をお伺いしておりますが。

商工振興課長（田中利光君）

申しわけありません。平成17年から 私どもが把握しておりますのが平成22年11月から企業が出られた分を調査いたしております。合併から22年まで企業流出がなかったかといえば、はっきりとお答えすることはできませんので、把握できる平成22年からの情報ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

2番（荒巻英樹君）

わかりました。3社で従業員の方が400名程度で190名というのは、そのうち本市在住の方が190名という理解でよろしいんですか ありがとうございます。

それでは逆に、これもできれば平成17年3月21日以降で、本市に新たに進出されてきた企業等がどれぐらいあって、従業員の方がどれぐらいかというのを伺います。

商工振興課長（田中利光君）

先ほどのお尋ねと重複するわけでございますけれども、申しわけございませんが、私どもが把握している分でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

進出企業につきましては、大規模小売店舗立地法というのがございまして、1,000平米以上の新しく店舗を建設される場合には届け出が必要になっております。その届け出があつております店舗につきましては、5店舗、従業員数が約90名というふうになっております。

また、柳川市では企業立地等促進条例の奨励措置の適用を行っております。企業は、株式会社コスモプロジェクト、有限会社柳川商事、株式会社ファインテック社の3社で、従業員総数は229名程度、新規雇用者が31名ということとなっております。

2番（荒巻英樹君）

まず、最初5店舗90名と御答弁いただきましたが、もちろん具体的なお名前は結構ですが、じゃ、新しく来たのがその5つ全部小売店、そういったことですね。

それと、後で企業立地のことをおっしゃいました3社。済みません、最後の2社はわかりませんが、最初の1社は、これは外部からお見えですか、それとも、もともと市内の企業が、それだけ確認させてください。

商工振興課長（田中利光君）

最初申しましたコスモプロジェクトの分につきましては、規模拡張で市内の企業だというふうに思っております。平成19年においでいただいておりますので、その確認については、私のほうでぴしっとそれを今申し上げることはできません、申しわけございません。

2番（荒巻英樹君）

それでは、純粋に市外から進出されてきた企業等という表現をしますが、小売店の5店舗ということで理解させていただきます。

それで、ちょっと戻りますけれども、この市内の事業所数と従業者数の推移で、市長どのように思われますか。先ほど数値メモられていますかね。

市長（金子健次君）

荒巻議員のほうから数値を聞きまして、非常に下降しているなというふうに思っています。それとあわせて、大木町や筑後市の状況も伺っておりますし、どこにどういう形で人口減に歯どめがかかっているということで、今、課長のほうが申しあげましたように、もう一個突っ込んで分析したほうがいいかなというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

八女市のほうにお出になられた企業ですね、従業員の方はそのまま継続して雇用されておりますけど、ですから、現在は柳川市の方が多いと聞いております。四、五十分かけて、今、八女市の工業団地のほうに行かれておりますが、ただ、従業員の方にお聞きしましたら、今はこういう状況だけれども、今後の新規採用においては、やはりどうしても地元を中心にならざるを得ないだろう。ですから、今までは柳川市を中心に採用していただいたけれども、今後はそういったことも少なくなっていくということなんですね。

そして、ここ、やはり最初は柳川市で移転先を探されてという時点では、前市長のころでしたけれども、結果的には柳川市を出られました。やはり隣の大川市にもお見えになっていたとはお聞きしていますし、もちろん八女市にも本当に何度も何度も足を運ばれていたということをお聞きしておりますので、今市長おっしゃいましたけれども、分析ももちろん必要ですけれども、やはり足を運ばないと始まりませんので、ぜひトップセールスですよ。

ですから、企業支援相談員の方のお話も聞いておりますけれども、やはり課長が行って、部長が行って、市長がぜひいろんな情報等 企業支援相談員の方はもちろん情報をとるのはやっていただきたいんですけれども、やはりセールスに関しては課長、部長、市長ということでぜひお願いしたいと思います。残り10カ月 10カ月しかないのか10カ月あるのか、それはとり方でしょうけれども、企業誘致に関して、この総合計画にも、73ページに企業誘致を行うというのは明確に書かれてあるんですね。その点で、改めて市長いかがでしょうか。トップセールスに関して、以前お聞きしましたけど、改めてお伺いします。

市長（金子健次君）

今回、4月から私の隣におります石橋副市長は、こちら柳川市においでいただきました。石橋氏におかれましては、福岡県の総合政策課からでございます、いろんな形でそういう企業誘致の関係についても随分詳しい方でございます。

それで、いろんな空き地等も、転出をしましたポリマーさんの分の空き地の問題も含めて、そういう情報の提供を福岡県とも話をしながら、また、知事にもお話をしながら、そういうことを県南のほうに何とか誘致をしていただけないかという話を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

とにかく市長が足をぜひ運んでいただくように切にお願いいたしまして、先ほども言いましたけれども、とにかく人口の減少をいかに遅くするかということでぜひ御尽力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、児童・生徒の安全対策はということでお伺いいたします。

これに関しましては、きのう3名の方が質問をされておりますので、総括質問に関してはほとんど重なりますので省略をいたします。一応通告していたことを確認だけはさせていただきますが、1つが、通学路における危険な場所の点検状況とその対応は。2つ目が、危険な場所や不審者対策などの危険箇所マップ 要は安全マップですね は学校のほうで作成されているのか、それを教育委員会としてはどう活用されているのか。それから3点目が、学校、PTA、警察などの関係機関との連携状況はということをお知らせしていただきましたけれども、これに関しましては省略をいたします。

ただ1点だけ、きのうは交通事故等が中心でありましたけれども、不審者対策とかで何か

なさっていることがあれば、1つそれを確認させてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

先ほど荒巻議員から言われましたように、学校のほうでは学校安全マップというものをつくっております。この中には、先ほど来の通学路の関係とあわせまして、不審者対応といたしまして、各小学校では「110番の家」というものを安全マップの中に落として、何かあった際にはそういうところに逃げ込んでくださいということで各学校で指導を行っているというふうに聞いております。

2番（荒巻英樹君）

私の地元の校区でも、もちろん安全マップつくられておりまして、平面図に人通りが少ない、家が少ない、暗い、車の陰、草や木で見通しが悪いということで、その箇所に赤いシールを張りつけるという形でなさっておるみたいですが、それで、校長先生のほうも校長先生は大牟田から通っていらっしゃるんですけども、やはり今度、夏休み時間がとれるときには全部ゆっくり回ってみたいということをおっしゃってありましたし、ただ、大牟田の方からの視点で言うと、やはり柳川の学校だからクリークが多いと。ですから、普通、大牟田とかだったら道路 道路だけというか、道路が中心になるところも、もちろん柳川だって道路が中心になるとは思いますが、さらにクリークもやはり気をつけなきゃいけないということをおっしゃってありましたので、その点では余計いろんな手間暇かかるかと思えますけれども、子供の安全に向けて、ぜひ御尽力いただきたいと思えます。

それで、総括の予定していた分に関しては以上ですが、以前、御質問させていただいた件等も含めて二、三確認をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、昨年の3月議会で、昭代間の交差点で、交差点だけでも1カ所だけが横断歩道がなく、その関係で、子供たちが歩道のないところ、交差点内ですね、自動車販売店の隣接してというか、とにかく車道を歩いて通学しているということを指摘させていただきました。その後、新しい横断歩道と歩行者用信号を設置していただきまして、それに関しましては、安全安心課含め、関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

そこで、先月、朝夕状況を確認したんですが、やはり従来の習慣なのか、子供たちは依然、従来と変わらない道路 道路というか交差点内の危険なところを通学してありましたけれども、その点に関して、やはり学校なり保護者なりで指導が必要じゃないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

こちらの交差点につきましては、学校のほうでも、この交差点を通る児童の人数や通学経

路の把握を行っておられます。いかに児童を誘導するかの検討がなされておるわけですが、今回、6月のPTAの役員会に諮った後に保護者に通知を出し、児童への指導を行っていきたいというふうに学校のほうから回答をいただいております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

私も今後気をつけたいと思いますけれども、教育委員会としてもぜひその辺確認していただきたいし、これに関しては、北川教育長のほうからも気をつけていただいておりますことをお礼申し上げたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、今度は、同じ昭代ですが、行政区では浜武行政区なんですけど、以前、古賀の派出所というのがございました。こちらのほうから言いますと、柳川高校の前を通過してずっと行って、有明橋を渡ってしばらく行ったところの最初の点滅信号なんですけれども、こちらから行く分が、いわゆる東西の通りが黄色の点滅信号、南北の通りが赤の点滅信号なんですけれども、南から上ってきた小学生児童は点滅信号、車でいえば赤の点滅信号の部分を横断して、歩道が道路の北側にありますので車道を渡らなきゃいけないんですけれども、朝は、やはり通勤の方が時速30キロのところを30キロ以下で行っている方はほとんど見受けられない状況です。あわせて、今度は下校時なんですけれども、横断歩道を渡る際には、ちょうど手前の児童が渡る直前のところに電柱がありまして、お互い車から児童、児童から車がちょっと死角になったりということがございますので、何らかの対応が今後必要ではないかなと感じておるところですが、いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうからお答えをさせていただきます。

議員御質問の箇所の道路は、県道の大牟田川副線であります。有明橋から昭代第二小学校の方向に、時速制限でございますけれども、約300メートルは時速40キロでございます。それから先、小学校のほうへは時速30キロの制限となっております。

私も現地見ておりますけれども、確かに議員の申されるとおり、スピードを出す車も多いか感じております。現在は点滅信号とか、路面標示の「止まれ」、それから「横断歩道あり」というような標示もございますけれども、さらに注意喚起を行うために、こちらは県道でございますので、道路管理者である県土整備事務所柳川支所のほうへ方策を検討いただくようお願いしたいと考えております。また、柳川警察署のほうにも現状をお話ししまして、検討をしていただくようお願いしてまいります。

それからもう1点、済みません。

横断歩道のそばにある電柱のことです。こちらも見えています。この横断歩道のところで、歩行者の立つ位置によります。電柱の近くに立てば死角となりますので、見えにくいということもございます。それで、一歩でもずらしていただければ見える状況に

なりますので、小学校のほうにも児童への御指導をお願いしてまいりたいと考えております。それから、県土整備事務所のほうにもお話をしまして、移設が可能であればお願いをしていきたいと思えます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

やはり、なかなかすぐにはできない部分、すぐにできる部分、いろいろあるかと思えますけれども、まず子供たちにはきっちりと安全指導が必要ですし、なおかつ、やはり車が制限速度30キロを守れば事故も防ぎやすくなるかと思えます。

それで、これに限らずなんですけれども、逆にドライバーに対してそういった啓発行為、交通ルールを守ってもらう、そういった対応というのは、今、本市のほうでどのようなことがなされておりますでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

ドライバーに関しましては、警察署のほうの御指導とか、そういうことがやはり中心になってきます。私どものほうは、やはり子供たちへの交通安全教育、高齢者への交通安全教育、自転車運転の交通安全教育というのは中心的にやっております。しかしながら、運動キャンペーンというのを年間を通じてやっておりますし、交通安全指導員さんには定期的に街頭に立っていただきまして、そういう交通要所での子供たちの横断誘導を兼ねましてドライバーへの指導をしておるわけございまして、ドライバーへのこういう制限速度を守るということにつきましては、やはり警察署のほうにも状況をお話をしまして、指導ないしは取り締まりを行っていただくというようなこともお話をしていかなんといかなんと思っております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

やはりことしの4月以降、京都府の亀山市、千葉県の館山市等で痛ましい事故が起こっております。ですから、その関係で今、西日本新聞でも社説にも出ておりましたし、いろいろと本当にいい機会というか、だと思えますので、広報面でも、ぜひ市のほうでも市民の皆さんに安全運転の啓発行為をなさっていただきたいと思えます。

次ですが、きのうの梅崎和弘議員から、昭代第一小学校から間交差点までの通学路、路側帯のカラー舗装のことで、建設課長のほうからは前向きな御答弁だったかと思えますが、カラー舗装がちなみに1メートル当たり5千円で、安全安心課長からは、ガードレールが1メートル当たり15千円、ガードパイプで10千円という答弁を聞いておりますが、昭代第一小学校から間の交差点まで約1.1キロ、実は全部が全部狭いところばかりじゃございませぬ。幅員が十分なところもございませぬ。要はガードレールの設置が可能なところもございませぬので、ですから、一度にということじゃなくて、可能なところからぜひカラー舗装 カラー舗装、もちろん視覚的に訴えますから本当に効果もあると思えますが、どうしても車を防ぐこと

はできませんので、ガードレールの設置が可能なところに関してはぜひガードレールの設置を検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

昨日も白谷議員から御質問を受けたところでございますけれども、ガードレールの道路への設置につきましては、道路法とかそういうふうな法令で、路側帯の幅員、それから車道の幅員ということで規定がございます。そういう規定に従うということと、それと、やっぱり十分な幅員がないと、ガードレールの設置によって車の往来、それから、歩道部分での往来に支障を来します。例えば対向車同士の離合の場合、そういうときは路側帯の中に入って離合をしていますし、ガードレールを路側帯に設けた場合には、十分にとらないと、例えば車いすの方がそこへ行かれる場合にも十分な路側帯の幅員が必要であるということで、現場現場で柳川警察署の御指導並びに本市の関係課と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

もちろんお住まいの方にとってもいろいろと不都合を来すことがあるかもしれませんが、総合的に判断して、可能なところはぜひ取り組んでいただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

それからもう1点、学校教育課長のほうにお尋ねですが、通学時間帯に進入禁止などの規制、時間帯によって規制を行っているというのはございますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

規制の数になりますが、市内小学校、中学校合わせて25校ありますが、6校区で通学時間帯による規制を行ってあるところでは、例えば、蒲池小学校、中学校、こちらの東側水路沿いの道路が時間帯によって制限されております。あわせまして、藤吉小学校、三橋中学校、これが国道443号線の北側になります。いわゆる前の旧道になりますが、下百町から三橋中学校前の交差点まで、あわせて三橋中学校のほうではベスト電器の南側の堤防、こちらあたりにも規制がなされております。あとは矢加部小学校、こちらの学校の南側の水路沿いの道路、あわせまして、城内小学校の堀の北側になりますが、そちらの道路あたりが規制を設けてあるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

実際規制をすれば、その分ほかのところにも車が回るということで、トータルの通行量は変わらないということになるかもしれませんが、そこはやはり児童・生徒の安全が最優先ということで、先ほどの啓発行為ということでも触れましたが、ぜひドライバー側が気をつけなきゃいけないと思います。

ただ、先ほどおっしゃっていただいた国道443号線の北側の旧道、それと、ベスト電器柳川店 今古賀の交差点の南側、塩塚川の堤防沿いですね。残念ながら、やはり車両進入禁止時間帯の車両の通行が見受けられるというお話もお聞きしておりますので、ぜひ関係の方々とお話させていただきたいと思っております。

それで、最後になりますけど、そういう点も含めまして、きのう白谷議員からも教育委員会のほうでもぜひ現場を確認させていただきたいということで、答弁は求められませんでしたけれども、私のほうからその辺に関して教育委員会として現場の確認をお願いしたいんですが、その点も答弁をお願いできればと思っております。

学校教育課長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

確かに先ほどの交通規制、申し上げましたが、きのう白谷議員の緊急性の中にも、実際交通規制がかかっているのに入ってきている車があると、そういう御指摘もあっております。それで、学校から上がってきましたいろんな危険箇所につきましては、一度学校教育課のほうで精査をさせていただきまして、安全安心課、建設課、まちづくり課あたりと協議をさせていただきまして、順位づけがもしできるならそういう形でつけて、今後、実施に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

2番（荒巻英樹君）

去年1年間ですか、児童・生徒の事故が1件だったということをお聞きして、報告を受けておりましたけれども、ぜひこれが常にゼロになるように御尽力をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

最後ですが、ことしの3月から4月に行われました「明・朱舜水書信展」の成果と課題はということをお尋ねしております。

現地のほうには、議会側からも古賀議長、高田教育民生常任委員長お行きになりましたけれども、金子市長、北川教育長お行きでございますので、お二人現地で感じたこと、きのうも御答弁いただいておりますけど、改めて現地で感じたことをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

それでは、きのうも高田議員の御質問に答えて、重複する部分があるかと思っておりますけれども、お答えしたいと思います。

今回の書信展では、朱舜水と安東省菴が交わりました手紙など展示物を見学するというところで、多くの方は非常に上海側のほうが熱心で、その姿を見ておられますと、中国・上海の人々にとって朱舜水がいかに偉大な郷土の誇りであったかということが実感できました。出して1カ月間で7,000人ということで、私は、想像以上の数字が程十髪芸術館においていただいたというふうに思っております。

また、現地での歓迎会では、地元に残っていない朱舜水に関する貴重な資料を柳川市が持

ってきてくれたという思いからでしょう、それは熱烈な歓迎ぶりだったというふうに思っております。

そのような中国の偉人朱舜水を自分の少ない給料の中から半分を出して経済的に支援をしたという柳川の儒学者安東省菴を、きのうも申し上げましたけど、私は改めて誇りであるというふうに、これからもさらに顕彰していかなければならないというふうに思っております。

開幕式では、議会を代表して古賀議長と高田委員長にも御出席をいただき、さらに北川教育長、私もはっぴを着ました。その中には「水郷柳川」ということで、非常に向こうの現地の人たちも、そのはっぴが珍しいか何か知らないけど、結構写真を撮っていただきまして、一緒に写真を撮ってくれというふうな形で歓迎をされたところでございます。

今回の書信展は、互いの祖先が紡いだ美談が今日まで語り継がれて、このように実を結んだところでございます。これは長年、柳川で安東省菴の顕彰を続けてこられました安東省菴顕彰会の立花民雄会長初め関係者の活動と、仲介の労をとっていただきました上海市名誉市民の北九州在住の師村妙石先生の多大なる御尽力のたまものというふうに思っております。

私がもう1つ感じたことは、松江区の歓迎と同時に、松江区が私が思っていたより著しい発展をしているというふうなことと、その一方で、歴史や文化を非常に大事にされていると、中国側のことを肌で感じたところでもございます。今後の柳川市のまちづくりに大いに参考になろうというふうに思っております。

また、松江区とは、今後も文化、観光、経済などいろんな交流を深めていきたいというふうに、きのうも出ましたけれども、子供たちの交流も含めてこれから検討したらどうだろうかという御提言もいただきました。一過性ではなくて、今後これを機に、中国、そしてまた、上海の松江区を中心に、やっぱり全土に広がっていくような形がとれればいいかなというふうに思っております。

以上です。

教育長（北川 満君）

記念式典で現地へ行って感じたことということでございますけれども、私も、市長、議長、それから高田委員長様、御一緒に同道させていただいています。大変勉強になりました。

まず、福岡空港からでございますが、東シナ海を一飛びしまして、およそ1時間半ぐらいで上海空港に着きまして、まず驚いたのは、そういった上海空港の敷地の広さ、それから、上から眺める揚子江、ああ大きいなという、そのスケールの大きさにびっくりしたところでございました。また、あわせて高層ビルが本当にすごいなというのと、それから、4車線の高速道路もございました。こんなことをやっている勢いというのはどこから来るんだろうという、そういった中国の生命力なり力なりを目の当たりに見させていただいたなというふうに思っております。

また、あわせて市長がおっしゃいましたように、私たちの訪中団は物すごく心温かくお迎

えいただいたことを本当に記憶に残っております。熱烈に歓迎ということで、上海市の松江区长を初めとしまして、市民を挙げての歓迎をいただきました。

私ども、朱舜水、余り知らないというよりは、余姚市生まれでございます、それから長じておよそ20年以上ですかね、松江区を中心に活動されております。松江区の方塔公園内には朱舜水記念堂が設置されておまして、まさに郷土の偉人ということで、市長がお述べいただきましたように顕彰されておるわけでございます。

しかし、松江区におきましては朱舜水に関する書物とか文献とかは一切残っていないということでありましたので、この安東省菴先生の送った実物の書簡が非常に歓迎され、また、それが中国で初めて公開されて中国全土にまでテレビ放映されたということで、その反響も大きかったなというふうに思います。これは大きな成果じゃなかったでしょうか。

私自身、個人的にも副区長さんとお話をさせていただいた折に感じたことですが、非常に上海は素晴らしいですねというような言葉を申し上げましたところ、いや、そんなことはない、松江区が最高ですよ。うちが一番ですよ、今上海があるのは松江区があるがためにできたんですよ。そういったことで、非常に郷土に対する思い入れが物すごい強いと。あと、誇りを持って過ごしてあるなというのを感じました。

そういった意味合いにおきましては、安東省菴顕彰会、あるいは先ほども議員から出していただきました北原白秋先生をいかに顕彰していくか、また、それをもとに、つい先日でございましたが、学校訪問を毎年各小・中学校しておりますが、ちょうど矢留小学校に上がりました。そういった折に、前からもくろんでおりましたけれども、校長先生から、やはり白秋先生のふるさととして、柳川の子供としての誇りを持てる教育をしようということを合意できまして、ことしはしっかりそういった活動の様子とか、それを来年は新しい1年生を迎える折にまた紹介していこうと言えるところまでこぎつけることができたわけでございます。これも大きな成果となっているかと思えます。

今回の書信展をきっかけにしまして、今後、本市と、また上海市の松江区の皆さんとの観光……

議長（古賀澄雄君）

教育長、短目に。

教育長（北川 満君）続

ええ、終わります。 観光、文化交流が深まって、一人でも多くのお客様が中国から柳川へおいでになるよう期待したいと、このように思っております。

ありがとうございました。

2番（荒巻英樹君）

大変ありがとうございました。

最後に、以前行われていました少年の翼ですね、今はもう終わっていますけれども、私は

継続の必要性を訴えておりましたが、もちろん同じ形じゃなくても結構ですが、やはり子供たちの国際交流を、ぜひ市長、今後取り組みをお願いしたいと思いますが、最後にそれだけ御答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

以前、そういう形で予算的にもつけてあったということを伺っております。どういうことで今行われていないかというなんですけれども、今回、こういう機会の中において、そういうふうな助成等も含めまして検討していかなければならないかというふうに思っております。以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は20日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了いたしましたので、あす20日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、あす20日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月28日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	北川満
総務	部長	大坪正明	
市民	部長	田島稔大	
保健	福祉部長	高田淳治	
建設	部長	野田彰	
産業	経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介	
教育	部長兼三橋庁舎長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人	事	秘書課長	島添守男
総	務	課長	白谷通孝
企	画	課長	橋本祐二郎
財	政	課長	石橋眞剛
税	務	課長	樽見孝則
健	康	づくり課長	高巢雄三
福	祉	課長	稲又義輝
学	校	教育課長	高崎祐二
生	涯	学習課長	石橋正次
建	設	課長	中村敬二郎
農	政	課長	成清博茂
水	路	課長	安藤和彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美
議	会	事	務	局	次長兼議事係長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について

2. 教育民生委員長報告について

請願第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願

日程(3) 議案第54号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について

議案第55号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書について

日程(4) 議案第56号 工事請負契約の締結について

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(古賀澄雄君)

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(荒木 憲君)(登壇)

皆さんおはようございます。

平成24年第2回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日27日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第54号及び議案第55号の上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が執行部提出の議案第56号の上程であります。提案理由の説明の後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ終わります。

議長(古賀澄雄君)

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月14日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでございます。

4 結果

(1)議案第40号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額「280億4,200万円」に「2,539万4千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「280億6,739万4千円」としようとするものであります。

審査の過程において、児童福祉総務費の非常時用垂直式救命袋購入費、清掃総務費の柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備調査費、農業振興費の「人・農地プラン」策定経費では市内における耕作放棄田の面積、財産管理費のふるさと元気応援基金積立金では寄付者の住所別内訳等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上でございます。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命を受け、委員会報告をいたします。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1) 請願第9号 採択

本件は、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願であります。

柳川市における小中学校の学級の現状についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく採択と決定致しました。

以上で終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 議案第54号～議案第55号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第54号 「少人数学級推進」、 「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について、及び議案第55号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書についての2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

まず、議案第54号 「少人数学級推進」、 「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について、提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第54号 「少人数学級推進」、 「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は請願第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1

の復元に係る意見書採択の請願書が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

将来を担う子供たちへ、少人数学級の早期実現と、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度拡充を求めて、政府へ意見書を送付しようとするものがあります。議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

次に、議案第55号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書について、提出者の提案理由の説明を求めます。

3番（熊井三千代君）（登壇）

議案第55号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災により発生した災害廃棄物について、安全性が十分に確認され、受け入れ側の要望に応じて対応がされていることを国民に説明し、被災自治体と受け入れ自治体のマッチングを早急に進め、被災地の復旧・復興のかぎを握る廃棄物広域処理が進むよう政府に求める意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

これで、提案理由の説明を終わります。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第54号及び議案第55号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第54号 「少人数学級推進」、 「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第55号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第56号

議長（古賀澄雄君）

日程4 議案第56号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

おはようございます。提案理由の前にお礼を申し上げたいと思います。第2回柳川市議会定例会初日に提案いたしました執行部提案の議案につきましては、すべて可決いただきましてありがとうございました。

それでは、議案第56号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市内大和町鷹ノ尾にあります柳川市立大和中学校のうち、昭和39年から昭和46年にかけて建設された同中学校校舎の改築を行うものであります。

本案は、柳川市立大和中学校改築工事のうち、建築工事に係るものでありまして、去る5月7日、3者による特定建設工事共同企業体による共同施工を発注方式とする一般競争入札の公告を行いました。

6月15日、参加申し込みがあった2企業体による一般競争入札の結果、消費税5%を含み、10億1,430万円で宝栄・富士・荻島特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市上宮永町413番地、株式会社宝栄工業、代表取締役古賀勝広が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ面積4,991.89平方メートルの校舎を建設するほか、旧校舎の解体や駐車場整備などの外構工事を施工するものでありまして、完成は平成26年2月の予定であります。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第56号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第56号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成24年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 河 村 好 浩

柳川市議会議員 緒 方 寿 光